

⑦ 平成 30 年第 4 回定例会

(12 月 11 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第4回益城町議会定例会目次

○12月11日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議案第104号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）	3
日程第4 議案第105号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	3
日程第5 議案第106号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3
日程第6 議案第107号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	3
日程第7 議案第108号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	3
日程第8 議案第109号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	3
日程第9 議案第110号 益城町四賢婦人記念館条例の制定について	3
日程第10 議案第111号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第11 議案第112号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第12 議案第113号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第13 議案第114号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第14 議案第115号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第15 議案第116号 益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第16 議案第117号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第17 議案第118号 第6次益城町総合計画基本構想について	4
日程第18 議案第119号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	4

日程第19 議案第120号 指定管理者の指定について	4
日程第20 議案第121号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害に より特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を 廃止することの協議について	4
散会	30

○12月12日（第2日）

出席議員	31
欠席議員	31
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	31
説明のため出席した者の職・氏名	31
開議	32
日程第1 一般質問	32
1 番 上村幸輝議員	32
1 震災遺構の保存と活用について	
(1) 福原地内地表断層については、いまだに放置した状態だ が保存と管理はどうなっているのか。	
(2) ガイドの養成等も行われ、ガイドの活動が始まっている ようであるが、体制は出来ているのか。関係各課の連携 と現状はどうなっているのか。	
2 地域未来塾の一環としてのフレンドネットについて	
(1) 全国的にも不登校の問題は大きな教育問題となっている。 町の不登校児童生徒の現状はどうなっているのか。	
(2) フレンドネットへの年度ごとの相談件数や希望件数、継 続的に通ってきた人数等の実績はどうなっているか。	
(3) フレンドネットと学校現場との役割分担はどうか。どの ように関わっているのか。	
3 学校支援事業について	
(1) 町内の全ての学校がコミュニティー・スクールとなった が、この町ならではの教育づくりのために、どのような 考えを持っているのか。	
(2) 現在NPO法人のカタリバさんによって教育支援を頂い ているが、その役割の大きさは特筆すべきである。その 内容を事業化し、委託等考えてはどうか。	
4 これからの財政状況を踏まえ、町の収入・財源を増やしてい くための施策について	

震災からの復旧復興の財源、少子高齢化、人口減少を考えれば町の収入・財源を増やしていくことは喫緊の課題である。そこで特に努力が求められる2点について伺う。

- (1) 企業誘致について、どのように認識しているのか。また、町は現在どのような誘致活動をしているのか。
- (2) 定住促進についての認識はどうか。以前移住定住促進プロモーションビデオも作製してあるが、町としての促進活動はどのように行っているのか。

5 子供の医療費助成事業について

高校卒業までを試算した場合、追加でどれくらいの金額が想定されるのか。

6 地盤改良補助金事業について

被災宅地（同一宅地）での建て替えだけでなく、移転し建て替える場合でも対象となるよう、要件の拡充をしていただきたいが如何か。

7 番 吉村建文議員 46

1 学校における救命教育の充実について伺う

- (1) 地震発生以降、小中学校における救命教育はなされているのか。
- (2) AEDの設置状況について、小中学校における設置は室内、室外何個程設置してあるのか。

2 公用車にドライブレコーダーを設置するべきではないか。

- (1) 県下における自治体の公用車にドライブレコーダーを設置しているところが多くなっているが、その実情はどうなっているのか。

3 2018年度補正予算について

国において補正予算が11月7日に成立したが、本町の学校の緊急安全確保策に対する取り組みはどうなっているのか。

4 中学校の吹奏楽部を支援する方策について

- (1) 本町における中学校の吹奏楽部への支援をもっと強化したらどうか。
- (2) 楽器の確保を巡って、使われなくなった楽器を町の広報等を使って募ってみてはどうか。

5 義援金とふるさと納税について

- (1) 昨年12月に同僚議員から質問があったが、義援金配分委員会はその後何回開催されたのか。

(2) 監査は行われているのか。

(3) ふるさと納税返礼に「みまもりサービス」を追加してはどうか。

4 番 松本昭一議員 58

1 財政問題について

(1) 町の未来を見据えたとき、厳しい財政の中、どのような考えで財政運営をしていくのか伺う。

(2) 貯金である基金の取り崩しを抑え、積み立てていくため、町としてどのような取り組みを考えているのか伺う。

(3) 復興基金の活用状況と今後どのような事業に活用を予定しているのか伺う。

(4) 次年度の予算編成において、町長は先の町長選挙において、マニフェストで町民といくつかの約束をなされた。マニフェスト関連事業について何らかの工夫をしていくのか伺う。

(5) 昨年11月に「町税等収納対策本部」を立ち上げ、全庁的に収納対策に取り組んでいると思うが、未収金対策のこの一年間の取り組みの成果と、今後どのような取り組みを展開していくのか伺う。

2 総合体育館及び陸上競技場完成後の活用策について

町民の皆さんが総合体育館、陸上競技場の一刻も早い完成、オープンを期待していると思う。

完成後の活用について伺う。

6 番 中川公則議員 65

1 役場庁舎建設の見通しについて

新庁舎建設に当たって、庁舎の配置計画・設計計画等、建設工程の進捗状況を伺いたい。

2 複合施設の整備について

旧中央公民館・男女共同参画センター・子育て支援施設を複合化して整備する方針となっているが、どのような機能を持った施設となるのか。

また、どこに整備しようと考えているのか伺いたい。

3 公共交通対策について

災害公営住宅整備、新住宅エリアの開発に伴い、公共交通の在り方の検討は進んでいるのか。

4 木山地区の仮設商店について

震災後多くの方たちが仮設の商店で営業を続けてこられました
が、今後の区画整理事業等で別の場所へ移転しなければなら
ない状況にあると思うがその対策はどうされるのか。

3 番 富田徳弘議員 71

1 飯野地区における交通安全確保のための施策について

(1) 国道443号の渋滞等交通量増加に伴う交通安全対策につい
て

(2) マミコウロードからの迂回車両に係る町道七滝下砥川線等
の交通安全対策について

2 物産館の整備について

賑わい創出のための農産物をはじめとした益城町の産品を販売
する物産館の整備計画・内容等について、町長の考えを伺う。

3 町営住宅使用料未納者への対応について

平成30年6月定例会において、議員提出として「町長の専決処
分事項の指定に関する条例」を制定し、住宅明渡請求に関する
訴訟、和解及び調停に関することを町長において専決処分する
ことができることとした。その後の状況と未納者への対応につ
いて、どのような方針で臨まれるのか、町長の見解を伺う。

2 番 下田利久雄議員 76

1 益城町建設業Cクラス建設業者の入札状況について

益城町には、建設業の指名業者が25社あり

- ・ Aクラス11社 (1,000万円以上)
- ・ Bクラス8社 (2,000万円未満)
- ・ Cクラス6社 (1,000万円未満)

という構成です。

益城町も復旧・復興に対し、まだまだ道半ばであり、工事の
進捗状況も9月末で工事完成率68.1%、契約率で86.1%という
中で工事期間も本年度末までという状況でA・Bクラスはとも
かくCクラスの入札状況を伺いたい。

2 有害鳥獣の処理について

益城町も有害鳥獣、特に猪、鹿が農作物に及ぼす影響は、多
大なものがある。町も猟友会等に助成を行っているが、なかな
か若いハンターが増えない状況となっている。若い人に聞いた
ところ猟は好きだけど、後の処理ができないとのこと。

有害鳥獣の処理方法について伺いたい。

○12月13日（第3日）

出席議員	80
欠席議員	80
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	80
説明のため出席した者の職・氏名	80
開議	81
日程第1 一般質問	81
12番 坂田みはる議員	81
1 健康ポイント制度の導入について	
(1) 健康ポイント制度の導入の狙いはどんなところにあるのか伺う。	
(2) 今後の進め方について伺う。	
2 仮設・みなし仮設入居者の見守りにについて	
災害公営住宅整備後の見守り、生活支援をどのように進めていこうとお考えか伺う。	
3 県道熊本高森線の拡幅に伴う商店街の賑わいづくりと魅力づくりについて	
町長マニフェストにおいて、広い歩道を活用したオープンカフェの開催など、道路づくりを通した賑わいづくりや魅力づくりに取り組むと掲げておられたが、県道熊本高森線沿線商店街の賑わいづくり、魅力づくりをどのように進めていかれるか伺う。	
4 まちづくり協議会の活性化策について	
現在24のまちづくり協議会が発足し、イベントや避難訓練、火災予防訓練など主体的に取り組まれているところもあるが、何らかの支援があれば地域の元気にもつながると思う。そこで、まちづくり協議会の活性化に向けて、どのような取り組みを検討されておられるか伺う。	
14番 中村健二議員	94
1 県道熊本高森線拡幅工事の進捗状況と区画整理事業の現況について	
(1) 県道熊本高森線拡幅工事の現在までの進捗状況について	
(2) 町として、この2事業にどの程度関わっていけるのか。	
また、関係住民に対する町の対応は。	
(3) 町として、この2事業が完了するまでの期間をどのくらいと予想しているのか。	

- (4) 区画整理事業の減歩、仮換地に対する住民の理解度は。
またバスターミナルや商用地の場所、面積は決定なのか。

2 国道、県道、町道の道路網整備について

- (1) 県道熊本高森線の4車線化は寺迫交差点までとなっているが、それから東側の整備は考えていないか。
- (2) 国道443号線の拡幅も早急に要望していくべきではないのか。
- (3) 県道の4車線化と関連する、都市計画道路の南北線、第2南北線の整備はいつ頃になるのか。また、この事業は町の単独事業となるのか。

16番 渡辺誠男議員 105

1 農免道路拡幅について

町道農免道線及び町道農免道支線の未改良区間（田原地区から西原村）の拡幅について

2 県道の改良について

県道堂園小森線の改良について

3 信号機設置について

県道堂園小森線と町道農免道線交差点の信号機設置について

4 過疎地域における少子化対策について

- (1) 民間における定住促進住宅の取り組みについて
- (2) 次世代の子どもたちが住み続けたい町づくりについて

9番 宮崎金次議員 114

1 ふるさと納税増加策について

益城町の財政見通しによれば、平成32年度から熊本地震関連債務の本格的返済が始まり、歳入不足が予想されている。そこで町としては歳入増加策を模索中と思われるが、その中の「ふるさと納税の増加策」について2点伺う。

- (1) 熊本地震発生以降、我が町がふるさと納税として受け入れた納税額の実績について
- (2) 今後町は「ふるさと納税増加策」についてどのように取り組むのか。

2 益城台地区画整理西地区からの道路網について

現在、益城台地区画整理事業西地区には、復興住宅や分譲地としての開発が予定されているが、同地区住民は、「同地域から第2空港線や県道小池瀧田線へ通じる大きな道路はなく、このまま人口だけが增加すると、本地域はうなぎの寝床

状態になってしまう」と心配する声をしばしば耳にする。

そこで2点伺う。

(1) 本地域での今後の人口（世帯）の増加予想についてわかる範囲で教えてほしい。

(2) 本地域から第2空港線や県道小池龍田線へのアクセス道路について、今後町はどのように考えているのか。

3 来年度以降の町の業務及び組織について

来年度は熊本地震から3年が経過し、熊本地震以降膨らんだ町の行政事務及び組織を見直す時期だと思われる。勿論、まだまだ復旧復興の真っ最中でとても見直し所ではないという業務もあると思うが、全般的には熊本地震の復旧復興の方向性が概ね確定しつつある今、来年以降の体制を先行的に考えておく必要がある。そこで3点伺う。

(1) 来年度における、町の業務の重点をどの様に捉えているのか。

(2) 来年度の業務は、全般的には復旧から復興へ移ることになると思うが、復旧業務として残るものにはどのような業務があるのか。

(3) 熊本地震発生以降、わが町では熊本県等のご配慮により、人・物・金等の面で多大な援助を受け本当に感謝している。とはいえ、いつまでも今のような状態では困ると思うし、熊本地震から3年が経過するこの際、支援を受ける必要がある分野と自前でなんとかしなければならぬ分野に区分し、本来の益城町役場の姿に戻していくべきだと思うが町長の考えを伺う。

15番 竹上公也議員 126

1 地域再生道路沿線周辺の市街化区域への変更と開発について

益城町の地域再生道路沿線の市街化調整区域を撤廃し、市街化区域へと変更すべく県への申し入れを継続的に行い、今後の益城の経済的、文化的な発展へと導いていく必要があると考える。その為にはまず、断層の上に建てる予定の本庁を仮庁舎の跡地周辺に建設し、随時公共施設を地域再生道路周辺へと移していく方向で基本計画を立てていく事が必要となり、学校、病院等を設置していく事により外部からの人口受け入れが出来るように市街化区域へと変更す

るよう要請していく。

そして、木山地区商店街と一体化を図り、それぞれの生活基盤が安定できる政策を考えていく事により、大きな町へと変貌させていく事が今後の町づくりの課題となると考える。

そこで町長におたずねいたします。

- (1) 建設検討委員会で決定された本庁の建設予定地は熊本地震断層の真上に建設されるようですが、不安は残らないのでしょうか。
- (2) 今後の10ヶ年益城町の基本計画に再生道路周辺の調整区域から市街化区域への変更要請を長期になれども県へ要請していくと基本計画に入れるべきでは。
- (3) 地域再生道路周辺に公共用施設（自動車ターミナル、公園、水道、学校、病院、図書館など）の必要な建物等を設置することは考えていただけないか。まずは公共の建物などを建てて市街化を進めながら長期に渡るかもわかりませんが、市街化区域へと変更していき、用途地域に合わせながら、住宅、店舗等を誘致し、町の活性化を促していく事が求められると思いますが、どの様にお考えでしょうか。

5 番 榮 正敏議員 136

1 人材の確保（長期派遣の要請）について

熊本地震からの復旧復興を迅速に進めるに当たって相当の人員、人材が必要になると思われるが、この職務に対応できるだけの人材確保への取り組み、今度の見通しについて伺う。

2 入札制度について

現在の入札状況（落札率の状況、指名競争入札、一般競争入札）について、災害復旧復興に伴う工事発注に係る入札制度について伺う。

3 橋梁整備と通学対策について

秋津川、木山川にかかる橋梁の今後の整備状況と子供たちの通学路対策についてどう考えているのか伺う。

4 災害時の命を守る、避難路、避難地について

避難路、避難地としての道路、公園の整備状況と今後の整備計画、工事予定はどの程度を予定しているのか伺う。

散会	146
----------	-----

○12月18日（第4日）

出席議員	147
欠席議員	147
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	148
説明のため出席した者の職・氏名	148
開議	148
日程第1 常任委員長報告	148
日程第2 議案第122号 工事請負契約の締結について	160
日程第3 議案第123号 工事請負契約の変更について	161
日程第4 議案第124号 工事請負契約の変更について	162
日程第5 議案第125号 工事請負契約の変更について	163
日程第6 議案第126号 公有財産の取得について	164
日程第7 議案第127号 公有財産の取得について	165
日程第8 議案第128号 公有財産の取得予定価格の変更について	165
日程第9 議案第129号 公有財産の取得予定価格の変更について	166
日程第10 議案第130号 益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化） 工事委託に関する協定の締結について	167
日程第11 議案第131号 監査委員の選任同意について	168
日程第12 議案第132号 教育委員会委員の任命同意について	169
日程第13 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	170
日程第14 閉会中の継続調査の件	171
閉会	171

平成30年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年12月11日午前10時00分招集
2. 平成30年12月11日午前10時00分開会
3. 平成30年12月11日午後0時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第104号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第4 議案第105号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第5 議案第106号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第6 議案第107号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第108号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第109号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議案第110号 益城町四賢婦人記念館条例の制定について
 - 日程第10 議案第111号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第112号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第113号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第114号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第115号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議案第116号 益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第117号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議案第118号 第6次益城町総合計画基本構想について
 - 日程第18 議案第119号 熊本市市町村総合事務組合同規約の一部変更について
 - 日程第19 議案第120号 指定管理者の指定について
 - 日程第20 議案第121号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの

協議について

7. 出席議員（16名）

1 番 上 村 幸 輝 君	2 番 下 田 利久雄 君	3 番 富 田 徳 弘 君
4 番 松 本 昭 一 君	5 番 榮 正 敏 君	6 番 中 川 公 則 君
7 番 吉 村 建 文 君	9 番 宮 崎 金 次 君	10 番 坂 本 貢 君
11 番 寺 本 英 孝 君	12 番 坂 田 みはる 君	13 番 石 田 秀 敏 君
14 番 中 村 健 二 君	15 番 竹 上 公 也 君	16 番 渡 辺 誠 男 君
18 番 稲 田 忠 則 君		

8. 欠席議員（1名）

17 番 荒 牧 昭 博 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
総務課審議員	塘 田 仁 君	総務課審議員	富 永 清 徳 君
企画財政課長	山 内 裕 文 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	坂 本 祐 二 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	木 下 宗 徳 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	深 江 健 一 君	産業振興課長	安 田 弘 人 君
都市建設課長	荒 木 栄 一 君	公営住宅課長	河 内 正 明 君
復旧事業課長	増 田 充 浩 君	復興整備課長	坂 本 忠 一 君
復興整備課審議員	米 満 博 海 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	吉 川 博 文 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君	下水道課長	水 上 眞 一 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい

中に御出席いただきまして、ありがとうございます。なお、17番荒牧昭博君から欠席する旨の届け出がっております。

議員定数18名、出席議員16名です。

これより、平成30年第4回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、1番上村幸輝議員、11番寺本英孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明、議案に対する総括質疑を行います。12日、13日は一般質問、14日は各常任委員会、15、16日は休会、17日は常任委員会、18日は各常任委員長報告、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 議案第104号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第105号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第106号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第107号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第108号 平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第109号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第110号 益城町四賢婦人記念館条例の制定について

日程第10 議案第111号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第112号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第113号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第114号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第115号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第116号 益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第117号 益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第118号 第6次益城町総合計画基本構想について
- 日程第18 議案第119号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第19 議案第120号 指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第121号 益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第3、議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から日程第20、議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から日程第20、議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までを一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成30年度第4回益城町議会定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆さんにおかれましては、日夜地域のために活動されていることに対し心から御礼申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして心から感謝申し上げます。

さて、園田博之衆議院議員が11日11日に亡くなりました。旧熊本4区の議員としまして、益城町、熊本県、そして国政のために尽力をしていただきました。特に、熊本地震直後、直ちに駆けつけていただきまして以来、予算の確保、支援、人の確保、物資の確保、さまざまな支援などに益城町の復旧・復興のために奔走をしていただきました。感謝を申し上げますとともに謹んで

御冥福をお祈り申し上げます。

震災から2年8カ月を迎えようとしています。しかしながら、仮設住宅、みなし仮設住宅におきまして約1,700世帯、4,200人の皆様が生活をされています。今後も一人一人と向き合いながら生活再建を第一に取り組んでまいります。

また、災害公営住宅につきましては、来年1月から一部で入居が始まりますが、入居される方々の顔合わせ会を行うなど新しい生活環境の中でコミュニティづくり、生きがいを支援していきますとともに、仮設住宅に入居されている皆様の見守り対策にも力を注いでまいります。

また、本年は7月の西日本豪雨、相次ぐ大型台風の上陸、最大震度7を記録しました北海道胆振東部地震など列島各地が災害に見舞われた年でした。一方で、熊本地震という出来事が人々の記憶から遠ざかっております。復興までの道のりは厳しさを増しますが、完全復興に向けて全力で取り組んでまいります。

さて、今回提案しております議案は、補正予算6件、条例など12件、計18件となっております。

それでは、議案第104号、一般会計補正予算（第3号）は歳入歳出それぞれ7億6,595万3,000円増額しまして、歳入歳出総額498億7,376万7,000円とするものです。

第2表の債務負担行為補正で、国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場借り上げ事業及び町民憩の家指定管理委託事業の2事業を追加、第3表の地方債補正では、三つの事業債を追加し、四つの事業債を変更しております。

歳入歳出補正予算の主なものでは、復興基金を活用し、本年2月13日に国の天然記念物に指定されました布田川断層帯の堂園地区及び谷川地区の駐車場整備費に1,059万7,000円、国の交付金を活用しました民間コンクリートブロック塀の撤去、新設費に1,500万円、来年3月オープン予定の四賢婦人記念館の外構工事などに1,123万2,000円、宅地の耐震化を図る大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に4億1,600万円、その他任期付職員採用や人事異動、人事院勧告に伴う給与改定による人件費等を計上しております。

また、特別会計の会計関係の補正につきましては、議案第105号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で1,289万6,000円の減額補正、議案第106号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で1,518万1,000円の増額補正、議案第107号、公共下水道特別会計補正予算（第3号）で4,560万円の増額補正、また、議案第108号、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）では129万3,000円の減額補正を行っております。

さらには、議案第109号、水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入及び支出を198万1,000円増額、補正議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を246万9,000円減額補正しております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。

私のほうからは予算関係の6議案について説明をさせていただきます。

まず議案第104号の平成30年度益城町一般会計補正予算書（第3号）の1ページを開いていただきしたいと思います。

歳入歳出予算の補正で、第1条です。歳入歳出それぞれ7億6,595万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ498億7,376万7,000円とするというふうにしております。

第2条で債務負担行為の追加の補正、それから第3条で地方債の追加及び変更の補正をしております。

5ページをお開きください。第2表で債務負担行為の補正です。

追加で二つの事業を追加をしております。

国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場の借り上げ事業。それから町民憩の家指定管理委託料ということです。

6ページをお願いいたします。3表で地方債の補正になります。

追加で三つの事業、複合施設整備事業債を含めて三つの事業を追加をしており、2の変更におきまして農林水産業施設災害復旧事業債を含め四つの事業について補正をしているところです。

次に、9ページをお願いいたします。2の歳入になっております。

まず一つ目が、地方交付税で普通交付税です。交付の決定に伴い増額補正をしております。

使用料関係で土木の使用料、住宅使用料で惣領団地の災害復旧に伴う減免に伴い減額404万4,000円の減額をしております。

教育使用料につきましては、四賢婦人記念館が3月にオープンしますので、その入館料を4万8,000円の増額。

次に、国庫支出金で、民生費の国庫負担金、子供のための教育保育給付費国庫負担金を、国の要綱の改正に伴い負担金から補助金のほうに組み替えておりますので減額をしております。

それから衛生費の国庫負担金、国庫の基盤安定負担の国庫負担金の額の確定による1,303万円の増額の補正です。

10ページをお願いいたします。

次に、国庫補助金で、民生費の国庫補助金、子どものための教育・保育給付費交付金のほうを負担金のほうから補助金のほうに組み替えということで3億6,384万9,000円の増額です。

土木費の補助金につきましては、コンクリートブロック塀撤去新設関係の社会資本整備総合交付金を活用した事業の交付金、2分の1の補助になります、913万9,000円の増額。それから、災害復旧費補助金につきましては、中央公民館の災害復旧分の減額の補正、それから宅地耐震化事業補助金の増額補正で、あわせまして1億7,376万4,000円の増額としております。

次が県の補助金で、民生費の県の負担金です。民生費の負担金で、30年の7月の豪雨災害の救助派遣の県の負担金として、町の職員のほうが応援で派遣をしておりますので、その必要経費の分の県負担金としての歳入を増額してきております。

それから老人福祉負担金につきましては、後期高齢者の基盤安定の拠出金の額の確定に伴う増額の補正、それから、保健衛生費の負担金につきましても、国保基盤安定の県負担金の額の確定による増額補正。

次に、県補助金で総務費の補助金復興基金につきましては、熊本地震復興基金の交付金、三つの事業に活用するための増額の補正を1,027万9,000円。農林水産業費、県の補助につきましては、土地改良施設突発事故復旧事業県推進交付金51万8,000円の増額、土木費の県の補助金は民間コンクリートブロック塀の撤去の補助金を4分の1の補助で250万円の増額、災害復旧費の補助金につきましては、がけ崩れ対策事業の補助金で4分の3、5,855万4,000円の増額です。

12ページをお願いいたします。

諸収入、過年度収入です。障害児通所給付費等の国庫の負担金と県の負担金、それから町営住宅災害復旧費の過年度の国庫補助金のほうの前年度分の追加交付の分を増額補正をしております。

それから雑入として国保出産育児一時金の精算返還金、それから後期高齢者の療養給付費の返還金、それから建物災害共済金、児童館分の落雷に伴う保険金です、1,458万4,000円の増額をしております。

町債については、先ほどの2表と同じとなっております。

次に、14ページから歳出になります。

歳出につきましては、町長の説明でありましたように給与改定、それから人事異動に伴う人件費の補正をさせていただいております。一般会計人件費総額の補正額が4,947万1,000円。そのうち給与改定分として1,018万5,000円が給与改定分となっております。

次に、議会費ですけれど、こちらについては人件費となっております。

次に、2款の総務費1目の一般管理費については人件費、それと普通旅費、通信運搬費、複写機の借り上げ料、備品購入については2穴パンチの故障に伴う買い換えというところで、あわせて873万8,000円の増額です。

4目の企画費については、使用料等審議会の委員さん方の報酬。それから、16ページのほうで定住促進補助金を700万、それらを含めてあわせて731万円の増額としております。

6目防災費は、災害備蓄用消耗品、給食センターの備蓄米など139万7,000円。諸費が有線放送広報掲示板の補助金180万円などを含めて198万7,000円の増額。

男女共同参画センター、それから17ページの税務総務費については人件費、2目の賦課費、それから徴収費については、住民税のシステム、収納消込システムの改修の委託料となっております。

次に18ページです。戸籍住民基本台帳費、それから選挙管理委員会費、19ページの統計調査費、それから監査委員費については人事委員費の補正となっております。

3款民生費、社会福祉総務費につきましては、20ページのほうをお願いいたします。

19節で復興関連ボランティアセンター等の運営推進事業ということで復興基金を活用して事業をするということです。それから、障害児施設給付費利用者増に伴う増額補正などを含めまして総額で2,749万9,000円の増額をしております。

次に、4目老人福祉費につきましては人件費による増額補正。

9目後期高齢者医療費につきましては、保険基盤安定拠出金の繰出金による増額補正となっております。

次に、1目の児童福祉総務費につきましては、22ページをお願いいたします。放課後児童クラブ設計業務委託料、広安小学校の新築設計分になります。それら含めて総額の294万円の増額。

3目児童福祉施設費につきましては、第五保育所の落成式用の記念品等などにより4万2,000円の増額、23ページで災害救助費関係で人件費の時間外を増額。

2目の仮設住宅運営費につきましては、応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金259万2,000円の増額で復興基金を活用した事業となっております。

4款の衛生費、保健衛生総務費につきましては、24ページをお願いいたします。繰出金で国保保健基盤安定の繰出金などによる増額で7,546万1,000円の増額になります。

8目の保健福祉センター運営費については、修繕料、コンクリートブロックの撤去、新設等などによって195万8,000円の増額。

6款農林水産業費の農業総務費につきましては人件費となっております。

5目の農地費については土地改良区の復旧事業費の補助金で120万9,000円の増額。

11目農業集落排水事業費については、特別会計への繰出金で100万円の減額となります。

次は26ページをお願いいたします。林業振興費は林地台帳データ整備の機械の借り上げ料15万2,000円の増額。林道維持費については、特別会費、がけ崩れ工事の増加に伴う負担金の増というところで23万9,000円の増額です。

商工費の商工総務費については人件費、観光費については国の天然記念物に指定されました布田川断層帯の谷川地区、堂園地区の駐車場整備等合計で1,059万7,000円の増額。

8款土木費1目の土木総務費につきましては、2,398万6,000円については職員の人件費となっております。

28ページをお願いいたします。都市計画総務費です。11節需用費で民間コンクリートブロック塀の撤去、新設1,500万円の増額。それから28節で下水道特別会計への繰出金などを含めて3,533万3,000円の増額。それから住宅管理費については職員人件費に37万2,000円の増額。災害公営住宅費につきましては、アドバイザー謝金等による19万8,000円の増額となっています。

30ページをお願いいたします。消防費の非常備消耗費については消耗品、新入団の活動費等になります。206万5,000円の増額。消防施設費は東無田消防団の詰所の用地購入費等により200万円の増額です。

教育費で事務局費です。こちらは人件費となっております。21ページの小学校の学校管理費で、修繕料329万4,000円で飯野小学校、津森小学校特別支援教室等の改修などで664万円の増額。32ページをお願いいたします。中学校の学校管理費は工事請負費等による益城中学校の施設整備費、クラスの増加などによる改修費等による878万5,000円の増額。33ページで幼稚園費については職員の人件費と修繕料がスクールバスの車庫の修繕料あわせて68万5,000円の増額です。

34ページが社会教育総務費で、人件費、それから燃料費が7万円を増額、あわせて4万7,000円の減額補正となっています。集会所の運営費については、コンクリートブロック塀の撤去関係で179万円。四賢婦人記念館につきましては、工事請負費において外構工事等を含めた1,123万2,000円を増額となっています。交流情報センターにつきましては人件費。

36ページをお願いいたします。保健体育総務費につきましても職員の人件費。

それから学校給食費につきましては、人件費と給食センターの落成式関係の委託料等による133万7,000円の増額。

11款の災害復旧費、農業施設災害復旧費につきましては、修繕料等による3,737万6,000円の増額。38ページが、土木施設の災害復旧費、がけ地災害復旧費については、小谷地区のがけ崩れ対策事業等を含めて4,580万円の増額。宅地災害復旧事業は宅地耐震化の復旧工事で4億1,600万円増額で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業になっております。

次に、文教施設の災害復旧で社会教育施設の災害復旧、こちらは中央公民館の実施設設計関係の委託料について6,398万5,000円の減額。その他公共施設、公用施設災害復旧費で複合施設の新築設計の委託料として5,398万6,000円の増額をしております。

12款公債費につきましては、住宅使用料の減免に伴う財源組み替えとなっております。

40ページのほうでは、予備費の増額をしているところです。

以上が議案第104号の一般会計の補正予算となります。

続きまして、議案第105号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の補正としておりまして、歳入歳出それぞれ1,289万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ42億4,640万7,000円とするとしております。

6ページをお願いいたします。歳入です。

国民健康保険税について、8,885万4,000円の減額をしております。

それから、10款の繰入金で一般会計からの繰入金を7,595万8,000円の増額、保険基盤安定の繰入金としております。

7ページのほうが歳出で、3款の国民健康保険事業納付金関係の1項の医療給付費分1目の一般被保険者給付費分、それから次の2項の後期高齢者支援等分、それから3項の介護納付金分、それぞれ保険税の減額に伴う財源組み替えとなっております。

それから、8ページのほうが予備費の減額をしているところです。

以上が議案第105号になります。

次が、議案第106号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出それぞれ1,518万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,443万円とするとしております。

6ページをお願いいたします。歳入で繰入金です。

一般会計からの繰入金で被保険基盤安定の繰入金として1,518万1,000円の増額。

7ページの歳出のほうが、後期高齢者広域連合納付金を保険基盤安定の負担金分として1,518万2,000円の増額。予備費を1,000円減額をしております。

以上が議案第106号になります。

続きまして、議案第107号です。平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）

です。1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正が第1条で、歳入歳出それぞれ4,560万円を追加し、総額の、歳入歳出総額の25億4,953万5,000円とするとしております。

第2条で債務負担行為の補正、変更、それから地方債の変更のほうを第3条でしております。

4 ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為の補正で、浄化センターの長寿命化更新事業につきまして、減額の補正をさせていただいております。

それから、第3表です。地方債の補正で変更の二つの事業で公共下水道事業、それから下水道再開の復旧事業債、それぞれ増額の補正をしております。

次が8 ページをお願いいたします。歳入です。

2 款の分担金及び負担金で、1 目の負担金です。受益者負担金の特定環境保全分、決算見込みによる600万円の増額。

それから繰入金是一般会計からの繰入金は700万円の増額。

諸収入の雑入として消費税の還付金等により1,050万円の増額をしております。

9 ページのほうが、町債のあわせて2,210万円の増額です。

10 ページをお願いいたします。歳出です。

事業費で公共下水費、職員の人件費、給与改定、人事異動に伴う人件費の増額。それから、借りに上げにつきましては、新築の増加により公共樹の取り付け件数の増加に伴い予算が不足するということでの2,750万円の増額、管渠築造工事1,100万円につきましては、小池竜田線改良工事に伴う工事ということです。事業費総額で2,435万9,000円の増額補正をしております。

施設費のほうにつきましては、職員の人件費、それから光熱水費等により427万4,000円の増額となっております。

12 ページのほうをお願いします。災害復旧費で修繕料で1,600万円の修繕料の増額をしております。

予備費のほうが96万4,000円の増額ということです。

以上が議案第107号になります。

続きまして、議案第108号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）、1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出それぞれ129万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8,798万2,000円とするとしております。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。繰入金で、一般会計からの繰入金で100万円の減額。

繰越金を繰越額の確定に伴い29万3,000円の減額をしております。

7 ページが歳出です。

事業費で農業集落排水の事業費として消費税を80万円減額、施設費では職員の人件費で86万9,000円の減額。予備費で37万6,000円の増額をしているところです。

以上が議案第108号になります。

続きまして、議案第109号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算書（第2号）です。1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出第2条で、支出の補正で21款益城町水道事業費用198万1,000円の増額補正をしております。

第3条のほうで議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員の給与費246万9,000円の減額、人事異動、給与改定に伴う補正となっております。

3ページをお願いします。3ページのほうが給与費の明細書となっております。

1の総括で補正後、補正前、補正額という形で表をつくっております、補正額の一番右下に246万9,000円の減額補正となっております。

その下の表が手当の内訳ということで手当の内訳につきましても補正後、補正前、補正額という形で整理をしているということです。

次に5ページをお願いいたします。水道事業の補正予算（第2号）の実施計画の明細書で収益的収入及び支出の分の支出の内容になっております。

21款の水道事業費用、それから1項の営業費用2目の排水及び給水費の19節の修繕費で400万円の増額で、送配給水管の不足に伴う1,400万円の増額。

それから4目の総経費については職員の人件費に伴う221万9,000円の増額。

それから2項の特別損失、18節の使用料及び賃借料の20万円増額につきましては、仮設設備管賃借料ということで、工期の延長に伴うリース料の不足に伴う20万円の増額となっております。

以上が議案第109号になります。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第110号、益城町四賢婦人記念館条例の制定につきまして御説明いたします。

四賢婦人記念館は我が国における女性の地位向上に尽力した4人の婦人を憲章する施設です。本議案は、現在再建中の益城町四賢婦人記念館が平成31年3月に開館予定であるため、地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設としての設置及び博物館法第29条の規定に基づく博物館に相当する施設として条例化を図るものです。

条例の内容は記念館の名称、位置、事業内容、入館料などに係る規定を定めています。

御審議のほどよろしくをお願いします。

議案第111号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき一般職の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容は、改め分の第1条では、民間給与と職員給与の格差を解消するため、俸給表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当について支給月数を民間に見合うように0.05月分引き上げるものでございます。

また、あわせて宿日直手当を4,200円から4,400円に改正しております。

改め分の第2条は、勤勉手当について6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。なお、この改め分の第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

御審議のほどよろしくお伺いします。

議案第112号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき一般職の任期付職員の給与改定を行うものでございます。

改正内容は、まず改め分の第1条は、民間給与との格差を埋めるため、給料月額を400円引き上げるとともに、勤勉手当について0.05月分引き上げるものでございます。

改め分の第2条は、勤勉手当について6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。なお、この改め分の第2条につきましては、平成31年4月1日からの運用となります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

議案第113号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき町長等の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず改め分の第1条は、町長等の期末手当の支給月額を0.2月分引き上げるものでございます。

改め分の第2条は、期末手当について6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。なお、この改め分の第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

議案第114号、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき教育長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず改め分の第1条は、教育長の期末手当の支給月額を0.2月分引き上げるものでございます。

改め分の第2条は、期末手当について6月及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。なお、この改め分の第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

議案第115号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき議員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず改め分の第1条は、議員の期末手当の支給月額を0.2月分引き上げるものでございます。

改め分の第2条は、期末手当について6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。なお、この改め分の第2条につきましては、平成31年4月1日からの適用となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第116号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、益城町使用料等審議会の答申に基づき区分及び使用料の改定を行うものでございます。

主な改正内容は、区分改定ではさらなる利用促進を図るため競技場全体の貸し出しに加え、人工芝グラウンドのみの部分的な貸し出しと、個人利用を追加するものでございます。

また、使用料につきましては、競技場使用料を2,000円から3,000円に改正し、また追加した区分につきましてもそれぞれ使用料を設定しております。さらに附帯設備につきましても、放送設備が1回500円とするなど使用料を設定しております。

なお、益城町陸上競技場につきましては、平成31年4月1日からの利用再開となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議案第117号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、益城町使用料等審議会の答申に基づき使用料の改定を行うものでございます。

主な改正内容は、テニスコート一面の使用料を300円から350円に改正し、また、あわせて夜間照明の使用料を1面当たり500円から600円に改正しております。

なお、益城町総合運動公園テニスコートにつきましては、平成31年4月1日からの利用再開となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第118号、第6次益城町総合計画基本構想について御説明を申し上げます。

現在、本町では、まちづくりの二つの最上位計画が存在しており、一つは平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第5次益城町総合計画、もう一つは、第5次益城町総合計画を基本としながら震災からの復旧・復興を掲げて平成28年12月に策定されました益城町の復興計画でございます。

第5次総合計画につきましては、熊本地震前に策定されたものですので、震災の影響を踏まえた修正が必要となっております。また、復興計画につきましては、震災から3年目の平成30年度までを復旧期として位置づけており、ちょうど今年度が検証、改定の時期に当たります。

そこで、復興計画の検証、改定に合わせて総合計画に復興計画を検証する形で統合し、震災前の活力を回復し、地域の価値を高めるための計画として第6次益城町総合計画の策定に取り組んでまいりました。よって、今回、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項の規定により、第6次益城町総合計画基本構想を提出するものでございます。

この基本構想につきましては、町の諮問機関でございます益城町総合計画審議会におきまして、益城町復興計画復旧期の検証、現状分析、生活再建等に関する各種住民アンケート調査などを踏まえ、慎重な議論を重ねて答申していただいた内容に基づいて作成をしたところでございます。

基本構想を1枚お開きいただくと目次になっております。

第6次総合計画基本構想は、まちづくりの基本理念、まちの将来像及びまちづくりの基本方針で構成されることになります。

1枚お開きいただくと2ページにまちづくりの基本理念を掲載しています。

まちづくりは、地域づくりであり、そこに住み、働き、関係する方がよいと思える環境など、その時々に応じたまちづくりが重要になる。また、まちづくりは、住民全員が主体となり、町や町議会なども主体となることが重要で、それぞれの役割を担いながら、いろいろな考えや問題を共有し、議論し、育て上げ、つくり上げていくことが重要としております。

以上のことをまちづくりの基本理念として掲げ、将来まで長きにわたって守るべきものとしております。

3ページにはまちの将来像を記載しております。

震災後も、住民の方はふるさとを愛し、ふるさとに住み続けたいと思われております。また、町外の方にも本町に関心を持ってもらいたいと思われており、今、復興に向けて皆が取り組んでいるところです。

第6次総合計画では、本町の住民の方が将来にわたり住み続けたいと思われるだけでなく、町外の方にも住みたいと思われるようようなまちへ復興するという思いを込め、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を町の将来像として掲げております。

続いて四ページには、まちづくりの基本方針を載せております。

まちづくりの基本方針として、「みんなが安心して生き生きと暮らせるまちづくり」、「活力と魅力にあふれるまちづくり」、「多様な人が輝くまちづくり」及び「健全な行財政に支えられたまちづくり」の四つとしています。

なお、この基本方針は、基本計画に掲げる全ての分野に係るものとします。

以上が第6次益城町総合計画基本構想の説明になります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第119号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について御説明申し上げます。

提案しております本議案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合が、平成30年10月1日より熊本県北病院機構設立組合へと名称変更したため規約の一部を変更するものです。なお本議案につきましては、組合を構成する地方公共団体においての同文議決となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第120号、指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本案は、益城町町民憩の家の次期指定管理者の指定を諮るものです。

益城町町民憩の家につきましては、平成27年度より指定管理者制度を導入し、益城町町民憩の

家管理運営共同企業体による管理運営を行ってまいりました。平成29年、第4回益城町議会定例会におきまして指定管理期間の1年間の延長が可決され平成31年3月31日で計4年間の指定管理期間が終了となります。

今回の指定管理期間終了に伴い公募を行いましたところ、現指定管理者である益城町町民憩の家管理運営共同企業体一団体から申請書の提出があり、益城町公の施設に係る指定管理者選定委員会におきまして、書類審査を行った結果、指定管理候補者として選定をされました。

よって、今回提案しております議案は、平成31年4月1日から5年間、益城町町民憩の家の管理運営を行わせる指定管理者として、益城町町民憩の家管理運営共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

議案第121号、益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について御説明申し上げます。

地方自治法の規定により、平成28年5月20日に熊本県に委託しました平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を、平成31年3月31日をもって廃止するため熊本県と協議するものです。

熊本県に事務委託しました二次仮置き場におきましては、本年1月末で廃棄物の受け入れを終了し、2月上旬までに約22万トンの処理を完了しました。今年度におきましては、原状復旧工事に着手し、7月末に建屋、機械設備等の撤去、9月末に舗装の撤去と整地を完了しました。原状復旧工事の完了をもって7市町村が委託した事務の全てが終了しましたことから、事務委託の廃止手続を行う必要があるため熊本県と協議するものです。

なお、関係する益城、嘉島、御船、甲佐、南阿蘇、西原、宇土市町村議会での同内容の議決が行われることになります。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 議案第104号から議案第121号までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案に対する総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

まず、初めに議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第109号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの6議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

22ページ、一般会計補正予算（第3号）22ページ、3款2項3目8節落成式用記念品、第五保育所とさっき聞きましたけど、この工事の完了はいつごろか。それから落成式はいつごろ予定されているのか。

それから、26ページ6款2項3目14節、3目の14節、27ページだ。

（「26ページって言ったろう」と呼ぶ者あり）

27って、今言い直したって。

14節使用料及び賃借料、国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場賃借料。この2万1,000円とありますけれど、これは年契約なのか、月、月極めって言いますが、月契約なのか。

それから、15節工事請負費950万円とありますが、家屋の、相当古い家屋なんですが、家屋解体費はこの中に入っているのか。それから、駐車場のトイレ整備はどうなっているか。

それから、もう一つ、益城町水道事業会計補正予算（第2号）の5ページ、議案、補正予算書第2号、議案109号。

（「六十何ページ」と呼ぶ者あり）

5ページ。

21款3項6目18節、この仮設配管賃借料、これは365万って安いんですが、これは今まで全部使った、災害で使ったあのステンレスで相当仮設配管してありましたけれど、その全部なのか、それとも残った分をまた、今、予算として上げてあるのか。たしか一回返済したって聞いてましたけど、そここのところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 木下こども未来課長。

○こども未来課長（木下宗徳君） おはようございます。こども未来課長の木下です。

5番榮議員の質問にお答えをさせていただきます。

議案第104号、3款2項3目の8報償費、落成式の件でございます。完成を2月の末日を予定をしております、落成式の予定を2月27日に行う予定でございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君） 産業振興課長の安田でございます。

5番榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第104号、平成30年度一般会計補正予算書（第3号）中の27ページをお開きください。

7款1項3目の中の14節使用料及び賃借料の国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場の件でございますが、来年の1月1日から10年間の予定で契約をしようと、今、考えております。したがって、今回の2万1,000円につきましては、本年度分、平成30年度分の1月1日から3月31日の3カ月でございますので2万1,000としております。

続きまして、同じページの15節工事請負費の950万でございますが、これはごらんのとおり谷

川地区の駐車場の整備費用でございまして、母屋の解体とかの費用は含まれておりません。

以上でございます。

失礼いたしました。トイレの整備につきましても現時点では考えておりません。

以上でございます。失礼しました。

○議長（稲田忠則君） 森本水道課長。

○水道課長（森本光博君） 水道課長の森本でございます。

5番議員の質問にお答えいたします。

議案第109号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）中ページ5ページですけども、収益的収入及び支出の支出の21款益城町水道事業費用3項特別損失6目水道施設災害復旧費18節使用料及び賃借料の仮設配管の賃借料の20万の増額補正についての御質問でございますけれども、これは現在残っている分の災害復旧工事で残っている分についての工期延長に伴う20万の増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

一般会計予算のですね、35ページの教育費社会教育費の5目の四賢婦人記念館運営費の報償費ですかね、16万5,000円、案内人謝礼16万5,000円となっておりますが、四賢婦人は、今、建設中なのにこれはどういうことかということを説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君） おはようございます。生涯学習課長の吉川です。

2番下田議員の御質問にお答えします。

34ページの10款6項5節の8節償費費について御説明いたします。説明案内人謝礼ですが、こちらは3月に四賢婦人記念館がオープン of の予定になっておりますので、その謝礼分の16万5,000円になっています。一応15日間を予定にして計上しております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかにございせんか。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番上村です。

1点だけ内容を教えてください。

議案第104号、益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページのほうが39ページ、11款災害復旧費4項、これと同じく11款の5項。公民館の災害復旧工事の業務設計委託ということでそもそも国からの補助金のほうが3,423万6,000円予定されていたんですけど、これを減額して今年複合施設、公民館と男女共同参画センター、子育て支援センターだったですかね、これを含めた複合施設をつくるということをなんでしようけれど、この国からのもともとの補助金についてなんですけど、これはもう実際どうなのか、一般財源のほうに組み込まれているのか、それともこ

れからの申請が行われるのか、もしくはもう補助金は使わないということなのか、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 1 番上村議員の質問にお答えさせていただきます。

ページの39ページです。11款の災害復旧費の社会教育施設の災害復旧費の減額に伴う財源の国庫支出金の財源の減額、地方債の減額、それから、その他の公共施設、公用施設の災害復旧費の増額補正に伴う財源が違うからという内容だろうと思います。

まず減額につきましては、当初予算で計上していたものを設計費の予定額、それに伴う財源の国庫支出金と起債額を減額しているということ、それから、その他の公共施設の増額、複合施設の増額につきましては、中央公民館分の災害復旧費、それから男女共同参画センターの災害復旧費、それからふれあい交流館の災害復旧費、3施設の複合施設の災害復旧として実施をしていくというふうに予定をしております。今回増額しております起債につきましては、ふれあい交流館と男女共同参画センターの単独の災害復旧事業債の起債の分の財源を充てていると。その他につきましては、一般財源で今回は計上をさせていただいているところです。

それにつきましては、中央公民館の災害査定がまだ今のところいつぐらいにされるかというのがまだ決まっていないというような状況にもございますので、今後、災害査定を受けて、補助金の交付決定があった場合に、この辺は財源組み替え、もしくは翌年度での精算というような形になってくるかと思います。

起債につきましても、補助の裏であれば、補助の災害復旧事業債、補助が使えないようであれば単独の災害復旧事業債というような形で、起債の協議する内容も変わってきますので、その辺も今年度、補助の災害査定の前でも単独災害復旧事業債で借り入れておく必要がある場合には、関係機関と協議しながら必要な形で今後3月の議会に向けて、3月議会の中で財源組み替えの補正をさせていただく予定にしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませか。

7 番吉村建文議員。

○7 番（吉村建文君） 7 番吉村です。

議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、まずページ数は16ページです。総務費総務管理費の19節負担金補助金及び交付金の定住促進補助金700万つてありますけれども、これはいつものやつでしょうか。具体的な内容を教えてください。

それから、11節の需用費、災害備蓄用消耗品費で、これは説明では給食センターの備蓄米に108万ということだったんですけれども、これも具体的に備蓄米ってアルファ米とかいろいろあると思うんですけれども、その具体的な内容を教えてください。

それから、20ページ、民生費社会福祉費の19節負担金補助金及び交付金で、災害関連ボランティアセンター等運営推進事業（復興基金）で240万つてありますけど、これ具体的な内容をお知らせください。

それから23ページです。民生費災害救助費の19節、これもまた負担金補助金及び交付金で、応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金として259万2,000円計上されていますけれども、これも具体的な内容をお知らせください。

それから、28ページ、土木費都市計画費のうちの需用費で1,500万、民間コンクリートブロック塀撤去費及び民間コンクリートブロック塀新設費で1,000万と500万計上されておりますけれども、これは多分ブロック塀の撤去に係る費用だと思うんですけれども、これ大体何件分で1,500万計上されているのか教えてください。

それから、32ページ、教育費小学校費、これも18節の備品購入費で施設器具費296万9,000円。これは説明によると31年度入学に関するものというふうに聞いておりますけれども、具体的にどういったものなのか教えてください。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第104号、一般会計予算書中16ページの1番上で、定住促進補助金700万円の増額につきましては、これは今まで定住促進補助金をずっと続けてきているやつの増額補正という形になります。3月までの決算見込みを見た場合に不足する分という形で10件ほど計上させていただいているということです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） おはようございます。危機管理課の金原です。

7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第104号、一般会計補正予算（第3号）の16ページ、防災費の中の11節需用費、災害備蓄用消耗品費についてのお尋ねかと思っておりますけれども、これにつきましては、災害時の備蓄用の米3トン分の予算計上でございます。

議員おっしゃるような、アルファ米とかそういうものではございませんで、普通の通常の米でして、給食センターに備蓄しておきまして、通常はそれを給食センターで給食に使っていただいて、随時補給して行って常に3トン備蓄しておくという計画をしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課の姫野です。

7番吉村議員の質問にお答えいたします。

104号の一般会計補正予算の20ページ、復興関連ボランティアセンター等運営推進事業（復興基金）240万の説明になります。

来年の1月から災害公営住宅入居が始まる中、それに伴いまして仮設住宅から恒久的な住まいへの移行が本格化する時期を迎えます。多くの被災者が、今後、同時期に集中的に再建に向かって移行されることが予想されますので、引っ越しやそれに伴う荷造りなど、また再建予定地の草

刈りなど、ボランティアニーズが一定期間に集中することが考えられます。復興関連ボランティアの推進に特化した組織体制づくりが急務と考えます。

そこで復興ボランティアセンターを新規に開設し、復興期のボランティア活動を効率よく進めることで、被災者の生活再建をボランティアの面から後押しする支援をするために本助成金を計上しております。

ボランティアセンターの開設はですね、社会福祉協議会を想定しています。

以上です。

それと、二つ目ですね。23ページ、応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金、こちらについて説明いたします。

これから災害公営住宅への入居など、仮設住宅からは退去される方が増えてくる中、残された仮設団地の入居者の生活を支えるためにも、団地内の店舗には残っていただく必要があると思います。また、新たに出店を検討される事業者がいるのであれば、そこに対しても何らかの支援をしていく必要があると思います。今後、想定される動向を先読みした事業で、その助成金になります。

今の制度設計では、テクノ仮設団地のイオン九州の店舗が該当するというようなことでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。

7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第3号）中、ページ数が28ページになります。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費11節需用費のこの1,500万円の内訳ですけれども、こちら議員がお話ございましたように民間ブロック塀撤去費と新設費を計上させていただきたいと思います。

民間ブロック塀撤去費の1,000万円につきましては、上限20万円ということで50件の1,000万円、新設費につきましては、上限が10万円の50件ということで合計1,500万円を今回提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） おはようございます。学校教育課長の福岡でございます。

7番吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算書3号中、中身は32ページになりますが、10款教育費2項小学校費の1目学校管理費の18節の備品購入費の具体的な内容ということでございます。

まず、これは31年度に予想されます特別支援学級の運営に必要な備品でございます、飯野小

学校、広安小学校、中央小学校、津森小学校に合計6つの特別支援学級が設置される予定になっております。その中の先生の机であったり、飯野小学校については倉庫を改造しますのでそのエアコンであったり、それから難聴児童の補聴器であったり、肢体不自由児が安全に過ごせるようなマットであったり、机、椅子、黒板等になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後お伺いいたします。ページ数は23ページ、民生費災害救助費の19節の応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業助成金で259万2,000円は、テクノの仮設で、今、設置されておりますイオンだと思うんですけども、それとそれ以外にもテクノ仮設団地には民間の方たちがなりわいをされているわけなんです。僕は、最初の契約の期間が終わって、まだ継続してそこにおられる方たちの補助金なのかな、助成金なのかなと思ったんです。その辺はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

恐らく、今、質問の対象がテクノ商店街、セブンですね、のことをおっしゃっていると思いますが、あれは別の補助金ですね、建物のリース代等の財源となっていますので、そちらは重複しての補助ということではなくて、そちらは全く別な事業で支援をしておりますので、そういうことになります。

○7番（吉村建文君） じゃあ、イオンに対する……。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 今のところイオンがその対象に……。そういうことです。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） ないようですからこれで議案104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第109号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの6議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第110号「益城町四賢婦人記念館条例の制定について」から議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までの12議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上です。

議案第118号、第6次益城町総合計画基本構想について。この案の一番後ろにですね、益城町の基本方針ということで1番から4番まで書かれております。1番については、「益城町みんなが安心して生き生きと暮らせるまち」ということで、良質な住環境の整備と、木山地区区画、あるいは広安校区の西地区、中地区、東地区の区画整備事業、そういうものであるのではなかろうかというふうな気がしておりますが、2番の「活力と魅力あふれるまちづくり」ということは、

益城町が本当に魅力的なまちだ、みんなが寄ってくるようなまちづくりということではなかろうかと思います。それから3番目の「多様な人が輝くまちづくり」。これは人間としての理念の問題ということを取り上げられている。4番の「健全な行財政に支えられたまちづくり」ということで、行財政の確保と維持に努めますというふうな立派な文言が書かれております。

そういう中で、いずれも最後の文章でございますが、「まちづくりの基本方針はいずれも全ての分野にまたがるものであり、横断的に適用されるものです。したがって、施策の体现においてまちづくりの基本方針はそれぞれの施策事業全てに係るものとします」ということであって、全体的なまちづくりをやっていくということはわかりますが、上記の4つの基本方針が盛り込まれたまちづくりというようなことでやっていかれるんだろうと思いますが、この基本方針の中でどんなまちづくりをしていくのか、具体的に実質的なまちづくりはどのようにするのか、この部分はこうしますよ、ああしますよという計画がなされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。

15番竹上議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第118号の第6次益城町総合計画基本構想についてというところの内容についての御質問になります。

まちづくりの基本方針として、四つ掲げているというところです。第6次総合計画につきましては、総合計画審議会において6回審議をしていただいて、パブリックコメントもやって、今回基本構想部分について議案として提出させていただいているような状況です。その他の基本計画とか、その他取り組みの各種施策の内容につきましては、基本計画の中で定めていくというところで今回の議案としては提出はしておりません。

復興特別委員会あたりで計画の内容については配付しているというような状況になりますけれども、まちづくり基本方針をもとに、まずまちづくりの将来像、住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち、まちの将来像があり、その下にまちづくりの基本方針、その基本方針をもとにまちづくりの大綱をもとに各種の施策について、8つの施策の分野をまとめて取り組んでいくこととしております。

具体的には、住まいの環境整備とか医療保険、福祉の充実、教育文化の向上、新たな都市基盤の整備、産業振興、住民主体のまちづくり、それから行財政の基盤とか、そういうところにまとめてやっていくようにしておりますので、総合計画の基本計画の中で定めていくというような状況です。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） まちづくりの基本的な計画いいですか、具体的なやつはこれから構想を練りながら随時やっていくということではなかったかと思います。

まあ、まちづくりといいましても非常にいろいろ多様にございまして、非常に難しい部分が多

なくなってくるんじゃないかとは思いますが、基本的には行財政の基盤の確保というのが一番大切なことになってくるんじゃないかならうかと思っています。

そういうことで、ぜひすばらしいまちづくりに向けた計画を立てていただき、早めに計画を実施していくというようなこと、10年一昔と言いまして、えらい長いことになりますので、ぜひ早めに計画を立て、実施していかれるよう要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。9番、宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

私は議案第111号、益城町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第115号までのベースアップ5議案共通として3点伺います。

まず1点目は総務課長にお尋ねします。

今回ベースアップをしなかった場合の影響について、これ昨年度もお聞きしたんですが、再度説明をお願いをしたいと思います。

なお、ちなみに、昨年度答弁では、一つは職員のモチベーションが下がる、2番目に地域経済への悪影響、3番目に今後の職員採用への影響を及ぼすと、4番目に退職金、年金に影響を与える、以上の4点が説明をされました。そのほかに何か影響を及ぼす要因があれば教えていただきたい。

あわせて、今回の人事院勧告によるベースアップをもし行わなかった場合、これは法令に抵触することになるのかあわせてお尋ねをします。

続いて2点目、これも総務課長にお尋ねをします。

今回の改正は、一般職、任期付職員、町長、教育長、議員等が対象になっておりますけれども、非常勤務の勤務者、非常勤勤務者、これは対象にしていらないように思われますが、今後、検討をされるのでしょうかお尋ねをします。

それから、3点目でございますけれども、企画財政課長にお尋ねします。

ことしの9月に町から説明を受けました益城町中期財政見積もり、これでございますが、これでございますけれども、この中期財政見積もりについて、その後条件が変わったと、こういうのがあったのでしょうか。もし変わったことがないとすれば、この表を見ると平成32年度、平成33年度、益城町は各年度約10億円の財源不足にあることが明記されております。もし、これを前提、これを承知をして今回の条例改正は提案されたということでしょうか。

以上3点を第1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。

9番宮崎議員の1回目の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度の私のほうから、昨年度の12月に給与改定等の議案を出させていただきまして、職員のモチベーション、あるいは地域経済への影響、あるいはこの職員採用、あるいは職員の退職金等さまざまな手当に影響がありますからということで御答弁をさせていただきました。

今回も、これ以外にということですが、今回の改定についても同じだろうなというふうに考えております。退職金、あるいは期末勤勉手当、あるいは時間外手当等についても恐らく何らかの影響が出てくると考えております。あと、年金につきましては、仕組みが複雑でございまして幾らというのはなかなか言えないところでございますけれども、何らかの影響を与えるとは考えております。

あと職員のモチベーションについてでございますけれども、これも前回、昨年12月に回答を申し上げたとおりでございますけれども、今回の給与改定を見送るということになれば、民間等と自治体の給与格差が出るというのがひとつはございます。あと他自治体の状況でございますけれども、郡内の自治体について12月3日に全部上げると、予定するというふうに話を伺っております。となると、本町だけがそれをしないとなると職員の給与格差そこにまたひとつ出てくるという形になります。

ひとつ今回、前回もそうだったんですけれど、今回の給与改定の大きなところは若手職員の給与を上げるというのが大前提でございます。上げ幅のほうで、初任給は1,500円、月1,500円、若手職員、若年層につきましては1,000円程度引き上げるという形の傾斜配分という形になっております。そこのところもまた御理解いただきたいと思います。

あと一つ、こちらのほうからお話ししたいところございまして、ラスパイレス指数というのがございます。これらは国家公務員を100とした場合、各市町村の給与体系は何ポイントかということでございますけれども、今の、本年の試算では本町は93.6でございます。これは県内の45自治体の中で38番目、下から8番目の数字という形になっております。近隣の自治体を比べると、余りよくないんですけれど、例えば大津町、同規模の町を比較しますと、大津町では97.6、菊陽町は99.5という数字になっております。熊本地震と同じように、本町と同じように甚大な被害を受けた西原村は94.2、南阿蘇村は95.1という数字のほうを伺っております。

このラスパイレス指数は、これは当然こちらのほうで初任給が幾らというのは明示しなければいけませんので、そこで格差が出るという形になると、今後の職員採用にも非常に大きな、大きいという採用にもかかわってくる数字じゃないかなと思っております。

あと、ベースアップしなかった場合の法令違反等はございません。これはあくまでも人事院勧告に基づいて各市町村が判断するという形になりますので、法令違反ということではないと解釈をしております。

もう一つが非常勤の方についてでございます。非常勤の方の報酬につきましては、平成29年4月に改定を行っております。事務補助については日額5,600円から6,200円に引き上げをさせていただいております。今後の見直しにつきましては、近隣の自治体の報酬額を勘案しながら、必要であれば当然ながら改定を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、社会保険加入要件が引き下げられまして、月の報酬が8万8,000円以上であれば社会保険に加入金しなければならないということになっております。仮に6,200円の日額と、今、6,200円でございますけれども、月14日までしか勤務ができないとの希望の非常勤の方の意見も上がってきております。余り金額を引き上げると扶養の関係がございまして、非常に板挟みと言

いますか非常に難しいというところでございますので、その弊害が出てきている実情もございます。そういうのも含めながら、今後必要であれば検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。

9 番宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

中期政見通しの変更はないのかと、財源不足があるのに給与改定はどうだろうかというような御質問だろうかと思います。

中期財政見通しにつきましては、平成29年度の決算をベースに作成しまして、9月の議会の際に説明をさせていただいたという状況です。その前の28年度の決算をベースに作成をしておりますので、大体年に1回作成をしていくというような形になっております。その都度、事業の内容あたりは細かく変わってはいきますけれども、なかなかちょこちょこ見直すというわけにはいきませんので、財政見通しとしては年に1回見直すということで、前回お示した内容とは変わってはいないというような状況です。当然変わってはいませんので、財源不足としては先ほど議員が言われましたように財源不足が発生する見込みになっているというような状況です。

この財源不足への対応としましては、前回は説明をしておりますけれども、歳入の増収を図る、それから歳出の改革に取り組むという形でやっていくこと、あわせて国に対して、県の協力もいただきながら町長を先頭に財政支援を求めていくという形で取り組んで、財源不足が発生しないように取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

当然、年度が経過するにつれて財源不足が発生し、どうしても対応ができないということになれば、人件費の減額も含めて検討していかなければならないという状況は出てくるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9 番（宮崎金次君） 1 回目の答弁ありがとうございました。これから2 回目の質問に入らせていただきますが、まず1 点目の今回ベースアップをしない場合に触れるかという話につきましては、触れないというお話でございましたけれども、私なりに熊本県の人事委員会に確認しましたところ、町の事情で採用しない場合でも法律に触れるようなことはない。ちなみに今年度の東京の杉並区では人事委員会の勧告は、民間により職員の給与が高くなっているということで給料を下げる勧告がなされたそうです。だけど、区当局は給与を下げるような議案、これは提出しなかったとのことでした。それぞれの自治体の首長と議会が判断することになっているそうです。これは総務課長からお答えいただいたとおりです。

それから、ベースアップをしなかった場合の影響についてでございますけれども、これについては、今、総務課長からもお答えがありましたように、大体昨年度と同様な理由だということでございますけれども、内容だということでございますけれども、去年、ベースアップのこの問題

が出たとき、私は一部の職員にベースアップについて聞いたことがありました。そのときの職員の答えは「私は今の給料で十分やっていける。熊本地震で被災され、苦勞されている住民の人たちのことを思うと、自分たちだけ給料を上げてもらうのは本当に心苦しい」こういうことを言っておられました。全職員がそのような考えに立つとどうかはわかりませんが、町民と一緒に苦しみ、一緒に辛抱する姿、姿勢、これに非常に感動したことを思い出します。我々職員や議員は町民あつてのものでありますから、そのことを十分教えていただきました。

1 番目の質問はこれで終わります。

次に、2 点目ですけれども、非常勤のベースアップについては、今、世間では同一労働同一賃金、こういうことで、同じ環境のもとで同じ時間勤務するのであれば、同じ処遇をしなきゃいかん、こういうふうにな世の中の動きはなつてきております。ですから、もし町の職員、これが人事院勧告に基づいてでありますけれども、給料を上げるという話になれば、当然、非常勤の人たちについても検討すべきだろうと、こういうふうには思います。

いろいろな難しい問題もあろうかと思ひますけれども、ぜひ検討していただきたいと思ひますけれども、再度質問をさせていただきます。

次に、3 点目の町の財政上のことで、このままいけば平成30年度、32年度、平成33年度には、約10億円の財源不足になり、これを乗り越えるため、まず全町挙げて努力していかなければならないと思ひます。そして、どうしても足りないところは県や国に財政支援をお願いすることになろうかと思ひます。

そこで質問するんですが、まもなく町が遭遇する約10億円の財源不足に対処する上で、町として最も心がけなければならないことは何だと思ひますか。本質問は条例改正とはやや無関係のように思ひかもしれませんが、ベースアップの財源とその背景ということで今回質問させていただきます。

繰り返します。2 回目の質問は、まず非常勤のベースアップについて検討していただきたいということと、2 問目は財源不足への町の対処上心がけること、これについてお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 9 番宮崎議員の2 回目の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思ひます。

御質問の非常勤の職員の皆さん方のベースアップについても検討してもらえないだろうかというお話でございました。

事情については1 回目の御質問の中で回答したとおりでございます。非常勤の方々側の事情もあるということございますので、その内容を踏まえながら検討はしてまいりたいと思ひております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9 番宮崎議員の2 回目の質問に答えさせていただきます。

地域財政見通しの財源不足を解消するために、全町挙げてしっかり取り組むべきだと思うが何が一番大事かというふうな御質問だったかと思います。

当然、財源不足につきましては、先ほどお話ししましたように、歳入の取り組み、それから歳出の改革、これがまずは優先的にやっていく必要があると。あとはまた国に対して支援を求めていくと。あわせて、それに向けた職員の意識改革も必要じゃないかというふうに考えております。

職員のほうが財源不足が発生して苦しい状況にあるというのを全職員が認識して取り組んでいく必要が重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。非常に端的な答弁でございましたけれども、大体問いには答えられておったなと感じます。

非常勤については非常勤側のいろいろな事情もあろうかと思うんですけれども、とにかく自分たちだけがお手盛りで給料上げておきながら、ほかの人には目も向いていない、こういうふうに思わないようにだけはよろしくお願ひしたいなと思います。検討した結果できないならできないと、こういうことでいいんじゃないかと思いますが、よろしくお願ひします。

それから、3点目の平成30年度と33年度の財源不足、これ乗り越えるために町としてどういうことをやらなければ、一番大切か、こういう話なんです、いろいろあろうかと思うんですけれども、やっぱり町民と町職員、議員が一体となって、この財源不足に取り組む環境とその意識、これを醸成していく、つくり上げていく、これが私は今後必要になってくるんじゃないかと思ひます。

万が一ですね、町民の方から、我々の要望については、財政が厳しいからできないと言ひながら、自分たちの給料はちゃっかり上げている、こういうことを言われると非常に一体感というのとはそがれてしまうというふうに思ひます。

また、財源不足、これは町だけで乗り越えることはなかなかこれは難しいと思うんです。10億円という金額は。当然、県や国に財政支援をお願ひすることになるかと思うんですけれども、そのときやっぱりお願ひするだけの土台づくり、これは絶対必要じゃないかと、こういうふうには思ひます。

もし私が県や国の財務担当だったらですね、自分の給料はしっかり上げときながら、財政的な努力も余りしないで「財政支援をお願ひします」と、こういうふうにもし言ってきたら「どうぞ顔を洗って、出直してください」、多分言うと思ひます。

そこで、私の最後の質問なんですけれども、これから2年後迎える町の厳しい財政状況を全町挙げて乗り越えるため、町とし辛抱すべきところは辛抱し、何よりも町民が一丸となってこの難局に立ち向かうべきだと思いますが、再度執行部の考え方をお聞ひします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3回目の質問にお答えをさせていただきます。

給与改定あたりは、まず町長あたりの給料、議員さん皆さん方の報酬についても改定があった

ときに特別職の報酬審議会というのがあって、町長を決めて教育長、副町長、教育長を決めたりとかして議員の皆さん方の給料もそこで決まっていくような形になっています。

それから、ラスパイレスあたりも100%を超えるとやっぱり交付税措置あたりもなくなるということで、給与の関係については非常にシビアなところがあるんですが、まず、先ほどどういった思いでということで、財源確保の対応ですね、こちらのほうについては本当に復旧・復興、今、待ったなしです。こちらのほうは、財源不足でやらないということは絶対できないということで、収入支出ありますが、しっかり、できるものはしっかりと取り組むということで、先ほど話がありましたように、今できることはやはり国のほうにも支援をしっかりと求めていくと。補正予算あたりも、今、つけて補正予算あたりも取り組んで、10億という話がありましたが、これを少しでも減らしていく。それから、収入についても、今、しっかり町で収納対策チームあたりもつくってやっております。できるものはやっていく。それから企業誘致あたりもしっかり取り組んでいきたいということでやっていきたいということで思っております。

それともう一つ、給与改定というのが、今、各町いい人材を取り組んでいかないと非常に厳しい状況ということで、先ほど総務課長のほうからありましたように益城は給料が上がらんぞと、いい人材の確保もこれから町としては収入を上げていくためにも非常に必要かなということで思っております。

それともう一つ、モチベーションという話が出ておりますが、その給料以上に職員にやっていただきたいという思いもあります。給料がこれだけ今の状態で上げてもらったということで、職員のほうもそのモチベーションも上がっていくと思います。よその町が上がっているのに、議員の皆さん方、職員も私は被災者と思っております。その中で頑張ってくれておりますので、モチベーションを上げるために、いい仕事をしていくためにもしっかりまた取り組んでこういった改定は必要かなということで思っております。

ただ町ととしてもですね、しっかりと歳入を増やすところは増やして、これは知恵を出していかなければということで、先ほど山内課長のほうからもきましたが、職員の意識改革、そこらあたりもしっかりやって、それから、町民の皆さん方にも今の財政状況もしっかり知っていただいて、一緒に議員の皆さん、町民の皆さん、そして職員が一緒になって取り組んでいきたいということで考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） お諮りします。あと質問者は何名おられますかね。吉村議員だけで終わりますか。終わりますならば継続してやりたいと思いますけれども、よございますか、ほかの議員さんは。

では、7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

議案第116号及び議案第117号について質問させていただきます。

これはともに、116号は陸上競技場ですね、それと17号はテニスコートの料金改定に関するものなんですけども、この料金は陸上競技場に関しては区分が細分化されて、今までの料金よりも

陸上競技上のほうは1,000円ぐらいアップしてるんですね。それとテニスコートに関しては50円のアップになってるんですけども、この料金改定の根拠をお知らせください。

それと他自治体での料金体系を参考にしたのか、これは町民にとっての陸上競技場、またテニスコートであるわけですから、3年間使用できなかったんですね。それで、来年の4月1日に再開するということで、町民の方も大変喜ばれていると思うんですけども、その再開にあわせて料金をアップをするというのは、ちょっとあこぎなんじゃないかなと思ってるんですけども、その料金改定の根拠をお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君） 生涯学習課長の吉川です。

7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第116号と117号における使用料の根拠についてお答えいたします。

使用料の算出に関しましては、益城町の使用料、手数料等の適正化に関する基本方針に基づいて計画しております。計算方法は年間の経費等と使用時間等によって計算をしているところです。その計算結果をですね益城町の使用審議会に審議していただきまして妥当であるかどうかの審議をしていただいております。その審査に基づいて、今回、使用料を決定したところでございます。

近隣の市町村等を参考にはしておりますが、実際の基本となります基本方針が算出の基礎になっております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 第1回の質問に対して回答ありがとうございました。

年間の使用料等を計算して今回料金改定に至ったということでありまして、町が3年間利用できなかったと。それに対する部分というか、来年は10月には消費税も10%になるんですね。そしたらまた上がるんですね。金額的には僕は4月1日に再開して、それは1年間ぐらいは旧料金でやっていただいて、それから上げたほうがいいんじゃないかと思ってますけれども、その審議会の方たちは本当に利用者の側に立った審議をされたのかどうかというのが非常に不満であります。

体育関係に造詣の深い町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをします。

審議会においてはですね、その前に、まず近隣の市町村のというのはなかなかやらないでくれということで、今の積算根拠ですね、今の電気代であったりとか、そこあたりも全部踏まえたところでの根拠で出しております。実際はもうちょっと上げんかていう話もあったんですが、今言われたように、今の状況とか、実際はもともとが安過ぎたところもあるんじゃないかということもありまして、この根拠になっております。

ただ陸上競技場あたりについては、逆に個人利用あたりが今まではできなかったんですが、こちらのほうについても個人利用もできますよということで、今まで一切個人利用についてはお断

りしてたんですが、そういったことで利用範囲も一人でやられる方あたりもしっかりジョギングあたりからの運動公園のほうを使っていただくということで、新たなトラックも張りかえておりますので、しっかり使っていただくような形でやっていきたいということで考えております。

そういったことで、しっかり積算根拠も立ててやっておりますので御理解のほどよろしく願います。

○議長（稲田忠則君） それでは、ほかにはないようですから、議案第110号「益城町四賢婦人記念館条例の制定について」から議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までの12議案についての質疑を終わります。

議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正（第3号）」から議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までの18議案につきましては、お手元に配付してありますとおり、常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までの18議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了いたしました。これにて散会いたします。

散会 午後0時07分

平成30年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年12月11日午前10時00分招集
2. 平成30年12月12日午前10時00分開議
3. 平成30年12月12日午後3時25分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 上村幸輝議員
- 7番 吉村建文議員
- 4番 松本昭一議員
- 6番 中川公則議員
- 3番 富田徳弘議員
- 2番 下田利久雄議員

7. 出席議員（15名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 14番 中村健二君 |
| 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（2名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 13番 石田秀敏君 | 17番 荒牧昭博君 |
|-----------|-----------|

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|-------------|--------------|
| 町長 西村博則君 | 副町長 向井康彦君 |
| 教育長 酒井博範君 | 政策審議監 永田清道君 |
| 土木審議監 持田浩君 | 危機管理監 今石佳太君 |
| 会計管理者 高森修自君 | 総務課長 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 塘田仁君 | 総務課審議員 富永清徳君 |

企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員、17番荒牧昭博議員から欠席する旨の届け出があります。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は12名です。一般質問は本日とあす13日の2日間に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。

1番目に上村幸輝議員、2番目に吉村建文議員、3番目に松本昭一議員、4番目に中川公則議員、5番目に富田徳弘議員、6番目に下田利久雄議員。あす13日は、1番目に坂田みはる議員、2番目に中村健二議員、3番目に渡辺誠男議員、4番目に宮崎金次議員、5番目に竹上公也議員、6番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、上村幸輝議員の質問を許します。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。

今回ですね、一般質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。またですね、傍聴席の皆様におかれましては、日ごろから議会のほうに関心を持っていただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は震災遺構の保存と活用について、地域未来塾の一環としてのフレンドネットについて、学校支援事業について、これからの財政状況を踏まえ、町の収入・財源を増やしていくための施策について、子ども医療費助成事業について、そして、地盤改良補助金事業について、以上の6点お尋ねしたいと思います。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1点目の震災遺構の保存と活用について質問させていただきます。

震災遺構につきましては、保存されることが決定し、町内でも候補が30カ所近く示され、その中から国の天然記念物として3カ所が指定されました。

熊本地震で2年8カ月がたった現在、震災遺構の保存活用の方針がある一方で、復旧事業も進み、保存候補地の痕跡が消滅したり、養生ができなかったりで、保存の状態が悪くなっている現状があります。

断層保存に当たっては、これ以上崩れないように樹脂で固めるとか伺っていましたが、いまだに何ら措置が講じられないままです。

人の立ち入りも規制されておらず、それによる事故についても非常に不安な状態にあります。

震災遺構が国の天然記念物に指定され、地震を後世に伝え、多くの人々に遺構を通して防災教育に生かすとともに、学術的に貴重な資料として活用するために残すと決めたものでありますが、それを実現するための歩みというのは、一体どうなっているのでしょうか。

また、交流人口の拡大、経済効果にも活かすということで、語り部やガイド養成講習会等も行われているようですが、肝心の震災遺構が見学できるような状態にもなっていないにもかかわらず、ガイドの方々の活動は既に始まっているようです。

益城町では、視察をはじめガイドや語り部の依頼について、どこが窓口になっているのか明確になっていない、そういった声も聞くことがあります。実際の対応はどのような流れになっているのでしょうか。

ガイド講習会は産業振興課、保存活用についての委員会は危機管理課、震災遺構の管理は生涯学習課の各課各係が関係していることと思いますが、その連携というのはどうなっているのでしょうか。

益城町に多くの人を呼び込み、また、受け入れたり体制をつくるためには、総力を挙げて整えていかなければ、新たなまちおこし、安心安全なまちづくり、教育旅行の招致等は実現できるものではないと思います。

そこで1回目の質問です。

1点目が、福原地内の地表断層については、いまだにブルーシートをかぶせただけの状態であり、立ち入りを規制する看板も何もない。保存と管理は一体どうなっているのでしょうか。

2点目が、ガイド養成等も行われ、活動も始まっているようであるが、体制はできているのか。また、関係各課の連携と現状はどうか。

以上2点についてお願いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ただいま1番上村議員の一つ目の御質問、震災遺構の保存と活用、町の福原地内の地表地震断層の保存と管理はどうなっているのかという御質問にお答えします。

福原地内の震災遺構の保存につきましては、風雨等による侵食や劣化のおそれがありますので、現在は文化財保護シートなどにより養生を行っている現状であります。

また、年に3回程度草刈りを実施するとともに、定期的に現地を訪れ、状況を確認しておりますとともに、安全面につきましては、仮設柵などを設置しまして、立ち入り制限を実施し、保存に努めているところでございます。

布田川断層帯谷川地区は、震災遺構としての性格も有するため、平成28年熊本地震復興基金の震災遺構候補の仮保存支援事業を活用し、平成30年度内に地表の地震断層の本格的な整備までの仮保存を実施する予定です。

また、本格的な保存整備までには、時間的に余裕のない保存処置につきましては、平成31年度に文化庁の補助金を活用し、薬剤等による断層の保存のための処置が実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

さて、今後の活用に向けた保存整備についてですが、現在、技術面、資金面におきまして、文化庁の指導・助言を受けて進めているところでございます。まだ本格的な整備を実施するには、保存計画や保存整備計画の作成、さらに保存整備の基本計画、実施計画を実施する必要があります。

ただ、議員おっしゃるように、これから先、教育旅行をはじめとした見学者の増加も見込まれるわけであります。そのために、被災当時の写真を活用した看板や掲示板の設置など、見学者に当時の地震の様子を伝えるための手だてを含めまして、今後震災遺構の保存・活用専門部会等々で検討してまいりたいと思います。本格的な整備にはまだ相当な年月と費用を要すると考えますが、本町としましても、できるだけ迅速に震災遺構の活用に向けた保存管理ができますように努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。1番上村議員の一つ目の御質問の2点目、ガイドの養成等も行われ、ガイド活動が始まっているようであるが、体制はできているのか、関係各課の連携と現状はどうなっているかの御質問にお答えをいたします。

地表断層の活用、それから町民の皆様との協働による新たなコンテンツづくりなど、まちのにぎわい創出につながる多様な施策を展開することを目的に、本年5月に関係各課及び有志によりまして、若手職員10名ほどでにぎわいプロジェクトチームを立ち上げ、リーダー、サブリーダーのもと関係各課との調整を図りながら、ガイド養成のほか教育旅行の誘致、観光パンフレットの作成、そして特産品の開発などにも現在取り組んでいるところでございます。

現在、震災遺構のガイド希望者が25人を超え、熊本県観光物産課などと一緒に、今までに10回ほどの研修を行っております。ガイド時に使用します益城町プログラムがほぼでき上がっておりまして、今月24日に開催します九州修学旅行素材現地説明会において、関東・関西の教職員に対しまして、試験的に益城プログラムを使用しまして、震災遺構のガイドを行う予定としております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

1点目のですね、福原地内断層の保存と管理についてはですね、先月私が確認したときは立ち

入り規制の仮設柵、こういったものは設置していなかったんですが、現在は設置して規制しているということですね。分かりました。ただ、保存についてがですね、仮保存でなく本格的な保存、31年度の薬剤による保存処理を行うということですが、長くなればどうしても切り立った角が丸みを帯びて、ただ単なる段差のようになってしまうのではないかと、そういった心配もしております。

震災遺構のこの遺構というのは、やっぱり当時の生々しさをですね、風化させずにその状態で残すということで、強烈なインパクトを与え、災害に備えることの大切さといった防災教育に生きてくるものだと思います。補助金の絡みとのことですが、極力迅速な薬剤処理をお願いします。

また、先ほど答弁にもありましたように、見学者の方もよく見えられるということですので、看板写真、掲示板の設置をですね、早目にお願いします。

2点目についてはですね、プロジェクトチームをつくり、関係課との連携を図りながら、ガイド養成をはじめいろんなことに取り組まれているということですね。そして、益城プログラムに沿ってガイド研修が行われ、現在25名近くのガイドさんがいらっしゃるということで、分かりました。

例えばですね、町外の方が、益城町の震災遺構を見学したいとか、ガイドの方がですね、ガイドとして遺構を案内するに当たって、町に対し相談がある場合、そういった場合はですね、一体どこが窓口になるのでしょうか。ほかの市町村の場合は、観光協会なるものが役所の中にあって、そこが窓口となってスムーズな利用ができるようになっております。

これからですね、教育旅行の誘致や交流人口の拡大、そしてまた県の震災ミュージアム構想のルートの一つとして、そして、それらですね、経済効果を狙うに当たっては、町内外に対してきちんとした窓口が必要であると思いますが、どうでしょうか。2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の2点目の2回目の震災遺構を見学した場合など、町内外に対してきちんとした窓口が必要であると思いますが、いかがでしょうかの質問にお答えをします。

私も上村議員と同じ考えで、観光面だけでなく全ての業務は町内外の方に対しまして、心を込めた丁寧な対応が必要で、そのためにはきちんとした窓口が必要であると思っております。

先ほどの答弁の中で、ガイド養成などにつきましては、にぎわいプロジェクトチームで研修などを行い、ガイド養成などを行っていますとお答えいたしました。そのプロジェクトチームの事務局が産業振興課内にありますので、当面の窓口は産業振興課で行い、ガイドをされるNPO法人などにつないでいきたいと考えております。最終的にはガイド窓口、案内などガイド業全てをNPO法人などに任せられるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。町内外に対してもですね、きちんとアピールしていただきたいと思います。

またですね、これまでの大きな被災地でですね、ガイド兼語り部の方に対して、利用者が聞き

たい話を語り部が十分に語れていない、ばらつきがある、そういった問題も出ているようです。利用者のニーズに応えなければ、先の災害に備えるための教訓は届かないという課題ですので、ガイドサービスの均一化もですね、心がけていただきたいと思います。

それではですね、2点目の質問に移らせていただきます。

地域未来塾事業の一環としてのフレンドネットについてということで、全国的にも不登校の問題は大きな教育問題となっております。この益城町でも、小中学校において不登校や登校の渋りがあると聞いております。各学校においては、先生方の努力で家庭訪問やスクールカウンセラーの先生による対応がなされているとも聞いております。

不登校の児童生徒の現状はどのようになっているのでしょうか。不登校児童生徒を持つ保護者や先生方は、不登校の原因やその対応の難しさ、大変な苦悩を抱えておられると思います。それぞれがわらにもすがるような思いで子どもの居場所を求めて、たどり着いたところがフレンドネットであると思います。

益城町でも、不登校児童生徒の適応指導教室のフレンドネット事業が公民館を中心に組み立てられています。

学校のニーズとともに、保護者のニーズは多様化しているものと思われます。適応指導教室はほんの一時的な居場所かもしれませんが、少しでも希望に応えるということは、不登校傾向に陥っている児童生徒を本来通うはずの学校生活に戻すという、とても重要な役割を担っていると思います。

そこで、三つ伺います。

1点目、全国的にも不登校の問題は大きな教育問題となっております。町の不登校もしくは不登校傾向の児童生徒の現状はどうなっておりますでしょうか。

2点目が、フレンドネットへの年度ごとの相談件数や希望件数、継続的に通ってきた人数等の実績についてはどうでしょうか。

3点目が、フレンドネットと学校現場との役割分担はどのようにかかわっているのでしょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番上村議員の二つ目の質問、地域未来塾の一環としてのフレンドネットについての1点目、町の不登校児童生徒の現状はどうなっているのかの御質問にお答えいたします。

まず、不登校児童生徒という文言の定義でございますが、それは本年度4月から累積、積算した累積欠席日数が30日以上の子供生徒を不登校の子供生徒と定義しております。また、4月からの累積欠席日数が10日以上29日以下の児童生徒を不登校傾向にある児童生徒と定義しているところでございます。

さて、本町の不登校児童生徒の現状でございますが、10月末現在のところで申し上げますと、小学校におきましては不登校の児童は3名、不登校傾向の児童は2名でございます。中学校におきましては、不登校の生徒は18名で、不登校傾向の生徒が5名でございます。昨年度はやや減少

傾向にありましたが、本年度は中学校においてやや増加傾向にあるところでございます。

第2点目のフレンドネットへの年度ごとの実績はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

まず、年度別の相談件数でございますが、28年度は7件で、全てが中学生でございます。そのうちフレンドネットに通った生徒は1名です。29年度の相談件数は中学生が5件、小学生が2件。その中でフレンドネットに通った生徒は中学生1名でございます。

本年度の相談件数は、現在のところ中学生5件、小学生2件。フレンドネットに通っている児童は小学生が1名でございます。

次に、3点目のフレンドネットと学校現場との役割分担はどうかというところの御質問にお答えします。

本町では、学校の不登校支援担当者、擁護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども未来課で不登校支援部会を組織しておりまして、月に1回定期的な会議を開いております。その会議において、各学校の不登校や不登校傾向にある児童生徒の把握と取り組みの状況などの情報の共有を図りますとともに、不登校状態改善のための支援策の検討や保護者との連携に努めているところであります。フレンドネットの職員に対しても、この会議に入っているだけでいい、その情報を提供したりしまして、学校との連携を図っている状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

1点目の不登校児童生徒の現状については、昨年度減少傾向にあったものが今年度は増加していると。中学校において増加傾向にあるということ、非常に気になるころではあり、また、中学校の不登校生徒の数がちょっと深刻な状況になりつつあるのではないかなとちょっと心配にはなりますが、現状についてはよく分かりました。

また、2点目については、今年度中学校の不登校もしくは不登校傾向の生徒の数に対して、フレンドネットへの相談件数が少ないように思いますが、今年度ということですので、これからなのかなとも思います。

3点目のですね、学校現場との役割分担とかかわりについては、取り組みの内容はですね、分かりました。この問題はですね、何と云うか対応が遅れば遅れるほど、生徒に対しての取りつきにくさも含めてですね、もう非常に難しさが増していきます。またですね、その子の先々の進路や進学、就職などに、将来においてもですね、自分の選択肢を狭めてしまうんじゃないかという、そういった問題もはらんでいます。大人の事情だけではなくですね、子ども目線に立って対応していく必要があると思います。

ただ、先ほど答弁にありましたように、不登校の定義というのが、累積日数ということですので、一概には言えないんですけど、中学校でのですね、不登校生徒の数の多さは、ちょっと気になります。

子ども自身もですね、これは好きでやっているわけではなく、そこから抜け出すための糸口が

見えない、そんな不安な状況の中ですね、恐らくもがき苦しんでいるのではなかろうかと思います。その子どもたちに対してのですね、寄り添った早急な対応をお願いします。

これについてはですね、今後の状況もですね、また教えていただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

それでは、3点目のですね、学習支援事業について。

現在学校では、学習支援事業が行われています。昨今、学校現場における多忙化が話題となり、働き方改革も叫ばれております。現在の町の非常勤職員の有効活用はもちろんのこと、学校だけで全ての教育を担う考え方から、保護者、地域も一体となった教育の仕組みづくりが必要となっていると思います。質の高い益城ならではの教育づくりのために、どのような考え方や方針を持っておられるのか、お聞かせ願います。

また、熊本地震による被災以降、現在NPO法人のカタリバさんによって学校や住宅で教育支援をいただいております。地域や住民を活用した学習サポートや、生徒に寄り添った細やかな学習支援、社会の中でキャリアを積んだ人材の活用など、学校を中心とした地域との連携をつくり出していただいています。これからの学校支援、子どもたちの成長、地域の教育力の向上、教職員の教育を想像する手助けなど、彼らが果たしている役割というのはとても大きなものだと思います。

今、益城町は震災からの復旧・復興の真ただ中にあります。一方で、子どもたちは不自由な生活、震災後の不安や恐怖の中で、心のケアを必要としています。大人と違って成長期にある子どもたちの教育環境を保障していくことは、大胆かつ思い切った事業や改革が必要だと思います。

そこで、2点伺います。

1点目、町内全ての学校がコミュニティ・スクールとなったが、この町ならではの教育づくりのために、どのような考え方を持っているのか。

2点目が、現在NPO法人のカタリバさんによって教育支援をいただいているが、その役割の大きさは特筆すべきである。その内容を事業化し、委託等を考えてみてはどうか。

以上2点です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番上村議員の三つ目の御質問、学校支援事業についての1点目、町内全ての学校がコミュニティ・スクールになったが、この町ならではの教育づくりのためどのような考えを持っているのかについてお答えいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、本年の7月広報ましき、これでございますが、広報ましきに見開きでコミュニティ・スクールについての記事を掲載させていただいているところでございます。その中にも記載してありますように、コミュニティ・スクールとは、地域と学校が一体となりまして、子どもたちを取り巻くさまざまな教育課題を解消するため、地域と学校で役割を分担しながら、協働の仕組みをつくるものであります。

子どもたちや学校が抱える課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域総がかりでの教育の実現が大切です。

また、これらの営みは地域住民の方々の生きがいにもつながるところであります。

学校におきましては、校長のリーダーシップのもと学校が目指す教育ビジョンの達成に向かいまして、地域の力を生かした学校を運営することにより、子どもたちへの教育効果も大いに期待できるところであります。

本町は、さきの熊本地震で大きな被害を受けたわけでございますけれども、その際、学校施設が避難所として使用されております。その中でもコミュニティ・スクールを通じて、日ごろから学校と交流のある地域の避難所では、地域住民の方々と学校が連携を図りながらスムーズな運営が行われました。その様子は、避難所にいる子どもたちにとりまして、協力することの大切さや感謝の気持ちの醸成と心の安定化につながりました。

今回、町内全ての学校をコミュニティ・スクールに指定しましての取り組みは、そのような熊本地震の教訓をも踏まえ、益城町における今後の防災教育を含めて、地域とともにある学校づくりの展開を目指すものであります。

三つ目の質問、学校支援事業についての２点目、ＮＰＯ法人のカタリバの活動内容を事業化し、委託等を考えてみたらどうかについてお答えいたします。

上村議員のおっしゃるとおり、熊本地震発災から現在に至るまで、カタリバにはもう大変な御支援をいただいているところであります。

さて、カタリバの活動資金は、聞きますところ、カタリバの活動の趣旨に賛同された全国の企業等からの寄附金によって賄われておるそうです。しかしながら、先日、来年度のその活動資金がなくなり、今までのような益城町での活動はできなくなると、カタリバの方から相談も受けたところです。

そこで、来年度以降の本町におけるカタリバさんの活動のあり方につきまして、今教育委員会と協議を行っているところでございます。教育委員会といたしましても、カタリバによる学校教育への貢献度は極めて高く、かつ、ぜひとも継続していきたい活動であると考えておりまして、今後事業継続に向けた方策を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○１番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

１点目については、近年、学校以外においても、家族形態の変化や多様化、そして、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境というものも大きく変化しています。

そのような中で、このコミュニティ・スクールの取り組みは、さまざまな教育課題を解消し、また地域と学校が一体となって子どもたちの成長、教育に携わるということで、子どもたちの教育効果はもちろんのこと、あわせて地域の活性化にもつながっていくのではないかと期待しております。

ただ、２点目の質問につながっているんですが、学校と地域をつなぐ、このつなぐという役割というのが、この事業を成功させるためにとても重要なポイントになってくるのではないかと思います。

そして、また２点目についてですが、ということは、来年度事業化に向けて取り組みを進めて

いくということで理解してよろしいですかね。ありがとうございます。

現在ですね、新年度以降の本町におけるカタリバさんの活動のあり方について、教育委員会との間で協議が行われているということですね、やっぱり彼らが果たしている役割の大きさとすばらしさは周知の事実なんだと思います。

また、コミュニティ・スクールをはじめ、どこにも負けない付加価値のあるこの町ならではの教育をつくっていくためにも、ぜひともよりよい形での委託等の事業化をしていただきますようお願いいたします。

それではですね、4点目の質問に移させていただきます。

これからの財政状況を踏まえ、町の収入・財源を増やしていくための施策についてということで、平成30年第3回定例会の折、平成30年度から向こう8年間の中期財政見通しが示されました。昨年9月の中期財政状況の報告に続くもので、若干の改善は見られるものの、4年後くらいからは財源不足が顕著に出てくるというようなものでした。

では、どうすればいいのか。町としてどうすべきなのか。

確かにですね、事務事業の徹底した見直しや効率的な予算の執行など、予算を絞っていくことも大事ではありますが、町の収入・財源を安定して増やしていくことも考えていかなければなりません。

町の収入である歳入、大きなものの内訳としては、町税、国からの交付税、国や県を含めた交付金、支出金、補助金、そして財産収入、使用料、寄附金等があります。その中で、町の考え方一つで安定して歳入を増やしていく、そういった可能性を秘めているのは、町税だと思います。

町税には、町民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税がありますが、町民税（個人・法人）のですね、対象件数を増やしていくことで、ほかの税については比例して増えていくものと思います。では、個人・法人の対象件数を増やすためには。そうです、移住定住の促進にですね、力を入れ、企業誘致を積極的に行う必要があるということです。

今回の財源不足への対策もありますが、これから先、迎えるであろう少子高齢化社会や自然減による人口減少、こういったことを考えていけば、町の収入・財源を増やしていくことは喫緊の課題であります。

特に努力が求められる2点について質問します。

これまで、この益城町では大きな量販店をはじめ、さまざまな企業の出店等の話がありましたが、その都度ごとに立ち消えとなっているようにも思います。

また、ある大手企業は、この町からすぐ隣の熊本市へ移転される計画であり、現在立地的にもですね、余り変わらないであろうすぐ目の前で、造成工事が行われております。その件では町への相談等はなかったのか、気になるとともにですね、非常に残念なところであります。

企業誘致について、町はどのように認識しているのか。そして、現在どのような誘致活動をされているのでしょうか。これが1点目です。

そして、2点目。以前、地方創生加速化交付金の活用で定住促進プロモーションビデオが作成されました。町の地名度を上げ交流人口を拡大し、本町への定住移住を促進するためにつくられ

たものであります。

震災での転出者増加による人口減、そして、さきに述べましたこれからの少子高齢化や人口の自然減を考えていけば、積極的な活用と活動が求められています。

町はこの移住定住促進についてどのように認識されているのでしょうか。また、どのような促進活動が行われているのでしょうか。

以上の2点についてお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の四つ目の御質問の1点目、企業誘致に関する質問につきましてお答えをいたします。

まず、企業誘致につきましては、税収の増加や雇用確保の面などから大変重要であると認識をしているところです。また、誘致活動につきましては、平成28年熊本地震前は県企業立地課が企業訪問などで得た情報などを共有させていただきまして、進出見込みがある企業に益城町の状況をお伝えするなど、企業進出につながるように努めていたところです。その結果、毎年二、三件の企業が益城町に進出をしております。

平成28年熊本地震後におきましては、復旧・復興事業を優先しておりまして、思うような企業誘致活動ができていない状況にありましたが、平成28年度、29年度それぞれ1件ずつの企業進出がっております。平成30年度におきましては、テクノロジーパーク内のルネサス跡地への企業進出が決定しており、さらに数件の企業の進出の情報もっております。

今後も企業誘致におきましては、本町の強みとなる熊本都市圏にある、高速道路インターチェンジや空港を有している、すぐれた自然環境や住環境があるなどを生かし、復興計画に掲げています新住宅エリアに対する土地利用規制の柔軟な対応や大空港構想及び空港の民間委託など、新たな展開も有効に活用しながら、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

また、本定例町議会に提案させていただいております第6次益城町総合計画におきまして、将来の目標人口を3万6,000人としておりますので、仕事人が人を呼び込む好環境が、好循環が生まれるよう本町の特徴を生かし、多世代の就労を支援できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、定住促進に関する質問についてお答えをいたします。

定住促進につきましては、人口減少時代にありまして、地域コミュニティの維持や税収確保などにおきまして、大変重要な施策であり、積極的に取り組んでいかなければならないと認識をしております。

このような中、本町では平成27年11月に人口の将来展望を示す人口ビジョンを作成してしました。しかし、平成28年熊本地震からの復興を進めるに当たっては、平成27年に実施された国勢調査の結果や平成28年熊本地震による人口移動を反映しました将来人口の展望が必要と考え、今年度改訂作業を実施しました。

今回改訂しました人口ビジョンでは、2030年の目標人口を3万6,000人と掲げていますが、何の手だても講じなければ、3万2,550人になるという結果が出ています。あわせて地域コミュニ

ティーの希薄化、農業を中心とした担い手不足や高齢化、税収の減少や社会保障費の増加などの影響が出てくることが懸念をされております。

本町としましては、人口減少時代の中にありましても、熊本地震からの復興、そして、さらなる発展を目指し、益城町を離れた方々の早期帰還を実現するとともに、人口増加を促進し、安定した町政運営を図る必要があると考えております。

特に人口増加に関しましては、20歳代から40歳代の夫婦世帯や子育て世帯の転入を促進する必要がある、そのための移住定住策、特に子育て支援策の充実と働く場所づくりが重要になると思われまます。

また、何よりも益城町に住んでみたいと思われるようなまちづくりが不可欠だと考えております。益城町は震度7を二度経験した町であり、移住定住策の推進は大変難しい状況にあります。町歩きなどの住民主体のまちづくり活動の推進や教育旅行の誘致、町の現状を知らせる情報発信など、まずは益城町の現状を知ってもらい、実際に来ていただくことが重要です。あわせて公共施設や町の復興の状況、住民の皆様の復旧・復興に取り組む元気な姿を見ていただき、町の魅力や生活のしやすさなどを感じ取ってもらうことで、本町へ移住定住につながるものと考えています。

また、若手職員が震災からの復興の状況を製作しました動画の復光グラフィティを、町ホームページや県庁ロビー及び航空機内での上映、さらには包括的連携協定を締結しました銀行の広報誌に益城町の震災からの復興状況を掲載していただくなど、いろいろな手法を活用し、情報発信をしているところです。

今後は行政だけでなく、住民の皆様や関係者の皆様にも御協力をいただき、知恵を出し合いながら、町の情報発信や誘客などを進め、定住促進につなげてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

1点目の企業誘致についての認識についてはよく分かりました。平成25年度の、熊本地震以降においてもですね、それ以降3件、3件だったですかね、被災した益城町に企業進出、誘致に成功しているということですので、非常にありがたく思います。

また、それまでも年間当たりにして数件確実に誘致しているということですね、ある一定の努力はされているんだなと理解できました。

ただですね、そこに至るプロセスやアプローチというのが、県の企業立地課が企業訪問で得た情報を共有してもらい、進出見込みのある企業に益城町の情報を伝えるということで、どちらかといえば積極的というよりも、待ち受けの姿勢に近いのではないかと、そういうふうに思いました。

2点目の移住定住促進については、人口社会がもたらす弊害に対する危機感もそのとおりであって、いただいた答弁、その対策としての20代から40代の夫婦世帯や子育て世帯の転入を促進する必要があると。そのために、特に子育て支援策等の充実と働く場所づくりが重要になるとありましたが、私も全くの同感であります。

移住定住の促進については、先月議会研修でお世話になりました兵庫県の芦屋市さんにおかれでもですね、非常に危機感を持って、たび重なる首都圏でのイベントや市内イベントの開催、そしてウェブサイトやSNSを活用して、積極的にさまざまな方面へのアプローチ活動をされています。

またですね、茨城県の日立市では、これは名称なんですけど、転入・初子育て交流バスツアーという企画で、また、静岡の伊豆では、ひとり親るんるん体験ツアーという、どこもですね、非常に創意工夫した企画ですね、転入の促進に努められておられます。こういった積極さはですね、見習うべきだと思います。

企業誘致についても、移住定住促進についてもそうなんですけど、ほかの市町村には絶対負けないうと、そういった気構えというか、積極性が必要だと思います。

情報発信等取り組まれているということで、非常にその点はいいかなと思いますが、今以上にですね、こういった取り組みの活動力を強くし、加速化させていくためにですね、アイデアやノウハウを持って、しっかりとしたプロデュース、アプローチのできる人材、こういった人材をですね、益城の場合、財源も厳しいことと思いますので、地域おこし協力隊の制度等利用してですね、探し、取り組んでみてはいかがでしょうか。2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番上村議員、2 回目の御質問にお答えをします。

まず、企業誘致につきましてはですね、やはり情報収集に努めたりとかですね、それと、これからもトップセールスですね、私自身がやっぱり出向いてというのも、やはりそこあたりが大事になってくるかなということだと思っています。非常にここあたりは、いろんな場面に出かけて、情報収集して、また取り組んでまいりたいということだと思っています。

それと、ただいまの御質問ですね、平成31年度までの計画となる、まち・ひと・しごと総合戦略を今回改訂しておりますので、その施策におきまして、移住定住を促進するに当たり、震度7を二度経験しておりますので、まずは本町のイメージアップに努める必要があり、復興状況の視察や教育旅行の誘致、町の現状を知らせる情報発信などにより、実際に来ていただき、町に対する安心感とプラスイメージを持ってもらうことが重要で、関係人口を増加させる取り組みから始める必要があるとしております。

また、第6次益城町総合計画におきましても、関係人口の拡大と発展として、関係人口から交流人口、さらに定住人口の増加につながる取り組みを推進するとしております。これらの計画に掲げる情報発信などの取り組みを積極的に行い、企業誘致、定住促進に努めてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、情報発信の推進に当たり、地域おこし協力隊を雇用し、実施した経緯もありますので、これらの事業を進める上で、増員等が必要な場合は、財源手当が手厚い地域おこし協力隊の制度の活用も検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1 番（上村幸輝君） 分かりました。ともにですね、すぐ効果が期待できるものではなく、地道で息の長い活動が求められるものであります。近い将来ですね、必ず待ち受けるであろう課題

であるとの危機感を持ってですね、少しでも早く取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、続いてですね、五つ目の子ども医療費助成事業について質問させていただきます。

益城町の未来を担う子どもたちの健全な育成と保護者の経済的負担を軽減するため、また、子育てしやすい環境を整えるため、子どもの医療費助成事業が実施されています。私も3人の子どもがお世話になりましたが、非常にありがたい事業だと感謝しております。

子どもたちに対し分け隔てすることなく、必要とする医療をより一層受けやすくするということで、なくてはならない事業であると思っております。

ただ、この事業、以前から要望としてよく耳にしていた内容が、高校卒業まで医療費助成できないものだろうかというものでした。高校生であれば、体力的にも十分充実してきているため、小中生に比べるとけがや病気で医療機関にかかることも少なくなってくると思いますが、どうでしょうか。

そこで1点伺います。

高校卒業までを対象として試算をした場合、追加で幾らぐらいの金額が想定されるのでしょうか。

以上1点お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員の五つ目の御質問、子ども医療費助成事業についてお答えします。

対象者を高校卒業までに延長した場合の追加の助成がということでございますが、1,700万円前後になると思われます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。試算として1,700万円前後ということですね。金額だけ見ればですね、全く考えられないなという金額ではなく、努力次第では実現可能な範囲ではないかと思えます。

高校3年生までのですね、医療費助成ですけど、県内自治体の状況はどうなっているのでしょうか。またですね、あわせて、ぜひとも頑張ってください、高校卒業、3年生までを対象としていただきたいと思います。2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員、2回目の御質問にお答えします。

まず、1市17町が今実施しているところでございます。郡内では、山都町だけの実施です。近隣の同規模町村での実施はありません。熊本県乳幼児医療費助成事業補助金という制度がありまして、基本的には3歳までの助成で、年間1,500万円の補助金がございます。高校生までに引き上げますと、単独費の持ち出しとなります。

また、その他としまして、厚生労働省国民健康保険課長の通知によりますと、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成につきましては、国保の減額調整措置を行わないものとす

となっておりますが、その適用外は対象ということで、国保運営にも影響がありますので、現段階では非常に厳しい状況であると思われます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

財政的にですね、厳しい状況であるということは重々承知しておりますが、ソーラー発電などの固定資産税増加分のですね、一部をもって財源に充てることができないものでしょうか。子育て世帯の移住定住促進にもつながることであり、またですね、今対策をとっておかないと、ますます少子化が加速し、手遅れになるということも予想されます。

一概にですね、全体が厳しいということであれば、例えばですよ、手始めに多子世帯、子どもさんを多く育てておられる世帯、その第3子以降、3番目の子ども以降ですね、を無償化するとか、そういった方法も検討の余地があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。3回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員、3回目の御質問にお答えをします。

税収増加分の活用をということですが、地方交付税のまず算定におきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いての交付となりますので、その増えた分を、不交付団体以外はその増加分を丸々使えるということではございません。先ほど来ずっと説明しておりますように、中期の財政見通しが非常に赤字であるということもあり、厳しいということで、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。結局どういう方法にしても、県補助金や国保、そして交付税等にも支障が出るということですよ。ただ、こういった事業というのは、さきに質問しました企業誘致や移住定住の促進にも、大きなアピールポイントになるものです。さきの質問の答弁でも、またそのようにいただきました。

難しいといった、そこだけを見たリスクの面、そこだけを見るんじゃなくてですね、ほかの事業との相乗効果を期待するような、広い視野で検討をいただきますよう、いま一度ですね、検討いただきますようお願い申し上げて、最後の質問に移らせていただきます。

では、6番目、最後の質問になります。地盤改良補助金事業についてということで、平成28年度熊本地震による被災住宅の建てかえ時の地盤改良工事に要する費用を援助することにより、震災による被害からの早期の復興と被災者の痛みの最小化を図ることを目的として、地盤改良補助金事業が行われております。

住宅の建設には、地盤調査やそれにかわるものが義務づけられていますが、以前に比べると、柱状改良工事、くい打ちですけど、これ以上の地盤改良工事が必要であるとの調査結果が多くなったように感じております。

現在少しずつ住宅の自立再建が進んでいますが、住宅再建で地盤改良が必要だった住民の方々から上がっている声は、こういう状況の中で少しでも補助金をつけていただけるのは非常にあり

がたい、助かります、そういうものでした。

私もですね、この事業は住民の方々の自力再建を促すためにもですね、非常によい事業だと思いますが、利用するための要件がですね、同一の宅地での再建、建てかえに限定されています。中にはですね、さまざまな理由によって、同一宅地での再建を断念して、別の敷地で再建される方もおられます。もとの宅地は公費解体により更地にしてありますし、再建される方々にとっては、同一の宅地での再建と何ら変わりません。何とかですね、この事業、要件を拡充し、対象となるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

1点伺います。

被災宅地、同一宅地での建てかえだけでなく、移転し建てかえをする場合でも対象となるように、要件の拡充はできないのでしょうか。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員、六つ目の御質問、地盤改良工事補助金事業の要件拡充についてお答えをいたします。

この事業は、県の基金事業の一つであります宅地復旧補助金の補完的補助で、遡及を含め、あくまでも熊本地震で被災しました住宅を解体し、同一敷地内で住宅を再建する際に、地盤改良工事が必要となった宅地復旧工事費を支援するものです。移転建てかえにつきましては、現在の補助要綱によりまして、この対象とはなりません。ただ、地盤改良工事補助金の目的にもありますように、熊本地震被害からの早期の復興と被害者などの痛みの最小化に鑑み、議員御質問のように、やむを得ない事情の案件について、今後対応を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。検討にもいろいろあるんですけど、前向きな検討と理解してよろしいでしょうか。どげんですか、よかですか。

同一敷地だけでなくですね、やっぱり移転先での地盤改良にしても、家をなくされた被災者の方にとってはですね、全く同じなんですよ。この町、この地での住宅の自力再建に努力されておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開、会議を開きます。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。早朝より

傍聴に来ておられる町民の皆様に改めて感謝をいたします。本日も真摯に一般質問をさせていただきます。

本日は5点到って一般質問をさせていただきます。

1点目、学校における救命教育の充実について、2点目、公用車にドライブレコーダーを設置すべきではないか、3点目、2018年度補正予算について、4点目、中学校の吹奏楽部を支援する方策について、5点目、義援金とふるさと納税について、以上5点について質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

まず、東日本大震災から8回目、熊本地震から3回目の冬を迎えようとしています。公明党は被災地の復旧・復興に全党を挙げて取り組んでまいっております。今年に入り、大阪府北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が各地に甚大な被害をもたらしました。

災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

公明党は、防災・減災ニューディールを提唱し、災害に強い国・地域づくりに取り組んできました。しかし、近年の災害の激化、頻発化を目の当たりにし、改めて日本全体が災害多発列島であることを認識させられました。残念ながら自然現象そのものはとめられません。しかし、災害を防ぐ、あるいは災害による被害を減らすことはできます。

公明党は、災害の都度、復旧を図ることを繰り返すというのではなく、防災・減災への取り組みを日本の政治の主流、社会の主流に押し上げるべきと考えています。いつでも災害が起こるとの前提に立った、あらゆる社会の仕組みの改革を進めるべきであります。

益城町では、いまだに多くの被災者の方々が、心身の疲労、ストレス、これからの生活不安などの中で、長期にわたって避難生活を強いられています。

町議として、一つ一つの事柄を丁寧に拾い上げ、その問題に取り組んでいきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、1点目、学校における救命教育の充実についてであります。

2年8カ月前の地震発生以降、小中学校における救命教育はなされているのでしょうか。突然の心停止から命を救うためには、心肺蘇生や自動体外式除細動器、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある、学校での心肺蘇生教育が重要であります。

日本では、2004年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されています。消防庁によると、日本では119番通報してから救急車が現場に到着するまでのかかる時間は、全国平均で8.5分。救命の可能性は、心臓と呼吸がとまってから時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に居合わせた市民が処置を行うことによって大幅に向上します。

突然の心停止で現場に居合わせた市民がAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は53.3%、市民がAEDを使用しなかった場合の11.3%に比べて、約4.7倍高くなっています。

いまだに毎年約7万人が心臓突然死で亡くなっている一方で、学校でも毎年100人程度の児童

生徒の心停止が発生しています。その中には、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、昨年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかし、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、15年度実績で小学校が4.1%、中学校が28.0%と非常に低い状況であります。

過日行われました、10月7日に行われました第24回きまにスポーツ健康フェスタ in はびねすにおいても、AEDの講習会があっていました。私もAEDの講習会は3回目ではありますが、その機械の使用扱いを知っているのと知っていないのでは、大きな差があることを実感しています。

そこで、改めて質問させていただきます。

地震発生以降、小中学校における救命教育はなされているのでしょうか。また、本町におけるAEDの設置状況について、室内、室外何個ほど設置されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の一つ目の質問、学校における救命教育の充実についてにお答えいたします。

まず、第1点目の地震発生以降、小中学校における救命教育はなされているのかについてでございますけれども、救命教育につきましては、地震発生以降は特に、小中学校におきまして、日ごろから命の大切さや自分の命は自分で守ることの大切さ、また、負傷した人などを見かけた場合、近くの人に知らせるなど、緊急時にそれぞれの学年に見合った行動ができるような指導をしておるところでございます。

これまでは多くの学校では、夏休みのプール開放時に、職員と保護者、または親子での救命救急法等が実施されてまいりました。しかしながら、今回の震災と熱中症等の発生により、現在、夏休みのプール開放も中止されているところが多く、親子での救命救急法等も休止の状況であります。

現在、小学校では、飯野小学校の5、6年生が、7月の保護者参観日に、職員と保護者と一緒に、救命救急士による人工呼吸法やAED使用の講習を受けています。また、津森小学校では、過去の水難事故の教訓を受けまして、7月に全校児童に対する着衣水泳の講習会を毎年実施しておるところでございます。

中学校では、2年生が保健体育の授業で心肺蘇生法練習用人形やAEDを使用しまして、応急手当での学習をしているところでございます。

なお、教職員につきましては、各学校で、毎年全職員がAEDの使用法や心肺蘇生法などの講

習会を受講しておるところでございます。

2点目のAEDの設置状況につきましてでございますけれども、小中学校における、室内、室外、何個ほど設置してあるかという御質問にお答えします。

学校別に申し上げますと、飯野小に3個、広安小に3個、津森小に2個、中央小に2個、広安西小に2個、木山中に2個、益城中に2個設置してあります。設置場所は、保健室や職員室、玄関、体育館等でございます。また、屋外での行事では現場に持参し、緊急時に備える場合もございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 私がなぜ学校における救命教育の充実についてお尋ねしたかといいますと、先月議員研修で、今石危機管理監の派遣元である芦屋市を訪問し、市長や副議長と議会事務局の方々と阪神・淡路大震災のときの状況やその後の対応などいろいろな意見を聞くことができました。また、翌日は、神戸市の阪神・淡路大震災記念、人と防災未来センターを訪問して学習してまいりました。

その中で特に印象に残ったのが、人と防災未来センターでの語り部さんたちの話でした。そこで、私たちは阪神・淡路大震災で、1、命の大切さ、2、備えることの大切さ、3、助け合うことの大切さを学びましたというスライドでした。

私たちも震度7の地震を2回体験して、何よりもまず命の大切さを学んだのではないのでしょうか。小中学校での教育の大切さをもっと自覚しなければならないと思います。救命教育は小中学校でやり続けなければならないと思います。

AEDの設置状況についても、実際に使えなければ意味がありません。特に休日に運動場で事故が起きた場合、AEDが学校の校舎内にあって、鍵がかかっているAEDを使用できないのであれば、意味がないのです。

先日、新聞に愛知県犬山市がAEDの一部を屋外に移設し、24時間使用可能にした記事が載っていました。以前はAEDが屋内に設置されていたため、建物が閉まっていると利用できなかった。犬山市がAEDを設置している公共施設は84カ所あり、このうち16カ所でAED1台を屋外に移設。小中学校ではリース契約の更新に合わせて、1校につき2台あるAEDのうち1台を屋外に移設したと記事は伝えています。

私も、どのようなものであるのか、犬山市消防局にお尋ねをし、また、その屋外ボックスを提供しているメーカーに連絡をとって、資料を取り寄せました。詳しいことは資料を見ていただき、ぜひ導入を検討していただければと思います。1台リース契約で2,000円ちょっとです。教育長または町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員、2回目の御質問にお答えいたします。

AEDにつきましては、議員のおっしゃるとおり、今後屋外への配置も検討する必要があると考えます。議員の紹介された事例や他町の事例を参考にしまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 回答で、検討してまいりたいと思いますと言われていますが、AEDの屋外への設置については、その必要性を本当に実感されなければ設置は困難なことだと思います。命の大切さを内外に発信するためにも、ぜひ検討をしてみてください。

AEDの屋外の収納ボックスは、これがこういったものがあるということを取り寄せておりますので、ぜひ参考にいただければと思います。

次に、公用車にドライブレコーダーを設置すべきではないかという質問です。

最近、県下における自治体で公用車にドライブレコーダーを設置しているところが多くなっています。その実情はどうなっているのかお伺いします。

私も今年の夏からドライブレコーダーをつけて走行しています。価格もだいぶ安くなっており、設置しやすい状況になっていると思いますが、町職員の安全意識の向上を目的にするとともに、防犯の面においても、その効果を十分に期待できると思います。公用車全てにというわけにはいかないと思いますが、何台かでもドライブレコーダーを設置することができるのではないかと思います。町長の前向きな答弁をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問、県下における自治体の公用車にドライブレコーダーを設置しているところが多くなっているが、その実情はどうなっているのかについて、まずお答えをします。

まず、本町の公用車には、水道課の2台、給水車、トラックにドライブレコーダーを設置しており、その他は設置をしておりません。また、上益城郡内では、御船町、嘉島町、甲佐町におきまして、設置している公用車はなく、山都町が公用車約130台中3台設置をされている状況です。

そのほか近隣の市町村では、熊本市と菊陽町は新車買い換え時に設置をしており、設置率は10%前後、西原村は未設置、大津町は今後計画的に設置を検討しているとのことです。

以上が各自治体の状況です。

次に、御質問の2点目、本町において全ての公用車とは言えないが、何台か設置すべきではないかについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、ドライブレコーダーの価格は以前に比べ安くなっており、職員が安全運転に努め、防犯面におきましても効果があると考えられます。今後は、一度に公用車全車にドライブレコーダーを設置することは財政的にも厳しいと考えますので、公用車を買いかえるときにドライブレコーダーを設置することで検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 郡内、近隣の市町村での設置状況は承知しました。また、一度に全車の設置は財政的にも難しいことも分かりました。そして、今後新車買い換え時に設置することで検討したいとの回答でしたが、財政的に厳しくなるのは分かっていますので、買い換えそのものが難しいとの判断もあるかと思います。

そこで提案ですが、まず、青パトと町長車にドライブレコーダーを設置する。青パトは地域防犯にもつながりますし、町職員の安全意識の向上にも寄与すると思います。また、買い換え時にやるというよりも、年間計画を立てて、毎年数台でも結構ですので、設置を推進してみたいはいかがでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の２点目の２回目の御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、ドライブレコーダーは事故状況の把握や職員の安全運転の意識向上につながると思っております。

そのようなことから、議員御提案のとおり、町長車や青パト、これは自主防災活動用の自動車、それにあわせてマイクロバスへは来年度予算に計上して、設置するところで進めてまいります。また、その他の公用車につきましても、年次計画を立てて設置してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○７番（吉村建文君） 町長の前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、次に、2018年度補正予算についてであります。

衆議院において、11月７日成立した補正予算であります。本町の学校の緊急安全確保策に対する取り組みはどうなっているのかお伺いします。

今回の補正予算の内訳は、災害からの復旧・復興に7,275億円、学校の緊急安全確保策に1,081億円、予備費に1,000億円となっています。補正予算では、熱中症防止に向けて、全国の公立小中学校などの普通教室全てにエアコンを設置するための費用として、822億円を計上しました。

本町においては、既にエアコンの設置は普通教室においては全て設置してありますので関係ございませんが、今回の補正予算は体育館や特別教室への設置に補正予算を充てることは排除しておらず、執行状況や自治体の要望を踏まえて対応する方針であると聞いておりますが、本町ではどのように取り組まれたのでしょうか。

また、大阪府北部地震の際に起きた児童死亡のような事故を二度と起こさないよう、補正予算には、公立の小中学校などで倒壊の危険性があるブロック塀の撤去・改修を支援するために、259億円を計上しました。費用負担の仕組みは、自治体の実質負担割合を約27.7%に抑えています。また、今回は公明党の主張により、学校単位ではなく市町村単位で工事費400万円を超えれば、国の補助が受けられるようになりました。

９月議会で質問していた個人所有のブロック塀について、その除去についても今回の国の補正予算を利用して可能になると思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ７番吉村議員の三つ目の質問、2018年度補正予算について、本町の学校の緊急安全確保策に対する取り組みはどうなっているのかについてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本年11月７日の国会にて、学校の緊急重点安全確保対策のために、1,081億円の補正予算が成立しました。

内訳としましては、熱中症対策としてのエアコン設置に822億円、倒壊の危険性があるブロック塀対応につきましては259億円でございます。

さて、本町における取り組みでございますが、私のほうからは、熱中症対策としてのエアコン設置につきまして申し上げたいと思います。

現在、本町では、小中学校の普通教室、特別教室、保健室等に全てエアコンを設置済みでございますので、今回の国の補正予算を使つての事業計画はございません。

また、体育館につきましては、いずれの学校の体育館もエアコンの設置はございません。今後、必要に応じまして、この件については検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の質問、2018年の補正予算についてお答えをします。

まず、9月議会で質問されていまして個人所有のブロック塀についての除去費用補助についてどうなったかについてお答えをいたします。

町として安全なまちづくりを進めるため、今回の定例会補正予算で、民間ブロック塀の撤去及び新設補助としまして、50件分の1,500万円を計上しております。補助額は、撤去につきましては上限20万円、新設につきましては上限10万円を予定しております。

財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金や県が今年の9月補正予算で計上しました補助金を活用して進めてまいります。

費用負担としましては、撤去につきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となります。撤去後の新設につきましては、県の補助はなく、国の補助金2分の1のみとなりますが、補助を活用して安全なブロック塀等の設置を進めるために、町で制度化することといたしました。

今後要綱等を整備し、復旧事業課内に相談窓口を設け、早ければ来年2月ごろの受け付け開始ができればと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 体育館については、今後必要に応じて検討していきたいとの回答でしたが、今回の補正予算で体育館へのエアコンの設置に補正予算を充てることは排除していなかったわけですので、これは当然、震度7を2回経験した益城町にあっては、常に手を挙げ続けなければならないと思うのです。

私もこの質問をするに当たって、県にも問い合わせをしました。県としては、町から手を挙げてもらわなければ、申請のしようがありません。当然、益城町は既に小中学校の普通教室、特別教室、保健室等に全てエアコンは設置しているわけですから、ほかのまだ設置をしていない市町村は手を挙げて、来年の夏までに設置すると思います。

そして、当然のことながら、小中学校の体育館へのエアコンの設置はどこの県内の市町村でもやっていません。やっていないからこそ、益城町は手を挙げ続けなければならないと思います。大規模な災害が起きたときに、避難所となるのは小中学校の体育館であるからです。

今後補正予算に取り組む姿勢を町長から伺いたいと思います。

また、個人所有のブロック塀についての除去費用補助については、今回執行部の努力により、

今後要綱等を整備して、来年の２月ごろの受け付けを開始したいとのことです。早急の実現を図っていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ７番吉村議員の２回目の御質問、今後の補正予算に取り組む姿勢を伺いたいにお答えをします。

まず、財源手当が手厚く、町の実質負担が少なくなる国の補正予算、これにつきましては、積極的に取り組みたいと思いますが、震災からの復旧・復興事業に取り組む中、非常に厳しい財政状況でもありますので、事業の内容を精査しながら優先順位をつけて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○７番（吉村建文君） 姿勢の問題だと思います。町長は事業を精査しながら優先順位をつけて取り組んでいきたいと言われますが、役場の職員が国の補正予算にまつわる県からの通知に対しても、もっと積極的にアンテナを張りめぐらせて、財源手当が手厚く、町の実質負担が少なくなる国の補正予算に敏感に反応して、取り組んでいただきたいと思います。

次に、中学校の吹奏楽部を支援する方策についてお伺いします。

本町には、益城中学校、木山中学校の二つの中学校があります。現在益城中学校は地震のため、旧校舎を解体し、プレハブ校舎で勉学に励んでいます。吹奏楽部は、全日本ブラスシンフォニーコンクールにおいて、３年連続で全国制覇を達成し、この大会も今年は文部科学省が後援し、全国的にも有数の大会になってきています。また、木山中学校吹奏楽部も、本年県大会で金賞を獲得するなど、その活躍に町民の期待も増しているところであります。

益城中学校、木山中学校ともに、外部の指導者に恵まれ、町の文化発展に貢献されていると思います。そこで、本町における中学校の吹奏楽部への支援をもっと強化したらどうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

先日、両中学校に行って現状を聞いてまいりました。顧問の先生方に話を聞いてみると、現在のところ楽器は足りていると。さきの地震でいろいろなところから支援をしていただき、新しい楽器も購入していただき、感謝にたえないとのことでした。

ただ現在、益城町文化会館が利用できないので、練習会場を押さえることに苦労されているとのことでした。

また、楽器の修理はどうしても必要で、そのやりくりにも現在何とか工夫して対応されているとのことでした。

他の自治体では、楽器の購入や修理の費用などを主に教材備品整備費で賄ってきたが、一般の授業で使う備品やテレビなどが優先され、楽器の修理を十分に行うことは難しかったのが現状であると聞き及んでいます。

本町では、楽器の購入や修理の費用はどのように対応されているのでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ７番吉村議員の四つ目の質問、中学校の吹奏楽部を支援する方策につ

いて、まず本町の中学校の吹奏楽部への支援をもっと強化したらどうかについてお答えいたします。

現在、本町では小中学校の部活動に対しまして、中学校体育連盟などの公的機関が主催する大会で、郡大会を経て上益城郡代表として県大会へ出場する場合は、交通費を助成しております。また、県大会を経て熊本県代表として九州大会や全国大会に出場する場合は、旅費・宿泊費の半額を助成しているところでございます。

本町は、御案内のとおり小中学校におきまして、吹奏楽部に限らず運動部活動や文化系部活動に一生懸命取り組んでいる状況でございます。現状としましては、特定の部活動への支援の強化はなかなか厳しい状況であると考えます。

次に、本町の楽器の購入や修理の費用についてでございますけれども、まず、毎年新年度予算の編成時に、各学校に対しまして予算の要望調査を行っております。

楽器の新規購入や更新につきましては、学校管理費の備品購入費で対応しているところでございます。しかしながら、予算にも限りがありますので、予算案提出時に各学校に優先順位をつけてもらいまして、優先順位の高い備品から購入していただいている状況でございます。

現在、楽器の修理につきましては、学校管理費の修繕費で対応しておりますが、ほぼ学校の希望どおりに修理が行われている状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 現状としては、特定の部活動への支援の強化はなかなか難しいという回答をいただきましたが、私がこの事柄を取り上げているのは、小学校から中学校に行く生徒たちの中から、吹奏楽部に入って楽器演奏を続けるよき流れができていること、また、町のイベントにも中学校の吹奏楽部に出演を依頼し、町民の皆様にも震災の苦しみを癒やし続けていることだからです。ほかの文化系部活動にはできないことだと思うからです。今年も全九州高等学校音楽コンクールに二人の卒業生が入賞しています。

このよき伝統を益城町をアピールする一つの目玉にできないものか。教育長の前向きな見解をお伺いします。

それから、楽器の修理については、学校管理費の修繕費で対応されているとのことですので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の2回目の質問、益城中の吹奏楽部の伝統を益城町をアピールする目玉にできないのかという御質問にお答えします。

確かに益城中における吹奏楽部の活躍は、生徒会の朝の挨拶運動に並んで特筆すべきものがあります。この頑張りにつきましては、震災以来、多くのメディアでも取り上げられているところでございます。

また、先輩後輩のきずなも強く、先輩による後輩への楽器指導など、部の伝統となっておるところです。

今後、益城中のみならず、町内各小中学校の伝統や自慢できる取り組みなどを、広報などを通

しまして周知してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、義援金とふるさと納税について伺います。

9月30日現在で、義援金が1万2,941件の11億1,993万円、ふるさと納税が平成30年度939件の1,821万円と広報ましきに載っていましたが、直近の件数と金額を教えてください。

昨年12月議会で同僚議員から質問がなされましたが、義援金配分委員会は、その後何回開催されたのか。昨年の回答では、平成28年9月に1回だけ開催されておられるだけですので。また、追加配分計画を決定して、被災者への配分を行えば、速やかに公表するとしておりますとの回答でしたが、どのようなになっているのかお伺いします。

次に、ふるさと納税についてであります。制度開始から10年がたち、さまざまな議論が起こっています。明らかに地元の産品ではないものを返礼品にした場合だとか、また、納税された金額の30%を超えるものを返礼品として出したとか。総務省は、11月16日にふるさと納税の返礼品で、寄附額の30%以下の地場産品という基準を守っていない自治体が11月1日時点で91あったとする調査結果を発表しました。

当然、本町においては違反はなかったものと思いますが、現在本町が返礼品として出しているものを見てみますと、19業者54品目であります。そのほとんどがお米や精肉、漬物、地元の特産品が中心です。

そこで提案なのですが、ふるさと納税の返礼品に、日本郵政が商品化している、みまもりサービスを追加してみてはどうでしょうか。物だけではなく納税者の悩みを解決するサービスの提供をするなど、地域の発展や課題解決にも結びつくような知恵も必要ではないでしょうか。

みまもりサービスの内容は、郵便局員らが月1回、町内の家族のもとを訪れ、生活状況など10項目について聞き取った内容をメールで指定先に報告するものです。少子高齢化が進む今、こうした人的サービスが求められるのではないのでしょうか。町長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の義援金についての御質問にお答えをします。

益城町にお寄せいただきました義援金は、11月末現在で1万3,003件、11億2,197万1,262円でございます。そのうち8億4,345万円を被災された方々へ支給をしております。

昨年12月以降の配分委員会の開催回数は、12月28日に開催しました1回だけでございます。その配分委員会から、新たに半壊解体世帯へ全壊世帯と同額を配分すること、受け入れ期限を1年延長し、平成31年3月末とすることにつきまして答申をいただき、答申の内容に基づいて町で決定しております。

追加配分などの公表につきましては、平成30年2月号の広報ましき及び町ホームページにより周知を行っているところであります。

今後は熊本県が検討されている配分計画の決定にあわせて義援金配分委員会を開催し、追加配分などの御審議をお願いしたいと考えております。

2点目の監査につきましては、義援金の収入金とあわせて例月出納検査におきまして、月次収

支の報告を行い、監査委員に監査をお願いしているところでございます。

3点目のふるさと納税に関する質問についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年の税制改正により創設されて以来、益城町におきましても取り組みをしてきたところです。熊本地震が発生しました平成28年度におきましては、全国の皆様方から地震からの復旧・復興支援のためにと3億2,000万円、平成29年度には約8,800万円のふるさと納税をいただいている状況です。また、全国におきましても、制度開始以来、ふるさと納税の実績は着実に伸びており、子育てや教育、まちづくりなどに活用されるとともに、災害時における被災地への支援としても役に立っております。

一方で、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体におきまして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

益城町におきましては、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は送付しておらず、54品目を返礼品として発送しており、そのほとんどがお米や油、いきなり団子などの地元の特産品になっております。本町の特徴的な返礼品としましては、空港がありますので、セスナの遊覧飛行を返礼品として取り扱っています。

吉村議員から提案がありました、みまもりサービスにつきましては、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品ではありませんし、少子高齢化が進展する状況の中、返礼品としてこのようなサービスを希望される方も多いのではないかと思います。また、ふるさと納税を募集するに当たり、より多くの返礼品を準備するほうが有効だと思いますので、みまもりサービスに限らず、返礼品を充実させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 義援金の現状は分かりました。また、配分委員会の開催情報も承知しました。また、監査もしっかり行われていることも分かりました。義援金の取り扱いについては、県との整合性を保つ上で必要だということも分かりましたが、そもそも義援金と寄附金とはどのような性格で、どのように取り扱われているのかお伺いします。

次に、ふるさと納税についてであります。みまもりサービスを返礼品の一つとして加えられるということですね。確認の意味で再度お伺いします。これから進むであろう少子高齢化社会において、その必要性が増すことは間違いないと思います。

また、ふるさと納税については、その金額の多さに驚いているところですが、本町における平成28年度、平成29年度に納税された約4億円の利用状況はどうなっているのかお伺いします。

また、最近では、寄附金の使い道に特化して寄附を募る、ガバメントクラウドファンディング、GCFにも注目が集まっていますが、本町では益城町給食センター再建のために寄附を募っているようですが、現在の寄附の状況をお伺いします。

それから、企業向けのふるさと納税もあると聞いていますが、本町においても取り組みはなされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、義援金の使途につきましては、法的な定めはございませんが、義援金は被災された方々を支援するために寄せられたもので、被災された方々へ直接配分することにしております。

そのため、町の一般会計の歳入として予算措置をすることはありません。ただ、今後追加配分をしても、なお残額が生じるような場合は、熊本県や他市町村の動向を見ながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

一方、熊本地震に対し寄せられました寄附金につきましては、町の予算の歳入に計上し、その趣旨に沿って支出させていただいているところです。

次に、みまもりサービスにつきましては、返礼品に加える方向で検討を進めます。ふるさと納税の使途としましては、一部を除き本町では使途を特定しない形で募集をしております。したがって、寄附金は一般財源扱いとしており、特定の事業に活用しているものではなく、復旧・復興事業全体の一般財源として活用をさせていただいております。

クラウドファンディングの状況につきましては、大規模な地震が原因ではあったものの、子どもたちに不自由な思いをさせており、笑顔を消すようなことがあってはならないという思いと反省から、学校給食センターを単にもとどおりに復旧させるのではなくて、平時は食で子どもたちの笑顔をつくる給食センター、緊急時は被災者を助ける給食センターとして再建をするための費用に活用する目的で、寄附金の募集を本年4月から開始をしているところです。

寄附金の実績としましては、11月末現在、139件で359万7,000円の寄附をいただいている状況です。御支援賜りました皆様方に感謝を申し上げますとともに、大切に活用させていただきたいと思えます。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、国の認定を受けた地方創生事業に対し、企業が寄附を行うと、最大で寄附額の6割相当額が法人関係税で軽減される制度で、現行の寄附制度の約2倍の税負担の軽減効果がある仕組みとなっております。

現在、益城町における企業版ふるさと納税の取り組みとしましては、2種類の事業におきまして、国の認定を受け、寄附金の募集を始めているところです。対象事業は熊本地震の経験値を生かした防災・減災力の復興と熊本地震の遺産、地表断層を活用しましたにぎわい創出事業の2種類になりますが、現在のところ寄附金の入金はありません。

しかし、この企業版ふるさと納税を開始するに当たり、3社からは寄附をする申し出をいただいている状況にあります。

いずれにしても、ふるさと納税を活用し、復旧・復興事業がさらに加速しますよう、一般財源の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。ふるさと納税を活用して、復旧事業等がさらに加速するよう、また一般財源の確保に努めていきたいという回答でありましたので、その推進をよろしく願いいたしたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後

は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

4番松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） こんにちは。4番松本でございます。

今回は一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、傍聴席には、大変お忙しい中おいでいただき、感謝を申し上げます。

私の質問は、1番目に、財政問題について。

2番目に、総合体育館及び陸上競技場完成後の活用策について。

二つの質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

一つ目の財政問題について、5点お尋ねいたします。

まず1点目、将来の財政運営について質問します。

私も、さきの9月議会におきまして、一般質問の中で、今後の町の財政見通しとあわせ、今後の地方債の償還見込みについて質問させていただき、町長の答弁もいただいたところです。また、会期中の常任委員会終了後に、復興計画終了年度である平成37年度までの中期財政見通しにつきましても、企画財政課から説明も受けました。それによると、今年度から単年度の財源不足が発生し、財政調整用3基金は平成34年度で枯渇し、事務事業の見直し等を行ったとしても、毎年度4億円から7億円程度の赤字が発生するとの見込みが示されました。

このような厳しい財政状況にあっても、町の発展や将来のための投資は必要だと思います。特に、すぐに結果が出るわけではありませんが、未来を担う子どもたちの教育への投資は町の大きな財産になるものと思います。

益城町は熊本地震で大きな痛みを受けました。その一方で、多くの方々から優しさであったり親切であったり、決してお金で買うことができない大切なものをいただきました。町の財政が厳しさを増していく中で、最初に歳出予算の削減を検討されるのは当然のことと思いますが、教育関連の予算も削減の対象として検討されるのでしょうか。町の発展や将来を見据えたとき、厳しい財政の中でも必要などころには投資するという姿勢で財政運用すべきと思いますが、どのような考えで財政運営に臨まれるのか、お答え願います。

2点目に、基金の今後の状況と町の取り組みについてお尋ねします。

財政運営に当たっては、町の貯金である基金が今後どのようになるのか、大変心配するところです。中期財政見通しでも、財政調整用基金を今年度から取り崩していかなければならないとの

見込みであり、平成34年度で枯渇するとの見通しであります。

自分の家計のことを考えたとき、家の貯金がなくなったら、不安とともに生活もできなくなります。借金を重ねていくわけにはいきません。何とか支出を抑えて、仕事を頑張って収入を増やし、少しでも貯金していかなければなりません。

町の財政でも同じだと思います。貯金の積み立てをしていくということとはできないにしても、できるだけ基金の取り崩しを抑えていくためには、町としてどのような取り組みを考えておられるのか、お答え願います。

3点目に、復興基金の活用状況と今後の活用予定についてお尋ねします。

熊本県は、復興基金から被害の大きかった市町村に対し創意工夫分として配分されていますが、益城町への配分はどうだったのか、これまで益城町では、被災民間賃貸住宅復旧への補助、住宅地盤改良への補助、被災雑種地等復旧支援への補助等、基金を活用して復興支援が進められてきました。

特に、被災民間賃貸住宅復旧への補助は、アパート等の復旧が進むことで、仮設住宅に入居されている方だけでなく、町外のみなし仮設住宅等で生活されていた方々も益城町に帰ってこられるなど、これらの基金事業の対象となった方や仮設住宅で生活されていた方々にも大変ありがたい支援となっているものと思います。

そこで、こういった支援事業につきまして、利用された方からの評価はどうだったのか、また今後、復興基金をどのような事業に活用予定しておられるのか、お答え願います。

4点目に、来年度の当初予算編成に関連してお尋ねします。

平成31年度の当初予算の編成方針が出され、現在、予算査定等が始まっていることと思います。町長はさきの町長選挙において、マニフェストで町民と幾つかの約束をされました。その約束をどのように予算に反映していけるのか、それによって約束がどの程度実現していくのだろうかと、町民の皆さんも注目されていることと思います。

財政が厳しくなる中で、マニフェストに掲げたから、それを実現するための予算を通常の予算に上乗せしなければならないようでは、町の財政は厳しくなるばかりではないでしょうか。

来年度の予算編成で、マニフェスト関連事業について何らかの工夫をされるのか、お答え願います。

次に5点目としまして、未収金対策の成果と今後の取り組みについてお尋ねします。

財政見通しが厳しい中、町自身も身を切るような取り組みが必要であると思います。事務事業の徹底した見直しや、歳入確保に向けた対策にも積極的に取り組まなければならないと思います。

町ではこれまで、町税や保険税、公営住宅の家賃、水道・下水道使用料、介護保険料等、多くの未収金が発生していました。しかしながら、これまで具体的な徴収対策をとらずにいたことで、平成28年度末で総額6億円を超える未収金が発生しております。これまで、監査報告や決算認定の際の質疑で、未収金対策の必要性を強く求めてきたところではありますが、組織立っての取り組みや成果について、ほとんど聞くことはありませんでした。私ども議会においても、議論を重ねてこなかったという面では責任の一旦はあると思います。本来、地震の復旧・復興に伴う財源不

足ということに直面したからということではなく、常に取り組んでおかなければならなかったと思うものです。

町では、昨年11月に町税等収納対策本部を立ち上げ、全庁的に収納対策に取り組んでいると聞いております。

そこで、この1年間の未収金対策に係る取り組みの成果について、さらに、今後どのような取り組みを実施される予定であるのか、お答え願います。

以上、1番目の財政問題について、1点目、将来の財政運営について、2点目、基金の状況について、3点目、復興基金の活用状況と今後の活用予定について、4点目、来年度の当初予算編成におけるマニフェスト関連事業について、5点目、未収金対策の成果と今後の取り組みについて、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の一つ目の御質問の1点目、将来の財政運営につきましてお答えをします。

町の中期財政見通しにつきまして、さきの議会で説明をさせていただいておりますが、平成28年熊本地震からの復旧・復興事業に係る総事業費が1,271億円で、そのうち町の実質的な負担は153億円を見込んでおります。その結果、平成30年度以降、37年度までの間に毎年2億から10億円、合計53億円の財源不足が発生する見込みとなっています。財源不足に対しまして、財政調整用基金を充てるとしましても、平成34年度以降、37年度までの間、毎年4億から7億円、合計22億円の財源不足となる見込みです。

この財源不足対策としましては、現在、審議会を設置し進めています使用料・手数料等の見直し、住宅使用料等の未収金対策、ふるさと納税やクラウドファンディングによる寄附金増の取り組み、企業誘致や定住促進等、税収増対策に引き続き取り組み、収入の増加に努めてまいります。また、歳出関連につきましては、全ての項目におきまして経費削減の意識を持ち、事業の優先順位の峻別を図りながら、歳出削減に努めてまいります。

しかしながら、復旧・復興事業におきましては、財源が不足するために中止できるような事業ではなく、今やらなければならない、今しかできないような事業ばかりです。また、議員がおっしゃるとおり、町の未来を見据えたとき、厳しい財政状況の中でも必要なところには財政措置をしていかなければならないと考えています。例えば、未来を担う子どもたちの教育に関する分野、地震で被災した市街地や集落のにぎわいづくりなど、町の再生に向けた取り組みは、町の発展や将来につながる重要な施策であり、今のうちから財政措置をしてまいりたいと考えています。

いずれにしても、持続可能な財政運営ができなければ、町の発展やにぎわいにもつながらないと思いますので、歳入歳出の見直しとあわせて、引き続き県と一緒に、国に対して財政支援の要望を行ってまいります。加えて、消費税増税を見据えた経済対策としまして、財政支援が手厚い国の補正予算が今後出てくると思いますので、しっかり活用し、町の実質負担の軽減に努めてまいります。

続きまして、一つ目の御質問の2点目、基金の状況についてお答えします。

町の基金につきましては、平成29年度末残高が56億3,000万円、県から創意工夫分として配分されました平成28年熊本地震復興基金を除きますと、38億9,000万円、うち財政調整用基金、いわゆる財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金の3基金が27億4,000万円となっております。また、残高の推移につきましては、近年、基金繰り入れ、取り崩しをしていませんので、約38億円程度で推移をしております。しかしながら、中期財政見通しの試算結果におきましては、今年度以降、37年度までの間に、毎年2億から10億円の財源不足が生じ、財政調整用基金は平成34年度に枯渇する見込みとなっております。

このような状況にならないようにするため、1点目の御質問にお答えしましたように、繰り返しになりますが、全ての項目において優先順位の峻別を図るなどの歳出削減や、使用料・手数料の見直し、未収金対策、ふるさと納税や定住促進などによる歳入確保にしっかり取り組んでまいります。特に新たな歳入確保につながる移住・定住促進につきましては、子育て支援事業の充実で移住・定住につながったことがアンケート調査の結果で把握できていますので、この特徴を生かし、新住宅エリアの土地利用規制の柔軟な対応などと絡めながら、さらに力を入れてまいります。また、企業誘致におきましては、熊本都市圏にある高速道路インターチェンジや空港を有しているなど、町の優位性を伸ばし、大空港構想や空港の民間委託、県道熊本高森線の4車線化、及び都市計画道路整備、益城中央被災市街地復興都市区画整理事業など、新たな展開を有効に活用し、仕事が人を呼び込み、まちづくり、人づくり、仕事づくりの好循環を実現させ、収入の増加を図ってまいります。

このような取り組みを行うことで、財源不足を極力おさえ、財政調整用基金が枯渇しないように努めてまいります。

御質問の3点目、復興基金の活用状況と今後どのような事業に活用を予定しているかについてお答えをいたします。

復興基金につきましては、国の支援が行き届かない被災者の方々のきめ細かなニーズや地域の再生に対応するものとして、523億円が県の基金として設置されました。まず、県統一ルール分が事業化され、その後、県統一ルールで実施すべきメニューがおおむね出そろったところで、昨年12月に各市町村がそれぞれの事情に応じて活用できるよう、残りの復興基金のうち100億円を被害の大きかった市町村を中心に配分され、益城町に創意工夫分として17億4,000万円が配分されたところです。

創意工夫分のこれまでの活用としましては、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金をはじめ、全部で10事業を実施しているところです。予算計上額は6億3,000万円で、執行率は約36%となっております。特に、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金につきましては、仮設住宅などにお住まいの方で民間賃貸住宅を生活再建の場とされている方々の受け皿となっているものであり、生活再建に貢献できているものではないかと思っております。復興基金の利用者の評価としましては、アンケート調査等実施はしておりませんが、申請や相談に来られた窓口では、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金で再建するに当たり、国の支援など何もなかったのでありがたいというようなお言葉をいただいております。そのほかの地盤改良工事補助金におきましても、補助の率としては低く

なっておりますが、少しでも補助があると助かりますなどの御意見をいただいている状況です。

今後の活用予定事業につきましては、現在実施している事業への追加の予算計上及び被災された方々の早期復興のために行う事業を、知恵を出し合いながら当初予算編成に向けて検討をしているところです。いずれにしましても、熊本地震復興基金の使途である被災者のニーズにきめ細かに対応し、復旧・復興がさらに加速するよう、活用してまいります。

次に御質問の４点目、予算編成においてマニフェスト関連事業について何らかの工夫をしているかについてお答えをいたします。

４月に執行されました町長選挙におきまして、六つの選挙公約を掲げ、今までの経験を最大限に生かし、復興を望む全ての人の重みを背負い、益城町の復興をさらに加速させることが私の使命という思いで選挙に臨み、御信任をいただきました。選挙に先立って、マニフェストとして各種事業の目標や方向性をまとめ、町民の方々にお示しをしております。マニフェストの内容としては、一つ目、被災者の住まい再建、さらに加速、二つ目、一刻も早い復興整備、近い将来のにぎわいへ、三つ目、震災から立ち上がる町民主役の町づくり、四つ目、地域みんなで育てる子どもは町の宝物、五つ目、農業、商業、観光業を連携、益城ブランドづくり、六つ目、地域のみんなで見守る福祉が充実した町への６項目で整理しております。

これらの事業につきましては、厳しい財政状況にあるため、新たに大きな財政負担が発生することがないように施策としております。マニフェスト関連事業を実施するに当たり、議員御指摘のように、通常予算に実現するための予算を上乗せするばかりでは、財政状況がさらに悪化してしまうことにもなりかねません。

そこで、平成31年度予算編成方針では、交際費や消耗品費などの物件費を対前年度比５％を目標に減額することで財源を確保していくこととしております。マニフェスト関連事業につきましては、選挙時に町民の方々にお約束したのになりますので、財源確保を行い、しっかり取り組んでまいりたいと思います。また、取り組みの状況等の進捗管理を行い、達成状況などを公表していく予定にしております。

次に質問の５点目、町税等収納対策本部の取り組みの成果と今後の取り組みについてお答えをいたします。

町税等収納対策本部は、町税、分担金、負担金、使用料・手数料、財産収入及びその他料金の収納率向上に取り組み、町民の納税等に対する負担の公平性及び自主財源の確保を図るため、平成29年11月に副町長を本部長として立ち上げております。また、収納対策本部内に各課担当者によります収納対策チームを設置し、各未収金の現状把握及び具体的な取り組み内容を検討し、それぞれの収納対策スケジュールを作成し、実施しているところです。

取り組みの成果として、町税における赤色封筒による督促や、公営住宅における弁護士名での督促をはじめとする新たな取り組みにより、平成29年度決算におきまして、未収金全体として滞納額が前年より約１億1,500万減少し、収納率も対前年比約3.1%の増加となっております。

今後の取り組みとしましては、効果が高かった赤色封筒による催告等の取り組みを、他の未収金項目においても取り入れることにより、さらなる収納率向上に取り組んでまいります。また、

債権種目ごとの統一的な未収金対策が実施できるようチーム内で検討し、今年度中に取りまとめを行うこととしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 答弁、ありがとうございました。厳しい財政の中でも子どもたちの教育に関する分野や地震で被災した町の再生に向けた取り組み等は、今のうちから財政措置をして取り組んでいただきたいと思います。また今後、町として、人件費を含めた全ての項目において歳出削減を図り、使用料・手数料の見直し、未収金対策、ふるさと納税や定住促進等による歳入確保にしっかり取り組んでいただき、また、企業誘致も町長みずからトップセールスをしていただきたいと思います。

復興基金の活用状況については、64%、11億1,000万円の基金があるということで、被災された方々のニーズにきめ細かに対応し、復旧・復興がさらに加速するよう取り組んでいただきたいと思います。

4月に行われた町長選挙において掲げられたマニフェストの六つの選挙公約は、新たな財源負担が発生することがないように、財源確保をしっかりと行い、取り組んでいただきたいと思います。

次に2番目の質問、総合体育館及び陸上競技場完成後の活用策についてお伺いします。

熊本地震において最も被害が大きかった益城町。住家の被害は、全壊・半壊した家屋、約6,200棟、一部損壊まで含めると98%を超える住家が被害を受けております。また、役場庁舎をはじめ、多くの町の施設も被災しました。そのような中、益城町のシンボリックな建物であった総合体育館も全壊という判定がなされ、現在、災害復旧による建てかえ工事が急ピッチで進められているようです。

総合体育館は、平成11年の熊本国体において、バスケットボール会場として整備され、屋根の色も特徴的で、ランドマーク的な建物として、また、さまざまなスポーツイベントが開催され、町民はもとより多くの方々に親しまれ、利用されてきました。陸上競技場も同様に、大きな大会も開催されるなど、町民にとっては誇らしい施設でもありました。

総合体育館は、熊本地震直後から町の避難所として多くの被災者の方々の受け入れと生活支援を行ってきました。最大で約1,350人が避難するなど、閉鎖されるまで被災された方々が身を寄せた施設でもあります。また、陸上競技場は、避難所に入れない被災者の車中泊によるエコノミークラス症候群などの危険性が高まり、運動場のトラックにテント156張を設置し、対応に当たっていただいております。最大で156世帯、571人が入居し、足を伸ばして眠れるため、エコノミークラス症候群の危険性が少なくなり、また、プライバシーが保てるため、周りに気兼ねなく過ごせるなど利点から、多くの世代に受け入れられた施設でもありました。

両施設とも、それぞれに整備が始まっておりますが、陸上競技場は来年の3月には完成し、4月にはオープンできるのではとのことです。一方、総合体育館は再来年の3月に完成の予定ということのようです。この二つの施設の完成、オープンは、町民の皆さんが待ち望んでおられます。

そこで、まずは陸上競技場の完成がすぐにもやっていますが、どのような活用がなされるのか。

全国大会などが開かれ、一流のアスリートのパフォーマンスを益城町の子どもたちに見てもらいたいと思います。また、総合体育館も全国に誇れる施設になるものと期待するものですが、プロバスケットの試合や、日本で開催される世界大会でのキャンプなどで総合体育館を利用してもらい、町の子どもたちとも交流を図ることができたらと思うものです。

そこで、教育長にお尋ねします。総合体育館及び陸上競技場の完成後の活用について、どのように進めていこうとお考えなのか、計画等ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。以上で1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番松本議員の二つ目の御質問、総合体育館、陸上競技場の完成後の活用についてお答えいたします。

益城町総合運動公園内の施設は、現在、復旧工事でありまして、サッカー場を含む陸上競技場、そしてテニスコートは、来年4月から利用再開を予定しております。また、総合体育館につきましては、議員からもありましたように、再来年の完成になりますけれども、完成後、早期の利用再開ができるように努めてまいりたいと考えております。

総合体育館、陸上競技場完成後の活用でございますが、まず総合体育館につきましては、メインアリーナの空調方式を変更することにしたので、気流の影響を受けやすいバドミントンや卓球の大会の実施が可能になります。これまでプロバスケットボールリーグの試合等を実施してまいりましたが、今後はバドミントンのS/Jリーグやその他の大規模な大会の誘致について、関係団体とも協議しながら大会の開催に向けた準備を進めてまいります。さらに今回、サブアリーナ、武道場にも空調を設置しますので、夏季の夏場の大会の誘致や町民の皆様方の利用もしやすくなるものと考えております。

陸上競技場につきましては、施設の要件、基準などから、全国レベルの大会の実施は難しいのですが、走路の舗装剤、サッカー場の人工芝等は最新の技術を取り入れたものであり、九州大会や県レベルの大会を中心にかなりの利用が見込まれるところです。また、町民の皆様方の健康づくりに寄与するため、トラックと人工芝の間の縁石を撤去し、安全に多目的に利用できるようにしておるところでございます。なお、貸し出しの方法につきましても、これまでの一括貸し出しに加えまして、部分的な貸し出し、個人への貸し出し等を追加することで利用促進を図ってまいりたいと考えます。

議員も述べられておりますように、一流のアスリートのパフォーマンスを子どもたちに見せることは極めて大切なことであります。大規模な大会の誘致とあわせて、これまで開催しておりますスポーツ教室、あるいは新しく完成した総合体育館や陸上競技場でスポーツ教室等々を行い、多くの子どもたちに将来に向けての夢を与えていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 答弁、ありがとうございました。両施設とも、完成、オープンに向け、いろいろと利用促進を図っていくとのことで安心しました。

これは質問ではなく要望でございますが、益城町町民グラウンドも来年の4月にはオープンと

聞いております。すばらしいナイター設備もできて、野球やソフトボール大会も開催されていくものと思います。私もこれまで何回か全国大会等にも出場した経験があります。他県では、スタンド付きの野球場が数多くできております。大きな球場ではないにしても、ぜひ益城町に野球専用の球場をつくっていただき、多くの子どもたちに夢や希望を与えられるよう強く要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

次に、中川公則議員の質問を許します。6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） みなさん、こんにちは。6番中川でございます。

さきに通告しておきました4点について御質問をさせていただきます。その前に、今日は寒い中、傍聴においでくださいまして、まことにありがとうございます。

まず1点目といたしまして、役場庁舎建設の見通しについて。

2点目、複合施設の整備について。

3点目、公共交通対策について。

4点目、木山地区の仮設商店について。

以上4点お伺いしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問の1点目でございますけども、役場庁舎建設の見通しについてお伺いいたします。

熊本地震により多くの公共施設が破壊され、現在、その復旧に向けて多くの施設で整備に取りかかっておられます。役場庁舎もその一つであり、公共施設の中で町民の皆さんが一番利用が最も顕著な施設であります。ところで、現在の役場仮庁舎は、昨年5月からその機能を開始し、町民の皆様には、この仮設庁舎に各種申請、届け出にお見えになっておられます。しかし、この仮設庁舎は、町民の皆さんにとっては公共交通の利便性、手狭感など、多くの不便を抱えているのではないかと思います。一刻も早い新庁舎の建設が望まれるところであります。

ところで、新庁舎検討委員会で、もとの庁舎跡地に建設が決定されておりますが、旧庁舎跡地は土地区画整理事業により全体的に整備するエリアに入っております。新庁舎建設に当たっては、土地区画整理事業ともスケジュール調整がしっかりと連携をとっていただきたいと思うものであります。

さて、新庁舎建設に当たって、土地区画整理事業に伴う減歩は、改めて町の土地開発公社の先行買収制度を活用して取得するとのことですが、土地の取得から庁舎の配置計画、設計計画等、現在どのようなスケジュール、建設工程で整備を図っていかれる予定であるか、お答えをいただきたいと思います。

聞いた話によりますと、31年度、実施設計、32、33年で建設というような形で話的には聞いておりますけども、町長のほうである程度、計画がしっかりしたものがございましたら、御説明をいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6 番中川議員の一つ目の御質問、役場庁舎建設の見通しについてお答えをいたします。

昨年 の 5 月 から、現在の仮設庁舎で業務を行っておりますが、町民の皆様にはいろいろと御不便をおかけしており、大変申しわけなく思っております。災害はいつ発生するか分かりません。新庁舎につきましては、安全・安心の拠点となるべく建設してまいります。

新庁舎建設の進捗状況としましては、新庁舎の設計を委ねるにふさわしい設計者を選定するため、プロポーザル方式により基本設計、実施設計業務の受託者を選定することとしました。11月26日に二次審査を行った結果、山下設計・バオプラーン熊本業務委託共同企業体を選定しましたので、今後、新庁舎建設の基本設計、実施設計業務に取りかかります。

今後のスケジュールとしましては、平成31年度に基本設計、実施設計を完了し、平成32年度に施行業者の選定を行い、建設工事に着手し、平成34年2月ごろの新庁舎の完成を目指しております。

なお、新庁舎の配置計画などにつきましては、基本設計、実施設計において具体的な検討を行いますが、町民目線に立ったワンストップサービスをはじめ、町民ワークショップなど、町民の皆様の御意見を反映しました町民参加型による設計を進めてまいりたいと考えています。

いずれにしても、新庁舎の建設に当たりましては、庁舎敷地周辺の道路整備や公園整備、交通広場との連携など、木山地区の土地区画整理事業と十分調整を図りながら、復興のシンボルとして、災害に強く、町民の皆様にも長く親しまれる、安全・安心の拠点となる新庁舎の建設に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○6 番（中川公則君） ただいま、町長の答弁、ありがとうございます。一応、設計者も決定をされたようでございますので、それにしたがって、1日も早い完成をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この庁舎建設につきまして、要望と言うと語弊があるかもしれませんが、旧庁舎の東側の玄関の壁に掲げてありました益城町の大きな町章ですね、これをですね、今後、新しい庁舎のほうにもどこにか設定をしていただくだらということによって要望しております。何十年という形で益城町をずっと見守ってきた町章でございますので、せっかくのいい町章でございますので、生かしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

それでは、質問の2点目でございますけれども、これも複合施設の整備についてということでお伺いをしておりますけれども、その新庁舎建設について関連があると思いますので、よろしくお願いいたします。

旧中央公民館、男女共同参画センター、子育て支援とんとんを複合施設として整備する方針となっておりますが、どこにどのような機能を持った施設として整備予定なのか、お伺いしたいと思います。

木山地区にそれぞれ設置していた中央公民館、男女共同参画センター、子育て支援施設が、熊

本地震により被災したことで全壊の判定がなされ、復旧に当たり、これらの施設を複合施設として整備を図っていくということで検討委員会の方向性が出され、関係方面と協議を進めておられたことだと思います。

私は地震発生するとき、役場庁舎駐車場に多くの町民の皆さんが押し寄せる中で、もちろん庁舎も被災したことから、防災本部機能を役場庁舎駐車場に一時配置し、混乱の中で西村町長が陣頭指揮をとっておられたことを思い出します。そこで、新たな役場庁舎は、災害本部機能を十分に備えた、被災する施設とは分離した建物にしなければならないだろうと、当時の状況から思うものであります。新たに整備する複合施設は、その意味では、町民が緊急避難できる機能を持った施設になるのが適当と思うものであります。さらに、庁舎と一定の距離を持った場所での整備が必要と思うものでもあります。

そこで、新たに整備する複合施設はどのような機能を有する施設となるのか、さらに、役場新庁舎のどの辺に整備を図っていかれようと考えておられるのか、お答えを願いたいと思います。以前、一緒に横に管理しておりましたけれども、この複合施設も同じ地域での活用と思いますので、その点について、分かる範囲で結構ですので、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番中川議員の二つ目の御質問、複合施設の整備につきましてお答えをいたします。

熊本地震で被災しました旧中央公民館、男女共同参画センター、子育て支援施設の3施設につきましては、益城町公の施設のあり方検討委員会におきまして活発に御審議していただき、本年3月に、三つの施設は一つの施設に複合化することが適当であるとの答申をいただきました。それを受けて町では、本年7月に外部の諮問機関であります益城町複合施設建設検討委員会を立ち上げ、現在、複合施設の機能及び規模などについて御審議をいただいているところでございます。

議員御質問の、複合施設はどのような機能を持った施設になるのかにつきましてお答えをいたします。

複合施設の詳細な機能につきましては、先ほど申し上げました益城町複合施設建設検討委員会の答申結果を受けて決定することとなりますが、元来、各施設には本来の役割と機能がありますので、複合施設の整備に当たりましては、三つの施設の役割や機能を損なうことなく整備を行う必要があります。さらには、益城町公の施設のあり方検討委員会の答申の附帯意見にありました、三つの施設を複合化することによって世代間の交流や活動団体間の交流が生じやすいような施設環境の整備を行い、子どもから子育て世代、高齢者まで多世代が集い、学び、楽しみ、育む交流拠点となる施設づくりを目指したいと考えております。

また、熊本地震のような大きな災害により庁舎が被災した場合の代替施設の一つとしての機能を持たせるべきと考えています。これは、熊本地震では発災直後の混乱の中、私自身が陣頭指揮をとって対応に当たったわけですが、役場庁舎そのものが被災して使用不能となり、災害対策本部機能に支障が生じました。新庁舎につきましては、免震装置などで整備を図ってまいります。熊本地震の苦い体験から、同じような大災害が発生し、役場庁舎が万が一被災した場合に備え、

防災上の観点におきましても、この複合施設を役場庁舎の代替施設の一つとして別の場所に建設すべきだと実感したからです。

次に、複合施設の建設位置についての御質問にお答えをいたします。

これら複合施設の機能等を踏まえ、建設位置を検討しましたところ、今後、宅地開発が進み、人口の増加が見込まれる新住宅エリアがその候補地として上げられます。復興計画におきまして、このエリアは復興に寄与する住宅や商業、サービス、防災、公共機能を配置する地域と位置づけられております。その中でも特に現在の役場仮設庁舎周辺では、今後、災害公営住宅が整備される予定であり、近隣には幼稚園や保育所も立地しているため、子育て世代の利用が多く見込まれる暮らしやすい地域となり、地域住民や多世代間の交流も期待できるのではないかと思います。あわせて、現在建設を進めている新庁舎と連携しやすい距離にあり、新庁舎にかわる防災拠点としても複合施設を建設するのに最適な地域であると考えています。

再び大きな災害に益城町が見舞われたとき、災害対策の本部機能に支障を来し混乱するような同じ過ちを犯すようなことがあってはなりません。このような災害の教訓を今後の新たなまちづくりにきちんと生かしていくことこそ、震災を経験した私に課せられた使命であると考えております。

今後は、仮設庁舎周辺で候補地を選定し、地権者の意向などを確認しながら、町民の皆様にとって親しみやすく、安心して利用いただける複合施設を整備してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○6番（中川公則君） 町長の答弁、ありがとうございました。この複合施設につきましても、やはり震災を経験した我々として、役場庁舎そのもののサブ的なやっぱり位置づけといえますか、施設を共有するような施設でなくてはならないと思っております。いろいろ食料とか、災害のいろいろな支援のですね、備蓄等もできるような形でですね、今後いろいろと協議会関係に提案をしていただいて、すばらしい複合施設を計画していただきたいと思います。でも、早い機会です、できる限り早い、時間を持たせず、早い機会にひとつ頑張っていただければ幸いです。

それでは、続きまして3点目の質問に移ります。

公共交通対策について伺いたいと思います。

熊本地震から復興が進む中、災害公営住宅の整備、新住宅での開発、益城台地区画整理事業が進展する中で、生活機能の整備が喫緊の課題と考えます。これからの地域での道路整備、日常生活のための買い物対策、公共交通対策等、生活機能の整備をどのようにつくっていくか、さらに、県道熊本高森線の拡幅、木山地区の土地区画整理事業に伴うにぎわいづくりなども視野に入れて、町全体としてどのようなまちづくりをしていくのか、考えなければならないと思います。

こういった中で、内部で協議を重ねながら取り組んでいける問題と、外部との調整等に相当の時間と困難も予想される問題もあると考えます。特ににぎわいづくりについては、木山地区の地元の方たち、商工会の方々と熱心な議論が行われていると伺っております。また、災害公営住宅に伴う新たなコミュニティーづくりや新住宅エリアの基盤づくり等では、さまざまな課題を抱え、

そして緊急に取り組まなければならない案件も多く、待ったなしの状況にあらうかと思います。特に災害公営住宅につきましては、広安のほうで372戸、木山205戸、飯野48戸、福田が31戸、津森24戸、計680戸予定をされております。

そのような中で、新住宅エリアの開発や災害公営住宅整備に伴って、許認可や関係業界との調整に相当の時間を要するであろう問題として、公共交通のあり方の検討、運輸局、交通事業者等との調整が緊急課題であると考ええるものであります。間近に來ているこの公共交通の課題について、町としてどのような方針のもとに、またスケジュール的にはどのように進められようとしておられますか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6 番中川議員の三つ目の御質問、公共交通対策につきましてお答えをいたします。

町では、被災者の恒久的な住まいとしまして、約680戸の災害公営住宅を町内各所へ建設をしています。また、復興事業により移転を余儀なくされる方々が、継続して本町に住み続けられ、安心して生活再建を進めていただけるよう、移転先となる住宅地として、新住宅エリアの開発を民間企業と協力しながら計画的に実施していく予定です。このような新たな住宅地の開発に対応する公共交通対策につきましては、町としましても重要な課題だと認識しており、国や交通事業者と協議しながら進めていきたいと考えています。

災害公営住宅は現在の路線のバスなどの沿線付近に建設される予定ですが、一部地域につきましては、町中心部への交通手段がないことや、入居後、既存路線バスなどで対応できない移動ニーズが発生する可能性もございます。このことについて、地域の特定に合いました交通手段の検討や、将来整備される交通結節点の活用も含めた町の交通のあり方につきまして、現在策定中の都市計画マスタープランでの検討とともに、産交バスなどと意見交換を開始をしたところです。

今後は、財政負担も考慮しつつ、道路整備の進捗状況や新住宅エリアの開発状況を見極めながら、既存公共交通を軸としました新たな公共交通網につきまして、学識者やバス事業者などで構成されます益城町公共交通会議や利用者の皆様方の意見などを踏まえ、公共交通施策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○6 番（中川公則君） 町長の答弁、ありがとうございました。この交通の問題といいますと、非常に先ほど言いましたように、災害公営住宅とか、あるいは新エリアでの個人的な開発とか、いろいろ益城町も連動してまいりますので、それに遅れないような公共的なですね、交通網の体制も考えていかなきゃならないだろうということで、質問させていただきました。いろいろ早目早目のですね、対応が必要だと思いますので、町としてそういうところについて、よろしく具体策についても考えていただく旨、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の4点目でございますけども、木山地区の仮設商店街整備についてということでお伺いしたいと思います。

益城台地土地区画整理事業が進む木山商店街の仮設店舗の配置についてということでお尋ねい

たします。

御存じのように、熊本地震によって最大の被災を受けた木山地区については、土地区画整理事業での復興を目指すこととなり、新たなまちづくりが始まりました。そのような中で、商売をされていた方たちの中で、現在7店舗ぐらいと聞いておりますけども、方たちが、仮設の商店で商売を続けてこられました。町民の皆さんにとって買い物ができるということは大きな喜びであり、そこに知った顔も見受けられるということは、非常に安心感も生まれるものであります。土地区画整理事業は、これから換地や地区内の道路整備等の計画が示され、それに伴い、現在、もとのところで商売がなされていた方、仮の商店街で商売をなされていた方など、ほとんどの方が一旦、別の場所で商売をなされなくてはならないような状況になると思います。

そこで、区画整理内でどのように仮店舗が配置されることになるのか、日常生活品等を買う方にとって、商店はどうなるんだろうかと思うときもあろうかと思います。できるだけ、そこに行けばほとんど全ての買い物ができるというような店舗があれば便利だろうと思うものでもあります。

そこで、県や町では、商工会や地元の商店の方たちともしっかりと調整を行って取り組んでおられることと思いますが、これから仮設の店舗の方々におかれましては、どのように計画を進めていかれる予定なのか、分かる範囲で結構ですけども、お答えをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番中川議員の四つ目の御質問、木山地区の仮設商店につきましてにお答えをいたします。

中川議員御指摘の仮設商店とは、文化会館の駐車場北側の県道熊本高森線に接した仮設商店と認識をしております。現在の仮設商店の規模は、3筆の土地、約1,538平方メートルに7店舗の商店主の方々が営業を営んでおられます。7店舗の事業主の方々全員が区画整理事業地内に土地を所有されているわけではございませんが、仮設商店の事業用施設は独立行政法人中小企業基盤整備機構からの支援を受けたプレハブ構造の建築物となっております。平成32年1月がリース期限となっております。

商店主の方々におかれましては、1日も早い営業再開が望まれるところでありますが、区画整理事業地内で土地を所有されており、現地での営業再開を希望されている店主の方々は、事業の進捗次第ではありますが、各店主の方々の区画整理事業地内での仮換地が確定し、着工の承諾が得られれば、本設店舗での営業再建が可能となります。リース期限以降に必要な費用で建物の賃借料や敷地の確保には、町として県に相談するなどして対応を進めてまいります。また、区画整理事業地内に土地を所有されていない店主の方々にも、必要に応じ営業再開に向けた相談に真摯に対応していくこととしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○6番（中川公則君） 御答弁、ありがとうございました。この木山地区の区画整理もですね、緊急にもう現場へ入って、いろいろやっておられますけども、それに対応するような形でですね、

できる限り早い形で、仮設店舗の皆さん方にもいろいろと御指導、アドバイス等をですね、いただければ結構かなと思います。何せ早い機会に、もう10年とかという予定、計画でございますけれども、1年でも早くですね、この区画整理が完了し、また新たなまちがですね、できるような形でお願いできればと思っております。

以上、4点にわたって御質問をいただきまして、また、紳士的な回答をいただきまして、ありがとうございます。これにて質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。2時45分から再開いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田徳弘議員の質問を許します。3番富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） こんにちは、3番富田でございます。

今回は一般質問の機会いただき、ありがとうございます。また、傍聴席には、お忙しい中、足を運んでいただき、ありがとうございます。

今回は、質問事項としまして3点を取り上げ、質問させていただきます。

まず1番目に、飯野地区における交通安全確保のための施策についてお聞きします。

2番目に、物産館の整備について。

3番目に、町営住宅使用料未納者への対応について。

以上3点について質問をさせていただきます。

では、質問席へ移動します。

それでは、改めて質問席から質問させていただきます。

1点目、飯野地区における交通安全確保のための施策についてですが、飯野地区、飯野校区においては、平成24年度から町が始められた定住促進事業により、大字砥川地区や小池地区などにおきまして、民間開発による地区計画や集落内開発によって人口、世帯数も増え、特に定住促進の補助対象となる子どものいる世帯の転入が多く、飯野小学校の児童数も増え、教室の増築なども計画されるなど、大変うれしく思っております。住宅や人も増えると同時に、車の通行量も相当増えており、地区計画など新たに開発された箇所の道路は、幅員6メートルとなっていますが、地区開発以外の道路は従来どおりほぼ4メートルの幅員で、車の離合の際はどちらかが停車するなどしているのが現状です。また、朝の通学時間には、飯野小の子どもたちが黄色の帽子をかぶり、1列になって集団登校をしている光景を見ますが、時にははっとするような場面に出遭うこともあります。

そこで、1点目の質問としまして、交通安全確保のための施策、対策についてお伺いしたいと思います。

1点目の一つ目の質問としまして、国道443号の渋滞等交通量増加に伴う交通安全対策についてお尋ねします。

国道443号の交通渋滞の状況は、町長もお分かりと思いますが、朝の通勤時間帯の信号待ちの状況は、とにかくひどい渋滞で、大型車両が右折レーンの区間内におさまらない状況でもあります。この国道443号の渋滞から回避しようとする車両が集落内の町道へ迂回し、通過していく車両も多くあり、先ほど言いました、民間開発によって住宅も増えたことによる通行量の増加とあわせ、交通事故防止のための手だてが必要ではないかと思います。

さらに、別の場所になりますが、飯野小西側の圃場整備地内の農道へ迂回する車両も特に増えております。ここは、櫛島、東無田、下原、小池秋永地区の子どもたちの通学路ともなっております。交通事故防止のための施策、特に児童を含めた歩行者の安全確保が急務だと思います。

次に、1点目の二つ目の質問としまして、マミコウロードからの迂回車両にかかわる町道七滝下砥川線等の交通安全対策についてお尋ねします。

町道七滝下砥川線は、御船との行政界を起点とし、終点は旧国道443号、現在の町道中砥川線までの町道で、下鶴地区の生活道路として大変重要な道路です。また、マミコウロードは、松橋インターチェンジ付近から甲佐町、御船町を経由し益城町を走る県道28号線熊本高森線までの約33キロメートルの広域農道として熊本県が整備し、益城町管内におきましては、御船町境から町道下陳畑中線までは農道として、町道下陳畑中線から県道熊本高森線までは町道として、いずれも益城町の管理する道路となっております。

このマミコウロードから一部町有地となった道路を経由し、町道七滝下砥川線の下鶴地区を通過し、国道443号へ迂回する車両が、朝夕の通勤時間帯は特に多く、下鶴地区の住民の方が通過車両台数の調査を実施されましたところ、過去、1日に1,000台を超す日もあったそうです。これだけの通行量となりますので、実際に交通事故も発生しており、幸いにして死亡事故までには至っておりませんが、センターラインを大きくはみ出す車両やカーブ箇所での無理な追い越しなど、中には今問題となっておりますあおり運転、地元住民の方も大変心配しておられます。また、迷惑にも思われております。町が採石業者から購入し、町有地となった道路の両端にはゲートが設置されていますが、この2カ所あるゲートをしめて、通行どめにできないかといった意見も出ております。

マミコウロードからの迂回車両につきましては、今月、12月16日に九州中央自動車道の小池高山インターチェンジから山都町山都中島西インターチェンジまでの区間が開通することは確認しておりますが、下鶴地区への迂回車両がどれだけ減少するのか分からないのが現状です。

町として交通事故防止のための施策、対策等について、一つ目の国道443号線の渋滞等交通量増加に伴う交通安全対策とあわせ、町の方策等にあわせてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番富田議員一つ目の御質問の1点目、国道443号の渋滞等交通量増加に伴う交通安全対策につきましてお答えいたします。

御質問の国道443号は、朝の通勤時には砥川交差点から土山交差点までにも及ぶ渋滞が毎日の

ように発生しており、対策が必要と認識をしております。このため、町としましては、道路管理者の県に対し、砥川交差点の渋滞緩和のため、左折専用レーンの新設を要望しているところです。また、防護柵がないなど、歩行者の安全を確保する必要があるため、教育委員会、飯野小学校とも協議を重ね、これら危険箇所についての防護柵設置の要望を行っております。今後も機会を捉え、地元の状況を県に説明するなどし、引き続きさまざまな要望を行ってまいります。

また、砥川地区、小池秋永地区、島田地区の町道が、国道443号の渋滞時に迂回路として利用されることから交通量が増加し、歩行者などの安全に影響が出ているとの御指摘があります。これに対しましては、警察、県、PTA、役場で組織しています益城町通学路交通安全推進協議会におきまして、現地調査を行いました。それらを踏まえ、警察との協議におきまして、交通規制や警戒標識、路面表示などの対策を検討しているところでございます。

続きまして、一つ目の御質問の2点目、マミコウロードからの迂回車両に係る町道七滝下砥川線等の交通安全対策についてお答えをいたします。

七滝下砥川線は、朝の通勤時には山都町、御船町の方々も通勤路等として利用されており、交通量も多く、安全対策が必要と認識をしております。下鶴地区からも、平成29年6月に安全対策の要望書が提出をされたところです。

これらを踏まえ、今年の9月に区画線の設置、路上駐車を抑止するためのゼブラ線の設置などによる交通安全対策を実施しました。今後も引き続き、必要に応じ警戒標識及び路面表示などの対策を検討してまいります。また、今月16日に九州横断自動車道延岡線が開通いたします。上野吉牟田、山都、中島西、それぞれのインターチェンジから小池高山インターチェンジまで無料で利用できますので、七滝下砥川線の交通量も減少すると思われます。

いずれにしましても、下鶴地区の方々の不安解消のため、町としましても、今後の状況を把握してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○3番（富田徳弘君） 1点目の飯野地区における交通安全確保のための施策につきましても御答弁、ありがとうございました。事故防止のための施策につきましては、関係する警察や熊本県に対しても、現状等の確認、取り締まり、パトロールの強化などしていただき、交通事故を未然に防ぐよう万全を期してほしいと思います。また、事故防止、安全確保の施策としまして、道路の拡幅、歩道の整備等も今後の課題ではないかと思われます。御検討のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次に2点目の物産館の整備について質問させていただきます。

11月23日の熊日新聞に、「木山地区復興土地区画整理事業で、町は拠点となる木山交差点一帯に配置する施設の機能に関する素案を示した。素案、にぎわいづくりビジョンは、物産館や商店街などの施設に加え、交差点南側の町道横町線の5カ所を新たなにぎわいの場と位置づけた。物産館は地元農産物の販売や町の情報発信の場として、商店街には子育てや学習スペースの機能を持たせる」と掲載されておりました。益城町復興計画におきましても、復興に向けたシンボルプロジェクトの中で、物産館の整備が掲げられております。にぎわい創出とあわせ、益城町の魅力を

県内はもとより全国に発信していただきたいと思います。

そこで、物産館の内容について伺いたいと思います。地元農産物の販売についてですが、益城町でとれる農産物はたくさんあります。稲作は、益城町を流れる河川を中心に、東西南北に田園地帯が広がっております。野菜は、ハウス栽培から露地ものまで、品目によっては年間を通して、どこにも負けないおいしいものがつくられております。また中には、大変高付加価値がつく農産物も生産されております。

ところが、この益城のおいしい農産物を販売する施設、直売所については、現在、J A直売所とれたて市場がありますが、ほかの市町村ではもっと大きな規模で、施設も整備され、大勢の皆さんが買い物に見えられ、場所によっては大型バスで観光客も立ち寄り、大変なにぎわいを見せられているところもあります。

現在、県道熊本高森線の拡幅や木山地区の土地区画整理事業が進められております。新たなまちづくりは、魅力的な町並みが形成されるとともに、にぎわいを生み出してくれるに違いありません。これらと相まって、益城町の農産物はこれまで以上に消費者を引きつけてくれるはずです。

そこで、益城町においても、大規模生産者がつくった農産物から、おじいちゃん、おばあちゃんが育てた野菜や漬物も並ぶ、地元益城の農産物等を直売できるような施設、また、農産物だけではない、何か益城をアピールできるような、町外、県外から多くの人が集まるような施設の整備が必要ではないかと思います。

にぎわい創出のための農産物をはじめとした益城町の産品を販売する物産館の整備について、町長はどのように考えてられておられるのか、物産館の内容等につきましても現時点での考えはどうか、町長のお答えをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3 番富田議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

益城町では、震災前の姿を取り戻すとともに、さらに魅力ある町へと発展するため、復興計画を策定しました。その中で、古くから町の中心である木山地区を都市拠点として位置づけ、復興を図ることとしています。これは、木山地区の復興は、木山地区のみならず町全体の復興に大きな役割を果たすと考えたからです。

現在、木山地区では土地区画整理事業による災害に強いまちづくりを進めていますが、復興を力強く進めるためには、基盤の整備とともに、にぎわいの創出が必要です。このため町では、都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンを策定し、この中ににぎわいづくりの五つの要素を盛り込みました。その一つが物産館ですが、なぜ物産館なのか。それは議員御指摘のとおり、益城町にはすばらしい農産物がたくさんあり、これらを町の外にも広く販売し、町の情報を強く発信していくことが必要と考えたからです。また、農産物の販売のみならず、それらを活用した特産品や料理の提供といった益城町ならではの工夫も大切です。さらには、このような場面で人が活動することを通じて、町の未来に向けた新たな価値や新たなつながりが生まれると考えられます。

このため、物産館は、そのコンセプトとして、益城町のすてきな品物や情報に触れられる場所、いろいろな人がいろいろな目的で集い交流する場所、町の未来に向けた新たな価値と新たなつな

がりを創造する場所の三つを掲げて整備し、これによりにぎわいを創出し、益城町の魅力を県内はもとより全国に発信していきたいと考えています。

次に、物産館の運営などについて、現時点でどのように考えているかとの御質問にお答えします。

現在、にぎわいづくりビジョンを策定しました段階ですので、運営をどうするのかは、物産館の規模、構造などとあわせて、今後、地元のJAなどとも連携しまして適切な運営方法につきまして検討をしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○3番（富田徳弘君） 2点目の物産館の整備についての答弁ありがとうございました。

物産館の整備につきましては、土地区画整理事業と並行しての取り組みになるかと思いますが、質問の際にも申し上げましたように、復興計画におきましても、復興に向けたシンボルプロジェクトの中で物産館の整備が掲げられております。関係機関、団体とも十分に協議していただき、にぎわい創出とあわせ、町の情報、魅力を発信する場としていただきたいと思います。

それでは次に、3点目の町営住宅使用料未納者への対応について質問させていただきます。

町営住宅の使用料、家賃等の滞納については、これまで議会としまして、決算認定の際、住宅使用料の収入未済額については、不納欠損額とあわせ、同僚議員からも質疑で再三にわたり、その対応を執行部に求めていたところです。

今年の6月議会におきまして、議員提出として、町長の専決処分事項の指定に関する条例を可決いたしました。条例の第2条専決処分事項として、第1号で、町営住宅にかかわる家賃等の請求及び益城町営住宅条例第41条の規定に基づく住宅の明け渡し請求に関する訴訟、和解及び調停に関することを町長において専決処分することができることとしました。

私も6月議会の議員提出に当たりまして、町執行部から滞納処分については、法的な手段を含め強力に進める、特に訴訟についてはスピード感を持って対応することが必要であるとの説明を受け、納得し、賛成議員となったところです。

そこで、3点目の質問としまして、6月の専決処分に関する条例制定からの状況、現状についてお聞きしたいと思います。

1回目の質問は、未納者・滞納者からの支払いの状況はどうなっているのか、また、滞納者の訴訟等についてはどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番、富田議員の三つ目のご質問にお答えをいたします。

さきの6月議会におきまして、議員提案により専決処分事項の指定をいただき、町営住宅の訴訟等に係る手続がより迅速にできるようになり、感謝を申し上げます。

さて、お尋ねの町営住宅使用料滞納者の支払い状況についてですが、毎月の督促及び滞納月数2カ月以下の方への電話及び文書による催告、滞納月数3カ月以上の方への赤色封筒による催告書の送付及び納付指導を実施しております。また、高額滞納者へは、文書呼び出しなどにより個別に相談及び納付指導を実施しております。収納額は、11月末現在で過年度分の住宅使用料474

万1,800円となっており、現時点では既に過去5年間の平均収納額とほぼ同額となっております。

次に、滞納者の訴訟につきましてお答えします。督促、催告を再三したにもかかわらず、呼び出しにも応じていただけないなどで、2名の方に対し、6月末に訴訟の提起を行い、既に10月には町の申し立てどおりの判決を得ております。判決後、1名の方は退去していただきましたが、それ以外の事項は判決に応じていただけていません。そのため、建物につきましては、執行官による強制的な明け渡し、未払い家賃については、預貯金、給料などの財産を差し押さえる強制執行の申し立て準備をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○3番（富田徳弘君） 1回目の答弁ありがとうございました。

町営住宅の使用料の未納者・滞納者からの収納状況や訴訟にかかわる現在の状況については、よく分かりました。町営住宅の使用料、家賃等につきましては、入居されている方ほとんどの方は、毎月ちゃんと払っておられます。公平性を保つためにも、未納者・滞納者に対しましては、しっかりした対応をすることが求められるものと思います。

それでは、2回目の質問としまして、未納者・滞納者への対応について、町としてどのような方針で臨まれるのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番富田議員の三つ目の2回目の質問にお答えをいたします。

今後も高額滞納者に対しましては、強制執行も辞さぬ毅然とした姿勢で取り組んでまいります。他の滞納者の方への抑止力にもなりますし、公平性を保つためにも、さらなる収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○3番（富田徳弘君） 御答弁ありがとうございました。未納者・滞納者への対応につきましては、町営住宅の使用料だけでなく、税金等も含め、公平性を保つためにもしっかりと対応をすることが求められるものと思います。

先ほど同僚議員からも、財政問題、財政運営についての質問もありましたが、震災の復旧・復興にかかわる膨大な予算、心配される財源不足など、歳入確保につきましては今後も引き続き厳しい姿勢で対応していただきますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） こんにちは。2番下田です。本日最後の質問者となりました。執行部、議員の皆さんも大変お疲れのことと思いますが、簡単明瞭に質問しますので、しばらくの間おつき合ください。

本日の質問は2点させていただきます。まず1点目は、益城町の建設業Cクラスの入札状況についてと、2点目は、有害鳥獣の処理について質問します。

それでは、質問席に移ります。

まず1点目の質問に入らせていただきます。

我が町益城町には、建設業の指名業者が25社あるそうです。その内訳は、契約金1,000万以上のAクラスが11社、契約金2,000万未満のBクラスが8社、そして、契約金が一番小さい1,000万未満のCクラスが6社という構成になっております。

皆さんも御存じのように、我が益城町は復興事業においてまだまだ道半ばの状況で、9月末の工事の進捗状況は、工事の完成率で68.1%、契約率で86.1%となっています。地元の業者の皆さんからいろいろ話を聞きますと、特にCクラスの業者さんがなかなか仕事がないようです。

そこで質問ですが、Cクラスの工事の入札状況について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の一つ目の質問、益城町建設業Cクラス建設業者の入札状況につきましてにお答えをいたします。

益城町が発注します建設工事の競争入札におきましては、益城町工事入札参加者資格審査格付要綱の工事種類規模別等級表に基づき実施をしております。格付、ランク分けの基準は、熊本県が決定しました建設業者の経営に関する事項の審査結果の総合評点に基づき請け負う建設工事の種類別工事成績などの施工能力を考慮して決定したものです。土木一式工事につきましては、土木業者のランクを、A、B、Cに分け、現在、Aランク11社、Bランク8社、Cランク6社という状況となっています。

本年度11月下旬までのクラス別発注状況は、Aクラス21件、Bクラス17件、Cクラス4件と、Cクラスの発注状況はほかのクラスに比べて少ない状況です。これは、災害査定を受けた工事が1,000万未満の工事が少ないため、Cクラスの発注状況に影響をしております。理由といたしましては、国の災害査定を受けての工事につきましては査定単位での発注が原則となるため、相当な理由がない限りは分割発注は控えております。分割発注を行いました場合は、その経費の増につきましては単独費の扱いとなります。

また、指名競争入札におきましては不調が続く、その対策としまして、発注ロットを大きくして入札への積極的な参加を促す対策が必要な時期もありました。

議員御質問の件につきましては、今後、小規模な修繕工事などもありますことから、1,000万円未満の町の単費の工事及び130万円未満の随意契約修繕工事などをCクラスの事業者の方へ発注するところで検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

Cクラスの入札状況について、4件とのことでした。町内各地の工事現場を見ると、町外の業者も多数見られます。地元の業者の皆さんからいろいろと話を聞く中で、金銭的に高いA、Bクラスの皆さんの業者さんたちは仕事をもらっているようですが、金銭的に低いCクラスの仕事が少ないようです。

これ、2回目の質問になりますが、先ほど町長がちょっとお答えになったけん、なかなかしにくかつとばってんですね。そこで、まあダブリますが、一応2回目の質問ですが、前回、同僚議

員が質問しましたように、Cクラス業者が仕事をとりやすくするために、Cクラス業者のベンチャーですね、ベンチャー工事、それと、お答えになった分割ですね、分割。金額を下げてとりやすくする方法はどうかということ伺いたかったんですが、答弁をもう一遍。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の2回目の質問にお答えをします。

確かに、工事の発注状況が4件と少ないということで、事情につきましては、やっぱり災害の工事が多かったということで、1,000万未満の工事が少なかったためということがありますが、やっぱり町の単独費の工事あたりもこれからまた出てくることも考えられます。それと、随意契約あたり、130未満あたりもしっかり考えて、また発注を考えていきたいということで、各課、事業課がたくさんありますので、水道課、下水道課も含めてまたしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 2回目の答弁ありがとうございました。大体分かりましたが、できるだけCクラスの業者にも仕事が回るような御配慮をお願いしておきます。

次に2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、有害鳥獣の処理について伺います。

益城町は有害鳥獣、特にイノシシ、鹿が農作物に及ぼす影響は多大なものとなっています。町も猟友会等に助成金を行っているが、なかなか若いハンターが増えない状況となっています。若いハンターに聞いたところ、猟は好きだけど後の処理ができないとのことでした。

そこで、有害鳥獣の処理について、まず伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の二つ目の有害鳥獣の処理方法についての御質問にお答えをいたします。

有害鳥獣の被害対策には全国的に大変苦慮しているのが現状です。益城町の直近3年間の農作物被害状況は、平成27年度、被害面積1.04ヘクタール、被害額229万円、平成28年度、被害面積2.13ヘクタール、被害額565万2,000円、平成29年度、被害面積2.67ヘクタール、被害額1,209万1,000円と、被害面積、被害額ともに増加をしております。

町では有害鳥獣対策につきまして、益城町有害鳥獣駆除隊の活動として、40万円の補助、イノシシ捕獲に対しまして、1頭当たり2,500円を補助する有害鳥獣買上事業、さらには、平成29年度から始めた電気柵などの設置者に対しまして、補助率2分の1、上限1カ所当たり10万円を補助します益城町有害鳥獣被害防止対策事業など、さまざまな対策を講じて被害防止に努めております。

お尋ねの有害鳥獣の処理方法につきましては、益城クリーンセンターでの焼却処理を考えております。なお、処理費につきましては減免を検討しており、捕獲者の費用負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

有害鳥獣の処理方法については大体理解できましたが、せっかく有害鳥獣を捕獲または射殺しても、その処理が確実、迅速に行われていないのであれば捕獲も射殺もできなくなり、益城町の有害鳥獣による被害は著しく増大するものと思います。

そこで、2回目の質問ですが、有害鳥獣の処理施設をつくっていただくように熊本県にお願いすることはできないでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 下田議員の二つ目の2回目の御質問にお答えします。

まず、地震直後ですね、これはまた農家の方たちと懇親会をやっていたときに、アナグマが何か、スイカを生産されている方が、4月ごろやったです、うまいスイカから食べられてしまうということで、そのときに電気柵をちょっと提案させていただいたんですが、今それは非常に効果があるということで、やっぱりしっかり情報も町としても入れていきたいと。

それともう一つ、処理方法の周知がありますので、益城町有害鳥獣駆除隊、先ほどクリーンセンターで処理するというをお話ししましたが、文書等で周知徹底は図っていききたいと考えております。

施設につきましてはですね、また、山都町さんあたりもつくられておりますが、そこあたりの経営状況でもですね、しっかり勉強させていただきながらちょっと考えていきたいということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 2回目の答弁ありがとうございました。

クリーンセンターで処理するということはあんまり知らん人も多いからですね、広報まじきとかいرونなので周知徹底されるようお願いしときます。

なかなかいろいろと難しい問題があると思いますが、有害鳥獣を減らすために重要なことは、捕獲、射殺した鳥獣を確実に処理していくことだと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時25分

平成30年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年12月11日午前10時00分招集
2. 平成30年12月13日午前10時00分開議
3. 平成30年12月13日午後5時05分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 12番 坂田みはる議員
- 14番 中村健二議員
- 16番 渡辺誠男議員
- 9番 宮崎金次議員
- 15番 竹上公也議員
- 5番 柴 正敏議員

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 柴正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 18番 稲田忠則君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 17番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 危機管理監 | 今石佳太君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |

総務課審議員	塘 田 仁 君	総務課審議員	富 永 清 徳 君
企画財政課長	山 内 裕 文 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	坂 本 祐 二 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	木 下 宗 徳 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈保子 君
福 祉 課 長	深 江 健 一 君	産業振興課長	安 田 弘 人 君
都市建設課長	荒 木 栄 一 君	公営住宅課長	河 内 正 明 君
復旧事業課長	増 田 充 浩 君	復興整備課長	坂 本 忠 一 君
復興整備課審議員	米 満 博 海 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	吉 川 博 文 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君	下水道課長	水 上 眞 一 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、17番荒牧昭博議員から欠席する旨の届け出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。

1 番目に坂田みはる議員、2 番目に中村健二議員、3 番目に渡辺誠男議員、4 番目に宮崎金次議員、5 番目に竹上公也議員、6 番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂田みはる議員の質問を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。本日も、早朝より寒い中、議会傍聴へお越しくださいました皆様、本当にありがとうございます。私は、こうして町民の皆様が町政に対する関心をお持ちくださることで、行政サイドからの一方通行とならずに、ともによりよい益城町が築かれていくものだと思っております。

きのうも6名の同僚議員が一般質問を行い、お一人お一人の質問に対し、執行部より理解しやすい丁寧な御答弁をいただいております。本日もまた6名の質問者がおりますが、そのトップバッターに私が質問の機会をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

今回は、1、健康ポイント制度の導入について。

2、仮設・みなし仮設入居者の見守りについて。

3、県道熊本高森線の拡張に伴う商店街のにぎわいづくりと魅力づくりについて。

4、まちづくり協議会の活性化策について。

以上、4点について伺ってまいりたいと思っております。

それでは、質問席に移らせていただきます。

きょうも大変寒い朝を迎えまして、屋外と室内、そして車内の温度差が体に変な影響、個人差はありますが、まずは風邪にならないように要注意といったところでしょうか。既にインフルエンザの予防注射をされた方も多いことかと思えます。

さて、町長は2期目の選挙に当たり、マニフェストに「歩くプロジェクトで健康づくり」を掲げられ、健康ポイント制度を活用して健康づくりをサポートしていくことを町民の皆様にお約束をされております。

町長が町民の皆様の健康を願うお気持ちは、折に触れ町長のお言葉からうかがい知っております。「広報ましき」に掲載されました2期目の所信表明においても、町民の皆様が健康で笑顔のある暮らしができるように、ふるさとの史跡や神社、また自然などを生かしたウォーキングロードを整備することによる「歩くプロジェクト」を推奨されているとのことでした。しかしながら、あの震災によりまして、この健康づくりへの取り組みは中断せざるを得なかった状況となりました。

震災から2年8カ月が過ぎ、更地であったところに再び家が建ち始め、自立再建への一歩を踏み出した方々の復興への道筋は見え始めております。また、災害公営住宅も再来年の2020年3月には整備が終わる予定とのことであり、仮設住宅やみなし仮設住宅から新たなコミュニティでの生活を始めなければならなくなります。

このようなときこそ、町民の皆様が心も体も健康で前向きに進んでいってくださることが何より大切かと思えます。しかし、健康でなければ体の不自由さなど、ままならないことが不安な心に支配されてしまい、何事にも参加する気持ちが生まれてこないのも当然のことだと思います。

町民の皆様がそれぞれに向き合う環境は違っているわけですが、各地域で行われるさまざまな行事等にも積極的に参加をいただき、新たな地域の皆様と元気な生活をしていただきたいと思っております。

その実現のために、町長は健康ポイント制度を導入して健康増進を図られるのではないかと勝手ながら私なりに思うのですが、この制度導入の狙いはどんなところにあるのか詳しく伺いたいと思います。

また、その健康ポイント制度を今後どのように進めていかれるのか、進め方についてもお尋ねして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。30年第4回の定例会も3日目を迎えております。本日も一般質問ということで、6名の方の御質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきます。また、傍聴席には多くの皆さん方においでいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、12番坂田議員の一つ目の御質問の1点目、健康ポイント制度の導入の狙いはどんなところにあるのか伺うについてお答えをいたします。

まず、健康ポイント制度導入の狙いとしましては、住民一人一人がウォーキングなどの運動や

健診事業などの健康づくりに取り組むことにより、自分の健康は自分で守るとの健康意識の向上を図り、運動を行うきっかけづくりと継続して健康づくりに取り組む動機づけとなることを目的としております。

また、健康ポイント制度を導入することによりまして、特定健診受診率アップや健康事業への参加につきまして、幅広い世代が気軽に健康づくりに取り組むことができるようにします。特に、これまで健康事業への参加が少なかった男性の方に関心を持っていただき、積極的に参加していただけるようにしたいと考えております。

さらに、日々の健康づくり活動を見える成果とし、その成果によってポイントを付与して、たまったポイントを商品券と交換して、町内の登録店で買い物をしてもらえるような仕組みをつくり、益城町の消費拡大につなげていきたいと考えております。

町民の皆さんが健康づくりに取り組みやすく、コミュニティー形成にも役立つような健康ポイント事業を実施し、健康になっていただき、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

2点目、今後の進め方について伺うにつきましてお答えをします。

健康ポイント事業は、平成28年度から実施予定でしたが、今回改めて先進地からの情報収集や関係機関との打ち合わせを行い、具体的な事業内容を検討しており、その一つの例としましては健康ポイントをためる方法としまして、「歩いてためる」「測定してためる」「体を動かしてためる」「健診を受診してためる」の四つの方法を基本に考えております。

「歩いてためる」は毎日の歩数で、「測定してためる」は体組成計や血圧計で体を調べてポイントをためます。「体を動かしてためる」は、健康づくり教室やイベントなどに参加して、また「健診を受診してためる」は「ましき健診」や特定健診などを受診してポイントをためます。

登録対象は、町内に在住されます20歳以上の方とし、初年度800人を目標としております。スマートフォンを活用しました県内においても先進的な取り組みとなりますので、企業などによる企画提案などにより、よりよい制度となるよう検討を進めてまいります。

健康ポイント事業につきましては、平成31年度の当初予算に計上し、実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） ただいま町長より詳しい御答弁をいただきまして、ありがとうございました。町長は、健康ポイント制度を導入して、健康増進とともに益城町の消費拡大を進めるという両面で施策に取り組もうとされているということで理解いたしました。

ところで、「歩いてためる」「測定してためる」「体を動かしてためる」「健診を受診してためる」の四つの方法で健康ポイントがたまっていくとのことでしたけれども、それぞれの獲得ポイントが決められているのか、またその上限が何ポイントまでたまれば商品券との交換ができたりののか、そういったところも詳しくお伺いしたいなと思います。

そしてまた、初年度目標とされた町内在住の20歳以上の方々800名を予定されているということだったんですが、若い方々はサイト、スマホに取り入れやすいということもあるかと思うんで

すが、どのような方法でこの登録に結びつけられるのか、以上の3点についていま一度お伺いしまして、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の2回目の質問にお答えをします。

まず、付与するポイントにつきましては、参加者が無理なくためていけるように設定をしたいと考えております。「歩いてためる」は、一日に歩いた歩数によってポイントを書いています。

「測定してためる」「体を動かしてためる」は、測定すれば、また健康に関するイベントに参加すればポイントがたまります。特に、益城健診や特定健診を受診する「健診を受診してためる」は、受診率アップにより国保の保険者努力支援制度の評価配点を上げる効果となるよう、ポイント数を大きくしてまいりたいと考えております。

また、益城町の消費拡大につなげるには、益城町で買い物をしてもらうことだと思いますので、町内に事業所を有する小売業、飲食業、生活関連のサービス業などに登録店となつていただく予定です。町商工会に加盟されている事業者への周知など、商工会との連携も図っていききたいと考えております。ためたポイントによりまして商品券と交換していただき、町内の登録店で使っていただきたいと考えております。

ただ、先ほどありましたように、ポイントをためるにはスマートフォンを活用します。スマートフォンを活用することにより、男性の参加も増えるのではないかと考えております。スマートフォンをお持ちでない方は、活動量計を使つていただきます。スマートフォンの場合は、アプリをダウンロードしてもらつての参加、活動量計の場合は5校区に1カ所ずつ設置しますリーダーライターによりポイント登録や確認をしてもらいます。リーダーライターも、公共施設や郵便局など、高齢者の方も気軽に立ち寄れる場所に設置したいと考えております。

本年度は、他自治体からの情報収集や商工会などへの事前相談などを行つており、今後健康ポイント事業の要綱策定や予算内容、事業委託の検討などを重ねてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございます。ただいま2回目の御答弁をいただきました。要は、この医療抑制のためにつながるよにということでの今回の健康ポイント制度ということで、内容的にもよく理解ができたと思います。

ただ、このスマートフォンを活用する男性に限つたわけではなく、女性ももちろんあるかと思ひますし、先ほど20歳以上の方であればということで、最近は高齢の方ももちろん使つていらつしゃいますので、その800人の動員といいますか、登録の仕方というのはまたいろいろと考えておられるのかなというところも含めて、もう一度お伺いしたいと思ひます。

そして、今回お得に、皆さんが楽な状況で遠慮をせずにポイントをためながら、そして健康寿命を延ばすということが最終的には目標になるのではないかとと思ひますが、いま一度800人を目指されている部分の登録のやり方を、もう一度ちょっと詳しく教えていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂田議員、3回目の質問にお答えをします。

一番心配したのは、私もスマートフォンだけかなということだと思ってたんですが、こちらのほうには活動量計というのがありまして、こちらのほうから貸し出しをして、高齢者の方とかスマホを持たれてない方についてはそちらのほうで対応したいということで確認をしております。しっかりやっていきたいと。

それと、何でこれ、やっているのかというのが、そもそもやっぱり定期的に運動できるような仕組みづくりをやっていかなければということでの一番狙いがあります。そして、健診の受診者もなかなか多くならないということで、国民健康保険も非常に厳しいような状況ということで、やはり健康で長生きしてもらおうというのが私の願いでありますので、健康寿命についても男性は8.84年、女性が12.35年ということで、この期間が介護とか医療を受けた期間ということで、なるだけ健康で長生きということでやっていただきたいということで思っております。

それと、やはり熊本地震からの心の、やはり非常に痛みがありますので、健康づくりをしていただいて、さまざまな方たちと触れ合っていていただいて、やはり心の痛みもとってもらいたいということで、こういったことで健康づくりを進めてまいりたいということで考えております。

とにかく、継続してやるということで、これは健康ポイント制度、ほかにもですね、定期的に地域の公民館とか、そちらのほうで定期的に運動できる仕組みづくりも今検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） まず1番目の質問に対する御答弁、まことにありがとうございました。

次に、仮設住宅・みなし仮設住宅入居者の見守りについて伺ってまいります。

震災で住む家をなくされ、仮設住宅やみなし仮設住宅、あるいは軒先避難のまま生活を続けておられる方も、徐々にではありますが自宅再建、生活再建をし、仮設住宅等を離れていかれております。その一方で、現在まで自宅再建がかなわない方もおられ、災害公営住宅の完成を待ち望んでおられる方、宅地の復旧を待っておられる方、また本当に今後のめどが立たずに心に大きな不安を抱えておられる方と、まだまだ多くいらっしゃるのではないかと心配するものです。

町には、そういった町民の皆様に対ししっかりと寄り添っていただき、皆さん全員が生活再建がなされるようお願いいたします。680戸予定されました災害公営住宅の中の木山下辻団地は、最大で120戸のマンモス団地になるとしております。そのほかにも、100戸を超える団地が予定されており、そこで新たなコミュニティが形成されることになります。

仮設住宅で過ごされ、やっと顔なじみになられ、助け合いながら過ごされてこられた方々も、災害公営住宅に移り再び知らない方とともに新たなコミュニティをつくっていただかなければなりません。仮設住宅で地域支え合いセンターや周りの方々の支えにより何とか生活をしてこられた方々も、そのセンターの見守りもなくなり、新たな隣人とおつき合いを始めることになるのですから、大変な心労も予想されるのではないのでしょうか。

さきの9月議会において、同僚議員より被災者支援策として新たな見守り支援の取り組み・仕組みづくりが必要ではないかとの質問がなされ、町長答弁において、新たなメニューとしてコミ

ユニティー支援の制度化を検討しており、県へ要望も行い、また地域住民や支援団体等のボランティア活動ができるような仕組みづくりを検討されているとのことでした。

そこでお伺いいたします。9月答弁にありましたコミュニティ支援の制度化の内容と、それに沿った災害公営住宅整備後の見守り、生活支援をどのように進めていこうとお考えか伺います。まずは1回目の質問でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の二つ目の御質問、災害公営住宅整備後の見守り、生活支援をどのように進めていこうと考えているのかについてお答えをいたします。

御承知のとおり、地域支え合いセンターをはじめとします現在の被災者支援策は、仮設住宅に入居されている間に限られており、仮設住宅から退去した後、どのように被災者の方々を見守り、支援していくのが課題となっております。

町としましては、現在、高齢者などを含めた被災者の主な見守り支援として、五つの事業に取り組んでおります。

一つ目は、関係する各郵便局や新聞販売事業所と町との間で地域見守り活動の協力に関する協定を結び、業務中に高齢者や子どもなどの何らかの異変を発見した場合、速やかに情報提供を行うこととしています。

二つ目は、高齢者相談員による見守りで、ひとり暮らし高齢者などの安否確認、悩みや問題などの相談受け付けを行い、担当の地域包括支援センターや介護支援専門員、ケアマネージャーなどと連携をとることとしており、町社会福祉協議会が事務局となっております。

三つ目は、東部及び西部圏域の各地域包括支援センターでの相談窓口での見守りで、町と協力しながら地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などに対し、医療、介護などのサービスにつながる地域と連携した支援を行っています。

四つ目は、町福祉課訪問看護師により見守りで、2名の訪問看護師が対象者宅を訪問し、高齢者本人やその家族の健康などの各種相談に応じています。

五つ目は、緊急通報システムによる見守りで、町が警備保障会社と業務委託契約を結び、在宅のひとり暮らし高齢者の自宅に緊急通報装置を設置しまして、家庭内の事故などによる通報に対しまして24時間体制で迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者の自立した在宅生活を支援していくものです。

一方で、災害公営住宅につきましては、入居予定者がスムーズに新たな生活を開始できるよう、入居される方々と地元の区長、民生委員などと入居前に顔合わせ会を実施しています。また、入居後における自治会の設立、運営などにつきましても、外部委託などの手法も検討し、支援を進めていきたいと考えています。

このように、今後は五つの支援などを組み合わせて、見守り支援体制を継続していきますとともに、入居者同士で見守る制度を立ち上げた東日本大震災時の東北地方での先進的な取り組みなども参考にして、仮設住宅退去後の被災者が孤立することなく安心して暮らせるよう、被災者に寄り添った支援を引き続き行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） まず、1回目の御答弁、ありがとうございました。

五つの事業、郵便局や新聞販売事業所と町との協定による見守り、また高齢者相談員さんによるものの見守り、東部及び西部圏域の各地域包括支援センターでの相談窓口としての見守り、町福祉訪問看護師さん2名による見守りと、そしてまた緊急通報システムによる見守り、これらを活用されるということでの見守り支援体制、継続いただけるということで安心をいたしました。

そしてまた、新しく地域に入られる方が地元の方と区長さんと、そして顔合わせ会を行い、お互いに入居者同士の見守りもしていただけるということも心強いものかと思っております。

以上のことで、災害公営住宅の皆様については体制が整うということでございますが、災害公営住宅の完成も同時期ではありませんので、当然仮設等に残る方々の支援についてはこれまで同様、地域支え合いセンターをはじめとした被災者支援策を続けていただけるのかということと、この五つの事業は災害公営住宅入居者だけではなく、自宅再建をなさったおひとり暮らしや高齢者の御夫婦世帯、当然見守り事業の対象としていただけるのか、また、特に在宅ひとり暮らしの高齢者自宅に今回、緊急通報装置を設置されましたけれども、これはその方々が申し出によるものなのか、またその方々の生活状況を見ての町の判断での取りつけなのか、それから自己負担があるのかなどについても少し詳細にお伺いをさせていただきまして、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

災害公営住宅、こちらのほうについてはですね、やはり入居されてから1年後あたりにまたやはり孤独感だったりとかそこあたりも出るということで、非常に心配しているということで、地域支え合いセンター的なものを継続してやりたいというのが願いです。東日本あたりではまだ継続されてるということなんです、熊本地震、非常に厳しい状況なんです、これについては町単独でもやっていかなければということで思っております。

また、仮設住宅についても先ほど話がありましたように、残られる方もだんだんに、みんなが一斉に入るというわけではありませんで、やっぱり取り残され感とかですね、そこあたりもありますので、しっかりと地域支え合いセンターも今ありますので、そちらのほうも含めて、社会福祉協議会もあります、そういったことで対応をしていきたいと。

それと、もう一つ大事なのは、自宅にいらっしゃる方ですね、非常に在宅でいらっしゃる方たちもやはり地域の仲間とか、今まで一緒にいろんなことをやられた方たちが災害公営住宅に入られるということで、また孤立しないようにということも、またさまざまな取り組みをやっていきたいということで思っております。

災害公営住宅につきましては、先ほど顔合わせ会というのがありましたが、いろんな自治組織ということになりますので、そういった仕組みづくりとかですね、そちらのほうをお手伝いしながら、最終的には皆さん方が自立してその自治会づくりをしていただけるように、一緒に考えていきたいということで思っております。

緊急通報システムについては、ちょっと担当のほうの課長のほうから、ちょっと説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課長。

○福祉課長（深江健一君） おはようございます。福祉課の深江です。

12番坂田議員の緊急通報システムの質問についてお答えいたします。

緊急通報システムのほうはですね、福祉課のほうで検討委員会を開いておりますので、そちらのほうに諮ってですね、原則ひとり暮らしの高齢者ということになっておりますが、それに諮りまして決定したいと思っております。

また、もう一つ、何について。

○12番（坂田みはる君） 自己負担額について。

○福祉課長（深江健一君） はい、済いません。自己負担のほうはですね、電話の通話料金が発生します。あとは、取りつけ等はこちらのほうで負担することになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 2回目の質問に対して、町長それから福祉課長からの御説明をいただき、ありがとうございました。

もう1点、福祉課長のほうにお尋ねでございます、申しわけありません。福祉課のほうで検討委員会を立ち上げられて、その中でお話し合いで選ばれるということなのですが、基本おひとり暮らしのその対象者を探されるのは、自己申告ではなくこちらサイドからということなのかということと、おひとり暮らしに限定というところ、最近老々介護ということも皆さんお聞きのとおりなものですから、そういったところで家族の方々が遠方におられたりとかするようなどころからの申し出とか、そういったものが実際には今の時点でもあるのであるかどうか、その点をちょっとお尋ねしてよろしいでしょうか、お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 深江福祉課長。

○福祉課長（深江健一君） 今の答えですけど、まず高齢者ケア会議というのをですね、開いておりますが、必ず特例というのはありましてですね、ひとり暮らしが原則でありますけども、日中1人になる方とか、あと今言いましたように老々介護とかありましたらですね、2人とももし何か体に不自由とかありましたら、そちらのほうはこちらのほうでまた柔軟に考えていきたいと思っております。

あと、原則、民生委員さんとか地元の方からの連絡がほとんど今あっているのが現状です。ほとんど本人からの自己申告というのは少ないです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 3回目の質問、御答弁ありがとうございました。被災者の皆さんが本当に孤立することにならないように、支援のあり方には私たちも実際心配りをしていかなければいけないなということを改めて実感をいたしました。

それでは、3問目の質問でございます。県道熊本高森線の拡幅に伴う商店街のにぎわいづくりと魅力づくりについてを伺ってまいります。

益城町の復興シンボリックな整備として進められております県道熊本高森線の拡幅事業は、用地取得が進められており、事業主体の県では用地交渉が整ったうちの広崎の1カ所と安永1カ所の全267メートルの工事に入るとのことで、町民や県民の皆様にご認識をしていただけるようにとの思いで、積極的に取り組んでいただいております。一方、ハードの面での整備が進んでくことにあわせて、まちづくりを考えなければなりません。

町長はマニフェストに、広い歩道を活用し、オープンカフェや各種イベントを開催するなど、道路づくりを通じた地域のにぎわいづくりや魅力づくりに取り組むと掲げられております。震災後、2年8カ月、時期的にもハードからソフトに目を向けていく時期に来ているようにも思われます。さまざまな復旧・復興事業によるハード整備が終わってから動き始めても遅いわけで、4車線化が完成したときには、それにかかわるソフト対策がきちんとでき上がっていなければなりません。

しかも、復旧・復興事業は、一刻も早く進めていかなければならず、場合によっては国や県からも前倒しで進めていくことを要請されることがあるやもしれません。そのためにも、早くソフト対策に取りかかるということが必要だと思います。

また、木山地区の土地区画整理事業は、関係ある各地区においてまちづくり協議会による話し合いが持たれ、その親会である木山地区全体でのまちづくり協議会も頻繁に開催をされ、土地区画整理事業完成後を見据えた議論も活発になされているようです。

その一方で、県道熊本高森線の拡幅事業は、熊本市に隣接する広崎地域から寺迫交差点までの3.5キロにわたるもので、木山地区の土地区画整理事業区域内も含まれております。その県道沿線に、震災前には多くの商店も連なっておりましたことから、これらの再建も大変重要となってくるものであり、またこの沿線は間違いなく益城町の顔として注目されることになると思います。

ですから、この沿線の魅力づくりをしっかりと行って、多くの県民の皆様のみならず、全国の皆様に来ていただいて、益城町を歩いていただくようにしなければなりません。そこから、益城町の魅力が発信され、にぎわいづくりが創出されることでしょう。そこには多くの買い物客や町歩きの人々であふれるような益城町になることを心から期待しています。

そこで、町では、木山地区の土地区画整理事業地区のにぎわいづくりだけではなく、県道熊本高森沿線商店街のにぎわいづくり、魅力づくりをどのようにして進めていかれるのかをお尋ねし、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の三つ目の御質問、県道熊本高森線の拡幅に伴う商店街のにぎわいづくりと魅力づくりについてお答えをします。町では、震災前の暮らしを取り戻すとともに、さらなる魅力ある町へと発展するために復興計画を策定しました。

この中で、坂田議員御質問の熊本高森線は、都市機能集積エリアとして道路を軸としまして沿道に商業、サービス、医療など、生活に必要な都市機能の集積を図ることとしております。私のマニフェストは、この復興計画に込められた思いを実現するために、町民の皆様にお約束をしたものです。

県道熊本高森線の4車線化事業は県におきまして着実に進められており、今年度中に3カ所の工事に着工しますので、私のマニフェストの道路づくりを通したにぎわいづくりや魅力づくりも着実に進めていかなければならないと認識をしています。

具体的には、この沿線の将来ビジョンをしっかりと描くことが大切で、これまで都市計画道路益城中央線連絡協議会や、熊大ラボによる町民の皆さん方のワークショップ、まちづくり協議会での議論や御意見を踏まえて、また町民の方々の考えを今後も十分にお聞きしながら進めてまいります。

その上で、にぎわいづくりは行政だけや民間のみでできるものではないと認識していますので、町としましては関係者と十分に連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 御答弁ありがとうございました。ただいま、将来のビジョンを描くことが大切で、町民の方々の考えもお聞きしながらとおっしゃったかと思っております。私は、町長マニフェストの道路づくりを通したにぎわいづくりや魅力づくりのビジョンを、いま一度お聞かせいただきたいので、その点再度御答弁をいただいてよろしいでしょうか。復興計画の中でのマニフェストを実現するために、道路計画の中に込められた思いというのを実現するためのマニフェストだったかと思いますが、そのビジョンというところの部分で幾つか町長の思い描いていらっしゃる内容をお聞かせいただけるとありがたいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂田議員の四つ目の2回目、町長が思い描くにぎわいづくりのビジョンについてお答えをいたします。

町のにぎわいをつくり出すには、主に二つの考えがあると考えております。

一つは、町内にいる方たちの活動を活発にすることです。例えば、地域のお祭り、健康づくりや子育て、生涯学習、文化、スポーツ、イベントなど、さまざまな分野において活発に活動を展開できるように、休止している施設や復旧イベントの再開などに力を入れますとともに、町のにぎわいづくりに取り組む民間団体や地域づくり団体を積極的に支援してまいります。

もう一つは、町外から多くの人を町内に呼び込むことも重要と考えております。区画整理事業により、木山地区のにぎわい創出を図るほか、県道熊本高森線4車線化で熊本都市圏から人を呼びやすくなります。また、西原や南阿蘇とは震災ミュージアム構想でつながることで、阿蘇方面からも人を呼び込み、震災遺構を活用しました教育旅行の誘致や、地方創生の拠点であります四賢婦人記念館の活用など、町内全域にある地域資源を最大限活用することで、各方面から人を呼び込みます。

しかしながら、町のにぎわいとは本来、行政主導でつくり得るものではないため、今後は民間企業や地元農協、商工会、福祉団体、大学など、益城町にかかわるさまざまな団体の皆様と一緒に具体的ににぎわいの方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

少しだけちょっと補足させてください。今、ビジョンというのがいろいろ出ておりますが、実は庁内の中でもにぎわいの復興プロジェクト、これは庁内の若手メンバーで今つくっています。それと都市拠点、これは木山の区画整理内のにぎわいづくりビジョン、それから官民連携による復興ビジョンというのを今手掛けてますが、ここあたり、それぞれがちょっとやっています。

キーワードは、にぎわいかなということでもありますので。それと、もう一つ、自分の中ではやはりまちづくり協議会で地域のほう、地域のにぎわいづくりビジョンについてもこれはもう非常に大切なことになってくるかなということでは思っておりますので、そこあたりも踏まえてビジョンづくり、やっていきたいということでは思っております。

先ほどおっしゃられた高森線の4車線化に伴う歩道の活用あたりはですね、神戸あたりでまちなかカフェとかそういうのもやられてますので、イタリアあたりのカフェとかですね、そこあたりの道路のカフェとかイメージしたいなということでは思っております。

それと、基本的には歩きやすい歩道、それとマンホールあたりにも職員から提案があっております。くまモンを入れたらどうかとかですね、「ONE PIECE」のデザインを入れたらどうかとか、そこあたりもしっかりと、「ONE PIECE」なんか特に入れることができれば、高森線を多くの方が歩いてということもありますので、これは版權の問題とかいろいろありますが、丁寧にまた進めていきたい、積極的に取り組んでまいりたいということでは思っております。

また、歩道については歩きやすい歩道というのは、もう言うまでもないかなということで検討を、一緒になってまた取り組んでまいりたいということでは思っております。

それとまた、これから若い母親の皆さん方とか、「未来トーク」のメンバーとか、若い世代の意見も取り入れながら、そのまちづくりについては考えたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 町長の詳しいビジョンに対するお考え、お聞かせいただきまして大変ありがとうございました。職員の皆様からいろいろな方からの案も出て、ご当地マンホールについてのお話も出てまいりましたけれども、そういったこれから広がっていく新しい益城町に向けて、皆さんが一致団結して新たなことに取り組まれている姿勢というのがとてもよく見えたかなと思っております。

ご当地マンホールについては、社会インフラとしての水道事業への関心も高まって、観光活性化の一助にもなるようです。埼玉県川越市では、マンホールサミットなども開かれるということでございますので、本当に今の4車線化が完全になりましたときは、それぞれの地域のにぎわいが取り入れられ、そしてまた活動が盛んに行われる、そんな益城町になっていくのかなと期待をいたしております。

将来の夢が描かれているかなという御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、最後に、まちづくり協議会の活性化について伺います。

益城町では、各地域に避難路や避難地の整備を進めるため、まちづくり協議会の設置を進めてこられました。その結果、24ものまちづくり協議会が発足し、まずは避難路等の整備についてまとめられ、町に提案書や要望書が提出をされました。そのほかにも、行政が担うべき役割の中で、

地震により発生した地割れを心配されて、砂防ダム等の設置要綱などをされた協議会もあったように伺っています。

まちづくり協議会の設置を町が町民の方々に要望されたのは、確かに避難路、避難地の整備を進める上で、地元からの提案という形で進める必要からではあったと思いますが、本来まちづくり協議会には地域の振興、活性化を担ってもらおうという、言いかえるならば町としてはまちづくり協議会に地域の振興、活性化を図ってもらいたいとの思いがあったのではないのでしょうか。

地震で自宅が倒壊してやむなく地域を離れ、みなし仮設住宅などに一旦避難されておられる方とも結びつきを失いたくないと、そういう思い、またもとのところへ帰ってきてもらいたいとの地域の皆様の思い、そのつながりのある地域の皆さん同士だからこそ分かる思いもあるのではないのでしょうか。

そのために、地域を挙げてイベントを行ったりし、皆さんに参加していただき、地域を忘れないでもらいたい、帰ってきてもらいたい、そして帰ってきたいという思いになっていただくことでつながっていくと思います。

まちづくり協議会の中には、そうめん流しや竹あかりのイベント、また避難訓練、火災予防訓練、まちづくり協議会が主体となって取り組んでおられるところもあります。町としても期待性のあるまちづくり協議会、そこを重要視されているのではないのでしょうか。

そこで、町長がマニフェストに挙げておられる職員の地区担当制の導入とともに、このまちづくり協議会の活性化のために何らかの支援があれば、もっと地域の活性化につながっていくようにも思います。支援を受けた元気な協議会の取り組みが町全体に広がり、町中心部のにぎわいづくりだけではなく、町全体がにぎわって元気あふれる益城町、熊本県民から、全国からも注目される益城町になることを見届けたいと願うものです。

そこで、まちづくり協議会の活性化に向けて、どのような取り組みを検討されておられるのかお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員の四つ目の御質問、まちづくり協議会の活性化策についてお答えをいたします。

まちづくり協議会は、本町の熊本地震からの復興に向け、住民と行政が一体となり、各地区の課題を解決するための取り組みを行い、災害に強い協働のまちづくりを推進していくことを目的とした組織でございます。

平成29年1月に最初のまちづくり協議会が設立され、現在24のまちづくり協議会が発足し、議員御指摘のようにイベントや避難訓練などに取り組まれるとともに、避難路、避難地の提案が町に提出されているところです。これまで、各まちづくり協議会への町からの具体的な支援としては、まず印刷費などの一定の基準の項目につきまして、まちづくり活動を経済的に支援するため、各協議会へ年5万円のまちづくり活動支援金を支給しています。

二つ目は、まちづくり協議会のこのような運営は、住民の方々は初めてのことも多く、運営が軌道に乗るまでの間はまちづくりに関する専門のコンサルタントによる支援を行っております。

また、各まちづくり協議会の定例会議や協議会だよりなどの広報の発刊につきましては、町からも支援を行っております。

まちづくり協議会の活動は、地域のコミュニティーづくりや安全・安心して住め続けられる地域にするための持続的な取り組みが必要となります。このためには、自助、共助、公助のまちづくりが必要と認識しております。

今後、町としまして、この観点からまちづくり協議会の具体的な活動を積極的に情報発信し、地域のにぎわいづくりに対して町として必要な支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 町長の御答弁、ありがとうございました。まちづくり活動支援として、いろいろの手だてを打っていただいておりますけれども、この主体性のあるまちづくり協議会というものは、リーダーシップを発揮していただく方の存在も大変重要になってくるのではないかなと思っております。そういった人材の確保、それから皆さんからの運営が軌道に乗るまでのコンサルの指導ですとか広報のやり方ですとか、そういったところも含めて、これからまた新たに重視されながらまちづくり協議会を生かしていただくものかと思っております。

ただ、その支援策の中で、対象枠の取り決めといいますか、どのような活動を主体性のある活動として捉えておられるのか、活動をされることによっての活性化策ということについて、いま一度御答弁をいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2回目の御質問にお答えをします。

まずですね、まちづくり協議会発足は、そもそもが神戸のほうで大震災が起きたときに制度化されたかなということで思っております。そのときは水路をつくろうと、そのかわり自分たちで水路は整備をする、掃除はするという形で提案をなされて、震災の教訓を生かされてということで考えられております。

まちづくりのそもそもの考えが、今回6次の総合計画を策定したんですが、基本構想にまさに私が思っているところの基本構想、その理念とかですね、基本方針、将来像とかあるんですが、本当にここにあるかなと。で、まちづくりの主体、これがまさにうたってあります。町民の皆さん方がまちづくりの主体と。

その一方で、町、町議会、民間、こちらについても、大学等についてもまちづくりの主体になりますよということで、これは主体全員が問題を共有し、ここが一番大事と思うんですが、議論し、そしてつくり上げていくということで、これがまちづくり協議会の本来の役割ということで、まず議論したのがやはり震災からのやはり避難地、避難路とか、ハード面をやっております。

これからが、健康づくり、先ほど出ましたが、健康づくりであったりとか防災訓練であったりとか、避難訓練であったりとか、それから先々は私の中では地域包括ケアシステムというのがありますが、高齢者、いろんな方たちを地域で支える、医療、介護、福祉、住宅、これを地域でひとり暮らしになっても支えるような仕組みづくりということで、まちづくり協議会の役割は非常に大きいかなということで思っております。

ただ、その中でも、先ほど言いましたように議論し、ここのプロセスが一番私の中では大事ということで、これはもう職員のほうにもいつも話をしてるんですが、このプロセスがなければ結果だけ求めてもいいまちづくりはできないと自分で確信しておりますので、こちらについてはまちづくり協議会の皆さん方とやはり議論し、協議しながらまた、そして地域の中でもいろいろ考えながら、主役は町民の皆さん方です。そういったことで、またまちづくりを進めていきたいということで考えております。

そういったことで、今回はソフト事業あたりを今後はまた進めていくための支援をまたやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 町長の取り組みにつきまして、御丁寧なる御紹介をいただきましてありがとうございました。

本日、4項目につきましての質問をさせていただきましたけれども、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 皆さん、おはようございます。14番中村です。

傍聴席の皆さんには、非常に寒い中、早朝より傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。また、きょうはですね、県の町村議長会事務局長までおいでいただいております。まことにちょっと恐縮でございますが、ちょっと緊張しております。よろしくお願いします。

本日の一般質問、2番目ですが、きのうからですね、6名の同僚議員の方が質問されておりますので、順番としては8番目になります。答弁される町長並びに教育長には大変お疲れさまでございますが、今から県道の拡幅工事の進捗状況と区画整理の現況について、及び県道4車線化に関連して道路網整備についての2点について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、質問席へ移らせていただきます。

それでは、質問事項1の、県道熊本高森線の拡幅工事の進捗状況と、木山地区の区画整理事業の現況について伺います。

この2事業とも事業を着手し前に進み出しておりますが、この2事業とも益城町にとっては非常に重要な事業ということは皆さんも御承知のとおりです。この2事業の進捗次第で町の将来が決まると言っても過言ではないと思っております。4車線化もそうですが、区画整理事業は本当

の町の将来を見据えたまちづくりができるかどうかで明暗が分かれてくるのではないのでしょうか。いずれにしても、旗を挙げたわけですから、当然おろすわけにもいきませんけども、途中でとめるわけにもいきません。この事業の完了が1日遅れれば、人は1人減る、店は1軒閉まるというぐらいの気持ちで取り組んでいかなければならないという思いであります。

ちょっと前置きが長くなりましたけど、内容に入っていきます。県道の4車線化については、先月の29日の新聞にもありましたが、用地の買収率は面積ベースでいくと25.1%、筆でいくとちょっとこれ10%やったか35%前後だったかと思っておりますが、用地買収についてはこれからが大変な状況かと思いますが、町としてどのような手伝いができているのか、町からの出向で益城事務所のほうに入られておられますけども、また事業に対して町としてどのような要望や意見を出してこられたのか、それがあればお伺いしたいと思います。これは県道で県が事業主体ですので、町からの要望や意見は余り言えないというのであれば仕方がないんですが、あわせて進捗状況をお伺いします。

次に、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業についてですが、まずはこの事業の現況というか、進捗状況はどういうのかお伺いします。この事業を進める上で、町として一番大事なことは、県との協定書の第2条の2の「事業が円滑に進められるよう、住民との合意形成及び町の将来を見据えたまちづくりの推進について責任を持って行うこと」とあるように、住民との合意形成を図って進められなければならないが、そのあたりはどうか。

区画整理は、減歩と換地によって進められていくわけですが、減歩及び換地について、関係住民の方はちゃんと理解されているのかどうかお伺いします。換地については審議会を設けてそこで対応されるわけですが、これが区画整理では一番の大仕事です。ですから、町はこの審議委員の方々が動きやすいように関係住民の方々に真摯に向き合って御説明を申し上げ、できる限りの理解をいただいくことが大事な仕事だと思っております。どうでしょう。十分なその説明ができたと思っておられるのでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

この後、区画整理の中で、都市拠点におけるにぎわいづくりということで、交通広場、物産館、町の商店街やオープンスペースというのが計画されておりますが、これらの面積を聞いたときにちょっと無理があるのではないかというような思いがしましたが、どうでしょうか。町有地を設けて減歩率を下げ、事業を進めやすくしようという気持ちは分かりますが、もう一考されるようお願いいたします。

それから、県道の拡幅工事区画整理事業については、事業主体は県で益城町、益城事務所で進めていかれますが、県では両事業ともおおむね10年と見ておられますが、町としてはどのように考えておられますか、お伺いして1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、通告がっておりますので、それに従いましてお答えをさせていただきます。

まず、県道熊本高森線拡幅工事の現在までの進捗状況についてお答えをいたします。

熊本高森線拡幅事業は、平成29年3月6日に熊本県都市計画事業益城中央線整備事業としまし

て事業認可を受け、現在事業主体であります熊本県では早期の事業着工を目指し、沿線の多くの地権者の方々と全力を挙げ用地交渉を行われております。

用地交渉の進捗状況につきましては、11月中旬現在、筆における契約率が30%に達しております。また11月28日に県知事からの報告のとおり、「道路用地の確保ができました。広崎、安永地区の3工区、総延長267メートルにつきましては年度内に現場着工となります。今後も用地を取得し、工事着手できる区間から工事を発注していく」と聞いております。

次に、2点目の、町としてこの2事業にどの程度かかわっていただけるのか、また関係住民に対する町の対応はについてお答えをいたします。

都市計画道路益城中央線街路事業と、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の2事業につきましては、本町の復興のシンボリック事業です。事業主体はいずれの事業も熊本県ですが、関係住民はほとんどが本町の住民の皆様であることや、町にとって大変重要な社会資本の復興であり、住宅の再建にかかわる重要な事業でありますことから、町としまして積極的にかかわる必要があると思っております。

このため、都市計画道路益城中央線街路事業におきましては、必要に応じ県職員とともに用地交渉業務に従事しております。また、道路の横断歩道や信号機などの安全施設や、防犯灯の設備・設置につきまして、関係機関への協議も県、町で一緒に行っております。益城中央線と町生活道路の交差点部における具体的な設計につきましても、県、町で必要に応じ協議を行っております。今後、県としましては、用地の確保により工事着手できる区間から、順次工事の発注を行うということであります。

益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業におきましては、現在、役場仮庁舎内に県と町の合同相談窓口を設置し、関係者への対応を行っております。また、今年8月に土地利用に関する意向調査アンケートを行っていますが、現在県、町職員で班編成を行い、未提出の方を中心に個別訪問を実施しております。

今後、益城中央線と同様に、県としては仮換地後、施工同意が取得できた箇所から工事着工を行うということでありますので、両事業ともに町として積極的に取り組んでまいります。

3点目の、町としてこの2事業が完了するまでの期間をどのぐらいと予想しているのかについてお答えをいたします。

2事業は、いずれも国の認可を受けました都市計画事業でありますことから、事業期間につきましては事業計画の中で決められております。都市計画道路益城中央線街路事業につきましては、事業期間を平成28年度から平成37年までの10年間としております。益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業につきましては、事業期間を平成30年10月5日から、平成40年3月31日までの約10年間としております。

いずれの事業も、住民との丁寧な交渉が必要なことから、県、町が一体となって速やかに一日も早い事業の進捗に努める必要があると思われまいます。また、このためには都市計画道路益城中央線街路事業のように、用地の取得が完了しました区間から積極的に工事着手する必要があると思ひます。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業におきましては、施工者である県は今後換地設計、仮換地指定、宅地造成工事という順序により、一人でも多くの方が早期に住宅再建を図れるよう取り組んでおります。なお、仮換地が行われました街区から順次着工することにより、地権者の方々は早期の住宅再建が実現できることになります。

現在のところ、事業認可後の説明会で示されました事業スケジュール、事業の進め方にもありますように、起工承諾を得られた街区から先行着手し、最速で平成32年6月には仮換地の引き渡し予定となっております。

4点目の、区画整理事業の減歩、仮換地に対する住民の理解度は。また、バスターミナルや商用地の場所、面積は決定なのかについてお答えをいたします。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業は、事業進行に応じまして関係者へのアンケートや個別訪問を行っておりますが、減歩や仮換地など、区画整理事業特有の制度もあり、さらに関係者の方の理解度を上げるため、今後も丁寧な説明が必要と認識しています。県、町が一緒になり、さまざまな機会を捉え、丁寧な説明を行ってまいります。

また、区画整理地内におけるにぎわいづくりにつきましては、さきの災害復興特別委員会におきまして、都市拠点のにぎわいづくりビジョンをお示しさせていただきました。この中で、商用地としての町の商店街やバスターミナルなどの機能を持つ交通広場などについて位置づけており、これらの施設のおおむねの位置は木山交差点付近としているところです。また、面積につきましても、現在の予定をビジョンに記載しております。

これから、大きな変更はないと認識していますが、今後の先行買収の状況や関係者との協議を踏まえ、来年度に予定されています第1期の仮換地指定に向けて詳細を検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 1回目の答弁で9割、詳しく気持ちをしっかりと伝えていただきました。そういう気持ちでですね、やっぱり町も積極的に取り組んでですね、さっき言いましたように、一日も早くでき上がるというか、完了するようにですね、じゃないと、本当、この工事が遅ればですね、町そのものが本当どうなるかというふうに心配しております。ですから、その気持ちを忘れず頑張っていただきたいと思います。

で、2回目の質問ですが、これも最初言いましたように、11月の29日の熊日新聞に完成図つきで「県道4車線化 年明け着工 熊本高森線の3.5キロ」とすばらしい見出しが載っておりました。この見出しはですね、私たちが広報をやってますけど、広報のほうでもこういう見出しをつけないかんと、中を読みたくくなるようなすばらしい見出しでした。非常に勉強になったところ、参考になったところでございます。

このモデル事業というのは、広崎の、先ほども言われましたように2カ所と、安永地区1カ所、用地買収できたところを施工されることになりましたが、長さが広崎地区が88.5メートルと98.5メートルの2カ所、安永地区が80メートルの合計267メートルの整備計画であります。

その工事の断面図を見てみますと、基礎工事部分のみで表面は将来施工になっておりますので、

砂利のままかなというふうに思っておりますが、これ、でき上った後、立入禁止にして展示しとくだけなのか、それとも何かに利用する予定なのか、利用されるとすればちょうどバス停あたりのとこじゃないかなというような感じがしますが、バス停あたりで利用したら渋滞解消にもなると思いますが、いかがでしょうか。

それから、区画整理の減歩、換地についてはですね、何回も説明会を開かれていますので、大方の人はその意味については理解されたかなと思っておりますが、実際に自分にどう関係するのか分かっていらっしゃらない方も随分いらっしゃいます。その辺はちゃんと説明が行き届いてるかどうか、どうかなと思いますが、この区画整理事業、当初はまちづくり協議会の案をもとに進めますのでということでした。ところが、都市計画決定後、それが示された案では、まちづくり協議会で協議した内容は全く採用されていないと、自分たちはまちづくり協議会の案をもとに進めるものと思っていたから賛成したんだというような声も聞こえてきました、その当時はですね。今は、ちょっと、まあ、そこまではないようですが、というような声が聞こえてきましたが、そのような人の中にはですね、自分のところは減歩も換地も関係ないんだというような、いろんな方、うちはまだ道路のそばじゃないけん、関係ないというような思いでいらっしゃる方もいるようですが、その方々たちも内容を理解していただくようにですね、しっかりとまた説明をしていただければと思っております。

それから、換地で得た土地と従前の土地ですね、とを評価して、最後には清算をしなければなりません、その辺までの説明はあってるのか、これはもう終わってしまってからでよかという感じなのか。当然、あれですよ、結局区画整理が完了すれば、その土地の値段は上がりますよというから、いろいろこう、だから減歩をされても土地の価格が上がるからいいじゃないですかというような話も説明ではされてるようですが、実際はその終わった後は従前の土地との比較をして金をいただくか払うか、そういう清算をせなんようになつていきますが、その辺のことは皆さん御存じなのかなというように思ってますが、いかがでしょうか。

次にですね、都市拠点におけるにぎわいづくりの必要性について、いろいろる説明してありましたけど、「都市拠点におけるにぎわいづくりビジョン」ですかね、それをちょっと見せていただきました。せっかくこのような考えでいるならですね、昔のにぎわいを取り戻すと考えるならば、もうちょっと発想を変えたほうがいいんじゃないかなと、このままではちょっとかなり厳しいんじゃないかなというふうな思いもしました。どこにいても昔の商店街はなかなかもとの元気は取り戻せていないのが現状です。

なぜなのか、いろんな努力はされております。健軍にしろ、子飼にしろですね。が、郊外店に客を奪われて小さな店でも郊外店は結構繁盛しています。小池竜田線の桜木から小峯にかけて、この辺は今病院とレストランとか、そういうふうな食事するところで大にぎわいです。もう毎日大繁盛してます。少し陰りの見えてきてる店もあるようですが、大体大繁盛してるというところでございます。

そういうことでですね、何が一番原因かなと考えてみると、今は車社会ですよ。この車社会というのはもうしばらく続くと思うんですよ。そうすればやっぱり、郊外に行けば地価が安い

ら土地を広くとれる、そうすれば駐車場も広くとれると。で、お客さんはそういうふうに乗でさっと行けるところをやっぱり選ぶようになってくるわけですね。

今、町で展開してる町の商店街ちゅうのは1,500平米、物産館1,200平米、これはちょっと幾ら何でも狭いんじゃないかなと。物産館の1,200平米、一反ちょっとですね。大体どの広さかちゅうのは私も分かりますけども。まあ建物を小さくしてもですね、だから当然これはもう、道路の角に計画してあるから駐車場はできないし、歩いてくる人だけが目的ということになります、駐車場というのがなければですね、どうしても、今駐車場を計画してあるのは文化会館のほう、東側のほうですね、その付近に計画してあるかと思いますが、非常に狭いわけですね。やっぱり、ここって決めないで、この4車線化じゃなくて、歩道を4メートルとられて、その道路沿いは全部商業施設ゾーンでたしか計画してあったと思うんですよ。ですから、そこ辺にずっとお店を張りつけていくと。その間に駐車場も一つぐらい設けるとかですね。そういう計画を少し考えてみられてはどうかというふうに思っているところです。やっぱりしばらくは車社会でしょうね。そんな5年そこら、10年そこらでまだ終わらないと思います。

ですから、その辺はもう少し駐車場というのを大事にしていかないと、どこでもやっぱり基本駐車場がない。やっぱり、健軍だって駐車場をつくらうと思えば土地は高いし、なかなかそれだけの広い土地もないと。あそこの駐車場に一回入れたら出るときに今度は金を入れてもあからないし、警備会社に電話してみたら、「よくありますもんね」というような答えだったんですけど、そんな状態でなかなか。

あそこは交通便はいいんですよ、公共の交通便は。けどもやっぱり、そういうふうに乗ってくる人は少ないということで、利用する人はですね。仕事のために公共交通は使うけど、買い物なんかはやっぱり車で行くというような感じが多いんじゃないかなろうかと思っています。ですから、駐車場の大事さというのをその辺でひとつ考えてもらったらいいかなというふうに思っております。

そういうふうにして、道路沿いに新店舗を張りつけて車もとめられるのであれば、昔の木山町のにぎわいを取り戻すんじゃないかなろうかなとですね。今の、そこにできるとなれば、今既存の商店の人たちもそれならどこかで頑張ってる続けて、そこにまた戻ってこれるようなところにしようというような気持ちになるんじゃないかなろうかと思っていますので、その辺を一考願えればな思っております。

そして、この交通広場もバスの発着所やタクシーの待機所ですかね、乗り場とか、そういうのを工夫してありますけども、これはですね、これバスというと2,700平米ぐらいにしちゃったかな、ここは。こっちと隣の土地を合わせたそれくらいですから。バスが二、三台とまって、タクシーがていうにはちょっと無理かなと、非常に窮屈な感じがするんですが、これを駐車場に活用したほうがですね、利用価値はずっと上がると思うんですがいかがでしょうか。やはり、バスの発着所、待機所というのはですね、ここは津森側の人たちも利用されるし、その人たちが利用しやすい場所というか、益城町全体が少しでも利用しやすい場所を選んだほうがいいんじゃないかなと思っております。

さっき言ったように、バスに乗って木山商店街に買い物に来るという人はどうなんだろうなとちょっと考える。まあ、益城町の人を利用してこられるかもしれないけど、その辺はなかなか難しい部分もあるのかなと思って、いろいろもう少し考慮させていただくと大変ありがたいというふうに思ってます。

バス停あたりもですね、木山商店街に来る人は、今のようなバス停で乗りおりすれば何も問題ないと思うんですがいかがでしょうか。少し要望的な質問になってしまいましたが、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員、2回目の質問にお答えします。あんまり多すぎて、ちょっと全部が全部、ちょっと漏れるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○14番（中村健二君） そう言わないで。

○町長（西村博則君） まずですね、先ほど267メートル、3カ所暫定的につくるんですが、これはやっぱりいろいろ正式なやつは舗装だったりとかですね、歩道をつくったりということで、高さあたりをこれから調整も入ってくると思いますので。ただ一つ心配するのは、そこを利用したときに、絞り込みとかなったときに事故の関係とかですね、そこもありますので、4車線からしてまた2車線になるというのが、その交通事故の心配もありますので、そこあたりはちょっと検討をやりたいということで思っております。それから、運輸局の許可あたりも必要になってくると思いますので。

それとですね、まず、一人一人の換地あたりですね、それと減歩あたりということは、先ほどお話ししたと思うんですが、アンケートあたりをとってお答えいただけないところあたりには、今個別に県と一緒に回ってるところということで、中身につきましてもそういったところを詳しく話をさせていただいているところです。

ただ、一番私が心配したのは、イメージ図とかパースとか何も図面がなくて、ただ区画整理事業を行いますと言って交渉してもなかなか難しいんじゃないかと。こういったまちづくりを進めます、交通結節点はこういった形になります、物産館はこの付近ということで、そういった形を見せての交渉でないと、私もやったことがあるんですが、そこがないと、単に土地を協力してくれとか、そこあたりが非常に難しいということで、今全体のイメージ図もつくっております。それと、全体のビジョンづくりも、先ほどお話しさせていただきましたように、ビジョンにつきましても全体のビジョンあたりもつくってやっていきたいということで。

ただ、木山がやっぱり、ここの以前からの木山町、津森、福田、飯野、広安村が一緒になって木山町が中心としてやってきたということで、その木山が一番被災を受けているということで、この木山のにぎわいをまず復活させていかないと、全体のにぎわいにはつながっていかないということで思っております。

それと、お店についてもですね、これは地元の商業の皆さん、それから経済界とも打ち合わせして、やはり少なくなった部分については場合によっては新たな出店とか、そこあたりもやはり地元の商工会とも相談しながら、またにぎわいづくりのためにもやっていかなければということ

で思っております。

それと、物産館については駐車場が少ないということで、個人的には多くなるのはやはり土日かなと。で、オープンスペースとかですね、土日が役場あたりが休みになるということで、先ほどこ言いましたように役場の駐車場もある程度確保しなければということも考えておりますので、そちらのほうも一緒になって使っていくというような形もやっていきたいということで思っております。

それと、駐車場、交通あたりもバスあたりもですね、文化会館が今利用をされておりますが、やはり文化会館にバスで来られる方もたくさん見受けられます。やはりそのまま帰られてるということで、やはりバスを使う方が町で食事をして帰っていただいて。ときにはあの界限、居酒屋さんもたくさんありますので、お酒を飲んで帰って、バスで帰ってもらおうとかですね、そういったこともにぎわいづくりにつながっていくかなということで思っておりますので、しっかりとまたそこあたりもですね、対応していきたいということで、そういった状況も見ながら考えていきたいと思います。

いずれにしても、いろいろビジョンづくりをしておりますので、皆さん方からの意見、そして若い世代の意見、それから地域の方たちの意見、町民の皆さん方の意見をしっかりいただきながらやっていきたいということで思っております。

それから、まち協についてもですね、たくさん意見もいただいております。しっかり意見も取り入れながら、また一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） やっぱり文化会館に人たちというのはバスを利用してこられるというのは、あそこにバス停が近くにある、これは非常にいいことですね。こっちの中まで入ってこにやんとなると、ちょっとどうかと。いやだから、あの通りにバスが通したほうがいいのかと。ただ、商店街にバスが一日何本走るかですよ。今、バスに乗ってる人を見ると、昼なんかはほとんど1人、2人というような人しか利用してらっしゃらないというふうな感じ、朝からでも満タンにはなってないですもんね。そんなものもあるしですね。ですから、このバスの路線というのは考え直すというようなことを今から検討していかんという話もありましたので、その辺はしっかり検討されて、みんなが利用しやすいようなですね、場所、もう本通りは絶対通らないかんわけですから、その辺を、バスの待機室とかどこでも別にあまり影響はないと思いますので、その辺をもう一考願いたいと思っております。

やっぱりこういう物産館なんか、ちょっと角地はちょっと心配するんですよね。歩道が確かに4メートルと広いからいいような気がしますけども、その前には当然車はとめられんでしょうし、角地だから。どっかに持ってこにやいかんということですけども、角地ちゅうのがちょっと。昔は商売は角地がよかったんですが、あんまし物を売る店、特に物産館なんていう地元の商品を売るなんて店は、角地はあんまりそもそも、田舎の道の角地だったらいいですよ、そこに広い駐車場がとれてるからですね。「きくちのまんま」あたりもああいふふうなところだったら、あれ

ぐらいの小さな店舗でも、あそこは年間何億と売り上げてますけども。ああいうところだったら今はもう駐車場を倍ぐらい広げてますけども。ああいうところだったらいいですけども、ちょっと一番中心部のこの辺の角地というのはどうかと。もう少し広くとれるところを考えたほうがいいかなと。角地には、あそこにある銀行さんあたりに、そっちはもう移ってもらうとかですね。角地はやっぱり銀行とか、そういうのであればいいかなと思うんですが、そういう発想もちょっと考えてもらうなら非常にいいなと。

で、このままであの病院は残るんですかね、病院は。あそこの内科の病院はそのまんま残るんですか。それと雑貨店、大型の雑貨店あたりはそのまま残るんですかね。その辺ちょっとお伺いします。どうもあの図面を見ると、残らないような気がします、どうなんでしょうか。その辺、ちょっとお伺いします。できればやっぱり、大型雑貨店あたりは、あれは非常に今益城町の住民にとっては重要な店なんですけどね。ですから、それにかわるような店ができるかどうかというのがありますので、そこ辺ちょっと分かれば教えてください。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員、3回目の質問にお答えをします。

やはり、高森線それから木山の区画整理地内、地権者の方、非常に用地についてはですね、土地については、私のほうにも直接相談があったりとかですね、やっぱり商売をなりわいとされている方あたりの場所移転とかですね、そこあたりもあるんですが、そこあたりは本当にしっかりと担当課と一緒にあって、あったときはきちっと対応を今しているところです。

今ありましたように、病院ですね、交差点付近にある病院と大型商業施設があるんですが、今ですね、意見をお聞きしました。で、やっぱり換地がこれからということに、仮換地ということになりますので、そこあたりの交渉も少し入ってるということを聞いておりますので、そこあたりを踏まえて考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） できればですね、何とかどうか、一番生活に密着してるというか、町民のにとっては一番大事な、それぞれ銀行も病院も、ああいう大型の雑貨店も必要なものだと思いますので、何らかの方法で考えていただければいいかなと思っております。

これで1問目の質問を終わります。

次に、2項目めの質問でございます。2項目めは、国道、県道、町道の道路の整備についてですが、県道熊本高森線の、完了後は益城中央線となるわけですけども、拡幅工事が完了すれば車の流れが大きく変わってくると思うんですよ。第二空港線やグランメッセ木山線に流れていた多くの車がこの益城中央線に流れてくると予測されます。これを通して、ですからこれまでですね、福富交差点や惣領交差点から左折して、それぞれ自分の行く方向に向かっていて車がですね、寺迫交差点また木山の交差点に入り、集中してそこまでどんどん流れてくると思うんですよ。

そういうことでですね、この国道443号と益城中央線寺迫交差点ですけども、ここはですね、非常に混雑してくるし、ここをスムーズに流さないとなんかいろいろな弊害が出てくるのかなと思ってるんですが、この交差点については何かいろいろ前回、改良計画はちゃんとされてるとい

うことだったんですが、その改良計画がどういうふうになってるか分かればですね、分かる範囲で結構ですので教えてください。

それと、国道443号ですけども、これは今大型トラックなどを含めてですね、非常に交通量が増えております。どの交差点もですね、かなりの渋滞が発生しております。で、交差点改良の計画は何カ所かあるようなことを聞いておりますが、これもですね、国道443号についてはですね、大池高山インターから黒石崎交差点の拡幅工事が完了している手前までの拡幅を、もう今のうちから要望していかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。かなり寺迫からも向こうのほうに流れるしですね。今、第二空港線、朝から7時過ぎぐらい走ってみるとですね、スムーズに行きます、空港まで。今、15分ぐらいで着きます。結構グランメッセ木山線に流れてるのかなと、先のほうで出るのかなというような感じ、それかもうそこを横切ってそのまま菊陽のほうに抜けていくのかなと、菊陽線をそのまま抜けてですね、そういうこともあります。

それから、グランメッセ木山線が夕方になるとかなり混雑します。市内に行きよるほうはですね、いやいや、あそこの益城の付近までどうかすると渋滞するときもあります。そういうふうに、交通の流れというのは一つの道路ができると大きく変わってくるので、それにですね、前もって対応するようないろんなことの改良とか、そういうのをお願いしたいと。その後どうなってるか、分かっている範囲で結構ですので教えてください。

それともう一つは、都市計画道路の南北線の整備時期についてでございますが、これは益城中央線が竣工する前に完了していなければならないと思うんですが、当然そのような計画で進められていっているものと思っております。これに間に合わないですね、側道から益城のほうに抜けて右折とか横断というのは、もう信号機がないところではまず4車線になればできないと思うんですよ。ですから、これは都市計画されてる道路だけじゃなくて、ほかの側道ですね、その道路あたりも考えておかないと、できてから「ああ、危なかばい、これはやっぱどげんかせんば」じゃ、とてもじゃないけど間に合わないということになりますので、その辺の対応はどうなっているのかお伺いしたいと思ってます。

先日、七日ですかね、に行われた4車線化の協議会か何か、その中でその辺の対応が説明があったというような話も聞いておりますが、もしそういうことがあれば教えてもらえばありがたいですが。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の二つ目の質問の、1点目の御質問。その前にですね、先ほど駐車場をちょっと報告漏れしております。

駐車場、本当に大変重要であると考えております。役場付近です。先行買収を今やっておりますが、2,000平米程度ですね、予定をしております。これらを現在の駐車場とあわせてまた対応を図ってまいりたいということで考えております。どうぞよろしくお願いします。

二つ目の質問の1点目の御質問、県道熊本高森線の4車線化は寺迫交差点までとなっているが、それから東側の整備は考えていないかということでお答えをいたします。

寺迫交差点より東側につきましては、道路管理者が実施されました調査による将来交通量、こ

れが平成47年推計で1万2,000台に満たないため、現在ところ道路管理者の熊本県としては車線数を増やす整備は予定してないと聞いております。ただ、寺迫交差点は、4車線化に伴う交差点改良区間としまして、交差点東側に関しまして現道へのすりつけ区間として180メートルは道路整備が予定されているとのことです。

二つ目の御質問の2点目、国道443号の拡幅も早急に要望していくべきではないかについてお答えします。

国道443号は、県道熊本高森線拡幅工事に伴い、その交差点部であります寺迫交差点におきましては、南に延長約225メートル、北に延長140メートル、車道幅員10メートル、歩道幅員2.5メートルの道路改良が予定されております。これにより、以前から県に要望しておりました寺迫交差点の歩道設置などが実現することとなります。

次に、砥川交差点におきましては、朝の通勤時には慢性的に交通渋滞が発生しておりますので、渋滞を緩和するための左折専用レーンの新設が必要と認識しており、機会を捉え地元の状況を説明するなどし、県に要望しているところです。一方、第二空港線との交差点におきましては、熊本交通運輸前から第二空港線までは既に4車線となっているため、かなり渋滞は緩和されている状況です。

いずれにしても国道443号は、町全体の道路ネットワークの観点から重要な幹線道路ですので、将来のまちづくりの方向性と望ましい幹線道路網のあり方を踏まえ、各工区につきまして引き続き県に要望してまいります。

3点目の御質問、都市計画道路の南北線、第二南北線の整備はいつごろになるのか、この事業は町の単独事業になるのかについてお答えをいたします。

中村議員御指摘の二つの路線につきましては、益城町復興計画に位置づけされた都市基盤の整備としての幹線道路ネットワーク4車線の一部でございます。そのほかに、東西線、横町線があり、都市計画事業としまして平成30年7月17日に都市計画決定、平成30年10月26日に事業認可取得となっております。現在、復興事業に関連する区間を優先しまして事業着手の準備を進めております。

今月、事業認可後の事業着手に関する地元説明会を予定しております。その後、今年度予算と次年度予算によりまして実施設計を行うこととしております。熊本高森線と同様に、用地交渉により用地が取得できた区間から、順次工事発注を行うこととしております。

また、これらは街路として都市計画決定していることから、事業は国の補助事業であります街路事業で取り組みます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） いろいろ計画されているようですので、要望されてるところあたりもできるだけ早くできるようにですね、しっかりと要望を続けていただければと思っております。

それから、南北線についてはですね、都市計画にされた道路じゃなくて、ほかにも何本も出てきてるわけですから、その辺もあわせて考えておかないと、そこばかりできても、惣領と安永でしようけど、ほかのところにも間に何本もあるわけですから、そのところを。でないと、そこ

に住む人たちは、一回向こうに回ってまたそこまで出てこないと右折なんかが不便になるということですので、その辺もですね、できればしっかりと計画して進めていただければありがたいと思っております。

その辺の要望をして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺誠男議員の質問を許します。16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 皆さん、こんにちは。16番渡辺でございます。

また、傍聴席には議会に関心をしていただき、心より感謝申し上げます。

震災から2年8カ月がたちましたが、まだまだ復旧・復興、道半ばであります。町長をはじめ執行部の皆さん、毎日が大変でお疲れのことだろうとお察し申し上げます。私も議員として、身を惜しまぬ覚悟で協力をいたします。一日も早い復旧・復興ができますようお願いいたします。

私に本日一般質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。ちょっと視点を変えて、益城町の均等あるまちづくり、津森の過疎化対策、そして道路アクセスについてお伺いいたします。

それでは、通告しておきました4点につきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は、農免道路の拡幅について。

2点目は、県道の改良について。

3点目は、信号機設置について。

4点目は、過疎地域における少子化対策について。

この4点について御所見をお伺いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、1点目の農免道路拡幅について、町道農免道線及び町道農免道支線の未改良区間、田原区から西原村の拡幅について、地域再生道路いわゆるグランメッセ木山線が五、六年前開通いたしましたしてから、国道443号線と交差し、その農免道路を東への通行車両が相当増えましたが、田原小谷境界までは拡幅が5年ほど前に完了して、通行にも支障を来すことなくスムーズに流れている状況です。その先、県道堂園小森線との交差点より東へ小谷杉堂西原境界まで2,500メートル区間が基盤整備事業を行った当時できたままの道路で、大型車や小型ダンプ等の離合のときとても危険です。早急に拡幅をお願いしたく、町長の御所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員の一つ目の御質問の、農免道路線拡幅につきましてお答えをいたします。

町道農免道線及び町道農免道支線の田原地区から西原村までとの境までの延長2,700メートルは、現況の幅員が6メートルから7メートルの未改良区間となっております。この道路は、熊本空港へのアクセスの役割も持つもので、狭隘区間の改良が必要であると認識をしています。

このため、日赤グラウンド前から空港方面までの拡幅を計画しまして、平成22年度から道路整備交付金事業により改良に着手し、平成27年度までに熊本空港から日赤グラウンド前交差点の約270メートル手前の区間につきまして幅員を7.5メートルとする工事を完了しており、平成31年度には社会資本整備総合交付金事業で日赤グラウンド前の交差点の改良を計画しております。

また、田原地区から日赤グラウンドまでの約1,400メートルについては、財政状況を考慮しながら交付金事業での検討を行ってまいります。

町道農免道支線の西原村との境界までの約930メートル区間につきましては、現在拡幅の計画はありませんが、震災後は工事車両などの大型車の交通量の増加などにより、路面舗装や側溝などが損傷している箇所も相当数あります。まずは、来年度補修工事を実施する予定としております。その後の農免道支線の拡幅につきましては、現在町全体で実施しております復旧・復興事業の進捗状況や優先順位などを踏まえ、計画の時期など検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 結構前向きなお答えをいただきましたけれども、まずいつからということとは明記されませんでした。この農免道路はさきに述べましたように、基盤整備したままの道路で、非常に起伏が激しく見通しがきかない状況で、農家の方がトラクターで通りますと後から来る車が追い越しをかけますけれども追い越せないという実態で、非常に危険を伴う道路でございます。早目にやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。なかなか一気にはいきませんが、区切りをつけて少しずつでも早目にお願いしたいものですが、もう一回町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、2回目の御質問にお答えをいたします。

いつからということで、今御質問がありました。あの付近につきましては、大空港構想あたりもありますし、そこあたりも見据えながらということがありますが、交通量あたりも今非常に増えているということで、そこあたりも踏まえながら。

それともう一つ、やはりどの事業を使うか、どれから予算がつくかというのもしっかりと国、県のほうとも打ち合わせしながら、なるべく有利な事業を見つけ出して、そのつく時期あたりも踏まえながら取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 明確な回答はいただけませんでしたけれども、やっぱりですね、非常に、行ってみますと分かりますが、アップダウンがひどくてですね、とても危険です。本当に事故が

あってからでは間に合わないというのが現状ではないかと私たちは思っております。

なぜそういうことかといいますと、当時40年以上前に基盤整備をいたしまして、そのままですと、いいですか、もともとは農道としてつくられたような感じがいたします。ところが、現在、木山グランメッセ443号線から来る車両がとて多くてですね、これは小谷の境までは割と中央線が引いてありますのでスムーズに流れますけれども、あれから上、西原までの間はとても厳しいものがございます。

そこでやはり、すぐとは申しませんが、先ほどからいろいろな補助事業等とのこと等もあろうかと思っておりますけれども、その点を何とか早目にでくる方法を見出していただいて、お願いしたいと思います。もう一回失礼ですけどお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、3回目の質問にお答えをしたいと思います。

確かに、あの道路ですね、水道課時代、よく通っておりまして、アップダウンが非常に厳しいかなと、大雨の降るときは水が増えてということであります。また、杉堂が今、西原に行くような道路が、高森線のほうがなかなか通れないということで、あの道路がかなり多くなっているのも存じております。また、潮井公園あたりがどうなっていくのか、道路あたりもですね、そこあたりも含めてですね、あとは復興を優先に今やっているとありますが、その中でもこういった事情をしっかりとですね、考えて、また検討を進めてまいりたいということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） やはり今申されましたように、復旧・復興が第一優先は分かっております。そして、また、なぜ私はこういうことをきょう、強調して申し上げるかと申しますと、本当に益城は均等のとれた益城町でなければならないと思っておりますが、我々住む東部のほうはもう過疎でどうなるだろうかというような状況でございます。やっぱり道路アクセスというのは非常に必要かと思います。そこでお尋ねをしたわけでございますが、要望としてなるべく早目にお願いしたいと思っております。

次に、2点目、県道堂園小森線の改良について。

この県道は、堂園を起点に小谷を通り第二空港線と交差して空港の手前の信号機より右折し、西原小森までの県道でございます。西原村より空港線までは現在改良工事が着々と進んでおります。そうした影響を受けましてか、年々小谷のほうへ下ってくる車も増える一方でございます。小谷の北側の山間の場所400メートルほどが、曲がりくねった非常に危険を伴う箇所でもございますので、県との交渉をしていただき、改良をよろしくお願いし、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員の二つ目の御質問、県道堂園小森線の改良につきましてお答えをいたします。

第二空港線テクノ入り口交差点から、西原村の境界付近までの区間につきまして、渋滞対策の

重点箇所としまして、道路管理者である熊本県で道路拡幅が計画されており、約60%の用地買収が完了していると聞いております。

一方、堂園から第二空港線までの区間につきましては、堂園橋から下小谷入り口までの区間約480メートルが通学路の危険箇所であるため、平成23年から歩道設置の要望を行っているところであります。

また、下小谷入り口から第二空港線までの区間につきましては、カーブ箇所の拡幅なども要望しておりますが、現時点で事業着手には至っていない状況でもありますので、機会を捉え、地域状況を県に説明するなど、今後も引き続き県に対し要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） それでは、2回目の御質問をいたします。1回目の御答弁、ありがとうございました。

この堂園小森線の道路につきましては、非常に前々から、以前の町議の方の陳情もあっておると聞いておりますが、もし改良工事ができない場合は、離合箇所ぐらい何カ所かつくっていただくと、曲がりくねったところだけでもお願いするなと思っております。それはですね、朝からトラクターで行くと、ずっと後ろからつかえます。そのつかえがあって、離合する箇所がございません。前方からどんどんやってきます。そういうことで、追い越すに越されないのが現状でございます。もし改良工事ができないとするならば、離合箇所なりと申し込んでいただけたらありがたいと思いますが、もう一回おたずねします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、2回目の御質問にお答えします。

あの道路というのが、以前は益城一周駅伝にも使われた道路ということで、上からたまに通ってくると車が落ちていたりとかするようなこともありました。非常にカーブが多くてということで心配しているところでもあります。

離合箇所については、益城、いろいろ田んぼの中にですね、離合箇所をつくっているような状況になりますので、県のほうもさまざまな予算措置もあると思いますので、そちらのほうについても一緒にまた町のほうからも強く要望を申したいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。今、町長から申されましたように、非常に危険を伴うところでございます。そしてやっぱり県道ですから、なかなか町の自由はきかないということはよく分かります。

しかしながらですね、非常に危険を伴い、離合もされないという状況の中で、離合箇所を3カ所ぐらいつくっていただくとそれが一番いいと思いましたので、そちらに言いかえたところでございます。

以上で2点目を終わり、3点目に移ります。

今の1、2点と関連はしております。3点目に信号機設置でございます。県道堂園小森線と町道農免道路交差点の信号機設置についてお伺いいたします。

町道木山グランメッセ線地域再生道路が開通しましてから、東へ農免道路を通行する車両が急増し、県道堂園小森線の交差点の渋滞がひどく、空港線より下り車両が急に右折し事故発生という事例が最近頻繁に起きているようでございます。

このようなことで、地区の皆様方よりぜひ信号機設置をお願いしたいとのことで、下小谷、上小谷の区長さん方より要望書が提出されていると思います。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員の三つ目の御質問、県道堂園小森線と農免道路交差点の信号機設置についてお答えします。

御指摘の交差点は、県道と農免道路がいびつな形状でまじわる4差路であることや、見通しの悪さが円滑な交通と安全に影響を及ぼしていると思われます。事故防止対策としまして、一時停止規制や道路反射鏡設置などの措置がとられています。

町としまして、町民の皆様からの要望を受け、当該交差点への信号機設置に向けて御船警察署と協議しているところでありますが、その必要性を訴えるためには設置を願う町民の強い意志が必要であるとの助言を受け、地域の代表者連盟によります要望書の提出をお願いしているところであります。

町としまして、信号機設置の重要性を認識しており、この要望書を添付の上、署名をもって警察にお願いをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。先ほどですね、町長からも申されましたように、農免道路の日赤のグラウンドから左方向に2軒ほどまだ地主の方との交渉ができていなかったわけですが、それもできたということでございます。あの道路ができると、なおさら通行がひどくなると思います。

そして、今も当然多いようでございますが、なお一層の車両通行が多くなると、あそこですね、事故があると第二空港線からおりてきて、ひどいですよ、事故が。ものすご飛ばしてくるです。そして急にあそこに来て右折するとですよ。そういうことでですね、まだ死亡事故は見えておりませんけれども、やはり県にですね、信号をお願いするのはなかなか厳しいとは聞いております。厳しいとは聞いておりますけれども、やはり一度見ていただいて、何とかせにやいかんということであるなら、何とか早目にできれば私たちも、もちろん県のことでございますので町が独自にやるということはできないわけでございますので、県との交渉を入念にやっていただいて、早目にできますようお願いしたいと思っております。

もう一回お願いをしたいと思えます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、2回目の御質問にお答えします。

確かにですね、グランメッセ線ができまして、あちらの道路がかなり交通が多くなってるな、

あわせて先ほど言いましたように、杉堂のほうが西原のほうに行けないような状況ということで、かなり空港に行くときとかはやっぱり危険性も感じますので、議員おっしゃられるようにですね、進めなければということで思っております。

また、日赤グラウンド空港までのアクセスというのはこちらのほうも整備されますので、そちらの通行状況ですね、そちらのほうもやっぱり確認してまいりたいということも考えております。

そして、大空港構想のネクストステージですかね、県が今進めておりますが、あちらの交通の体系あたりもこれから民営化されるということで、そちらのほうも広く踏まえてまた考えていきたいということで思っております。

とにかく事故が起きてからでは遅いというのもありますので、町としてもですね、しっかりとそういった実情を踏まえて、県のほうにもしっかりと強力に話をしていきたいということで、要望をやっていききたいということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。県に強力に要望していくということでございますので、それを前に進むような形でもう一度お願いしたいと思っております。

それでは、次に参ります。過疎地域における少子化対策について。

民間における定住促進住宅の取り組みについてお伺いいたします。

定住促進補助事業が開始されて7年が経過し、その間、飯野校区、福田校区は、定住促進補助事業を利用され、どんどんどんどん建設ラッシュが続き、児童数も年々増えまして、以前は飯野小と津森小の児童数はほとんど変わらなかったですけど、現在は飯野小は163人ということで、先は増える一方のようです。それに、津森小を見てみますと、現在90名足らずで、どうかといいますと年々減る一方だと言っております。非常に対照的になりました。

これも震災の影響で、下水道工事が大幅に遅れたため、地区開発もなかなか進まないのは当然とは思っていましたが、保護者の方々より、また校区の皆様方より、このままでいけば中央小に統合されはしないかという切実な思いで心配され、何とかできないかと言われました。

そこで、下水道工事もおおむね杉堂を除いて一、二年で終わるということで、定住促進事業の建設に民間業者と協力し合い進めていただくとお願いし、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員の四つ目の御質問の1点目、民間における定住促進住宅の取り組みについてお答えをいたします。

市街化調整区域の定住促進施策につきましては、子育て世代の定住を促進し、住宅の新築などの購入費用に補助金を交付することで少子化の防止と地域の活性化を図る目的で、益城町定住促進補助金交付要綱を定め、移住・定住の推進に積極的に取り組んできたところです。

その結果、平成23年の事業開始以来、飯野地区に96軒、379人、福田地区に78軒、309人、津森地区に15軒、63人が定住されており、少子化対策やコミュニティーの維持に貢献できているものと考えております。

特に、飯野地区におきましては、飯野小学校の児童数が事業開始前は90名程度だったものが、

本年度では163名まで増加しており、現在も市街化調整区域におきまして宅地開発の動きがっておりますので、今後も増加するものと思われます。

この益城町定住促進補助金交付要綱は、平成30年度までの時限措置の要綱となっておりますが、市街化調整区域のコミュニティー拠点の活性化を図るため、期間の延長を含め要綱を改正し、引き続き定住促進に努めてまいりたいと考えています。

また、平成28年熊本地震により、多くの家屋が解体されましたので、空き地の活用を目的としました調査や仕組みづくりを関係機関などと連携し、検討する必要があると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。定住促進、本年度まででございましたが、延長の可能性がある。大体どの程度の延長のお考えかもお聞かせいただきたい。それと、やはりですね、震災もありましたので難しいところがあったと思っております。もう震災から2年8カ月たちまして、そろそろ津森校区にも定住促進事業をやる必要があるかなと思っております。

私も、先ほど申しましたように、土地の買収等につきましては、身を惜しまぬ覚悟で協力していきたいと思っておりますので、どうかその点をもう少し踏み込んだ形で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、2回目の御質問にお答えします。

先ほど2点目ですね、まず質問の2点目もお答えしときます。

次世代の子どもたちが住み続けたい町ということで、まちづくりににつきましては、これはもう町の中心部だけではなくて、文化・レクリエーション拠点や新産業拠点、市街化調整区域を含む町全体でそれぞれ地域拠点の特徴を生かしながらつくり上げていくものだと考えております。

先ほどの答弁でも申しましたように、ビジョンづくりとかですね、そこあたり、町なかだけでなく、全体のビジョンづくりも必要と考えております。

復興計画では、木山交差点付近を都市計画拠点と位置づけ、行政、商業、サービス、交通結節点など、高次の都市機能の誘導を図るとしております。惣領交差点付近は、都市拠点を補完し、多様なサービスの提供により生活利便性の向上を図る地域拠点、それから飯野、福田、津森地域は交流、情報交換の場として地区計画制度を有効に活用し、既存集落間の連携を図るコミュニティー拠点と位置づけをしております。

さらに、益城熊本空港インターチェンジ付近を新都市拠点、総合運動公園付近を文化・レクリエーション拠点、空港付近を産業拠点及び広域観光レクリエーション拠点としております。このような、さまざまな地域拠点の特徴を生かしながら、まちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

また、県道熊本高森線の4車線化や、都市計画道路整備、木山地区の区画整理事業、大空港構想や空港の民間委託など、新たな展開も有効に活用するとともに、都市拠点や地域拠点を中心に町外からも人を呼び込み、にぎわいのある町、魅力ある町になるように努めたいと考えております。

す。

それぞれの地域拠点におけるまちづくり、にぎわいづくりにおきましては、将来のイメージ図を町民の皆様方からも意見をいただきながら作成し、行政、議会、住民が一緒になって知恵を出し合い、よりよいまちづくりができればと考えております。

そういったことを踏まえて、津森地区ですね、定住促進、先ほどありましたが、また3年を延長ということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） ありがとうございます。定住促進事業、3年の延長と言われまして、ありがとうございます。

私はですね、今復興が大事ということは当然分かっております。それは、都市拠点とかいろいろのそういうとも思いますけれども、やはりですね、余りにもひどいやっぱし格差、これを何とか是正していかなくちゃならないと。そのためにですね、少しずつでもやはりここはやりましようと言えるような状況をつくっていただいて、いつまでも過疎化対策ができないとか、だからこそ、今定住促進、もう震災から2年8カ月が過ぎますから、そろそろそういうことを民間の業者さんとお互い手を組みながら進めていっていただきたいと。

それはいっぱい津森にも、定住促進する状況のところはございます。そういう状況を何とかですね、やっていただかないと、いつまでたっても過疎はぬぐい切れません。今、津森もそういう90名足らずで、本当に保護者の皆様方から切実な思いで言われております。本当に100名以上になるといいと思いますが、その辺をいつごろから頑張ってやりましようという、そういう気持ちは町長、ございませんか。そういうことで、ぜひお願いしたいと私は思います。そしてですね、何とかその解消ができて、その後にはですね、やっぱり次から次へと第一線が一番です。そこをやりましたならば、あとはある程度続くと思います。

何とかそういうことも言って、津森も小学校がにぎわいのある小学校になって、さらに津森が発展することをお願いしたいと思いますので、もう一回その点をよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 16番渡辺議員、3回目の御質問にお答えをします。

先ほどの質問の中で、土地についてももしっかり協力していくということで、ありがたいお言葉をいただいております。いつごろからということで話がありますが、これもきのうだったですか、お話しさせていただいたように、私自身がこれからトップセールスでやっぱり出向いて、さまざまな企業であつたりとかですね、国であつたりとか、ここあたりがもっともっとこれは出向くべきであると。さらに今話を聞いて決意したところです。

もともと津森地区というのが、元来教育に非常に力を入れられてるということで、ここあたりを突破口に四賢婦人もいらっしゃいます。それと大甲の偉人、志賀哲太郎先生も津森地区から輩出してるということで、潮井公園教育旅行、断層教育、男女共同参画の教育、そこあたりも踏まえて、非常に津森地区というのは魅力的な地区でもありますので、そこあたりを突破口に民間あたりの事業所あたりも、そういったセールスをやって仕掛けていきたいということで思っており

ます。

町長としても積極的に、津森地区、福田地区、飯野地区、あわせてしっかり取り組んでまいりたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、一応3回ですから。もう3回されましたので。最後は。

○16番（渡辺誠男君） はい、分かりました。御答弁ありがとうございました。

今、しっかりとした町長の答弁をいただき、少しは安心したところでございますが、要望として近いうちに津森の過疎対策の一環として、定住促進事業をやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に。まだありますよ。

○議長（稲田忠則君） もう四つ目だけど。

○16番（渡辺誠男君） 次世代の子どもたち、これは言っとらんですよ。町長は答弁してあったかしれん。今、過疎対策。

○議長（稲田忠則君） 少子化対策やないかね。各地域における少子化対策ば言われたんじゃないと。

○16番（渡辺誠男君） 民間における定住促進住宅の取り組みについては今言いました。

○議長（稲田忠則君） 一緒に言わんとだめですから。

○16番（渡辺誠男君） ああ、そげんですか。

○議長（稲田忠則君） もうだめですよ、うん。

○16番（渡辺誠男君） そうだったですね。ま一遍言うたら、せっかくだけん。

○議長（稲田忠則君） いや、もうだめ、だめです。もう、はい。

○16番（渡辺誠男君） 今度が大事。

○議長（稲田忠則君） もう一緒に言われましたので。そういうことで一応終わられました。

（「時間のあるもん」と呼ぶ者あり）

いや、もうよかです。

○16番（渡辺誠男君） 俺が言わにゃんて、よかですち。

○議長（稲田忠則君） いやいや、もう4回ですからですね。渡辺議員はもうちゃんと。

○16番（渡辺誠男君） 分かりました。どうもありがとうございました。御清聴ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 渡辺誠男議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 皆さん、こんにちは。9番宮崎でございます。

本日の4番目の質問者になります。なお、傍聴席には、お忙しい中にもかかわらず、傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。皆様のお耳にもだいぶん聞こえてると思うんですが、この議会の西側に益城幼稚園がございまして、将来の益城町を背負う子どもたちがにぎやかに声を出しております。その声をバックグラウンドに、これから質問をさせていただきます。

私は、議員になって間もなく8年になろうとしておりますが、この間、議会での一般質問を年に大体3回から4回、これまで合計50回から60回は質問させてもらっております。私なりに当然一生懸命考えて、なるべく町のため、町民のためになると思うことを取り上げて質問してきたつもりであります。今回も私なりに一生懸命考え、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は、ふるさと納税増加策について、2点目は、益城台地区画整理西地区からの道路網について、3点目は、来年度以降の町の業務及び組織についてであります。以上の3点について、質問させていただきます。

では、質問席に移動します。

本日も元気いっぱい質問させていただきます。

では、まず、1番目のふるさと納税増加策についてから質問させていただきます。

今年の9月に町が見積もりました、我が町の中期財政見積もりによれば、平成32年度から熊本地震関連債務の返済、これが本格的に始まり、予想される公債費は約14億円、今年度の約1.5倍で、財源の不足額が約10億円と見積もられているようで、このままでは本当に厳しい財政運営を強いられることになります。

そこで、当然町としまして、これらの財源不足を補うために、あらゆる歳入の増加策や歳出の削減策について検討されていることと思います。その歳入増の一つとして考えられるのが、ふるさと納税による歳入増加策であります。

そこで、ふるさと納税増加策について、2点お伺いします。

まず、1点目は、熊本地震発生以降、我が町がふるさと納税として受け入れた納税額の実績について、なお、これは昨日の同僚議員の質問に回答がございましたけれども、進行上、再度よろしくをお願いします。

2点目は、今後、町はふるさと納税増加策についてどのように取り組まれるのか、以上の2点について、1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の一つ目の御質問の1点目、ふるさと納税の受け入れ額についてお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年税制改正によって創設されて以来、益城町におきましても取り組みをしてきましたが、熊本地震前は数百万円程度で、件数も納税額も少ない状況にありました。しかし、熊本地震以降の平成28年度におきましては、全国の皆様方から復旧・復興事業を支援するために、約3億2,000万円、平成29年度は8,800万円と、多額のふるさと納税をいただいている状況にあり、有効に活用させていただいております。

次に、一つ目の御質問の2点目、ふるさと納税の増加策につきましてお答えをいたします。

平成28年、熊本地震からの復旧・復興事業を着実に実施していくため、このふるさと納税制度を有効に活用し、歳入を増加させなければならないと考えています。

本町のこれまで取り組みとしましては、平成28年12月から、インターネットポータルサイトの「ふるさとチョイス」からの申し込みを開始し、本年9月から、さらに「楽天市場」からの申し込みができるように環境整備をしております。また、高速道路のサービスエリアで配布される情報紙や、ふるさと納税を利用される人口が多い関東圏をターゲットとしまして、東京の地下鉄の車両内広告などでPRも実施をしております。さらに、返礼品につきましても、お米や油、いきなり団子などの地元の特産品を54品目まで増やし、返礼品の充実に努めてきたところです。

引き続き、特産品の魅力を分かりやすく伝える工夫をするとともに、本町にふるさと納税をしていただいた方が毎年継続して寄附していただけるよう、町の復旧・復興の状況や町の魅力についての情報発信を行い、本町に対して興味や関心を持っていただき、ふるさと納税の増加につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。町長の答弁では、ふるさと納税として受け入れた実績は、平成28年度、3億2,000万円でありますかね、それから、平成29年度は8,800万円とのことでした。

それから、今後の町のふるさと納税増加策についても、インターネットの活用とか、楽天市場、それから、関東地下鉄等に掲示板等を利用していろいろとおやりになっているし、返礼品も54品目、これを準備されている、こういうお答えをいただきました。

熊本地震により大きな被害を受けた益城町のことは、全国的に知られることとなり、我が町に対して全国からの御支援は本当にありがたいことだったと思います。しかしながら、その額が時間の経過とともに減少してしまいました。この減少した原因はどこにあったのか。もともと数百万円だったんですから、減少の幅が最大ピークから見たら減少したという言い方かもしれませんが、減少している。それはどこにあるんだろうか。何とか3億円を維持できるような方策はなかったんだろうか、こういうことであります。

町としても、当然その減少の原因を分析され、その原因に対する対策について考えておられることと思いますので、次の質問とさせていただきます。

2回目の質問は2点お聞きします。

まず1点目は、熊本地震直後のふるさと納税額から、時間が経過するほど減額してしまった、この原因はどこにあると思われますでしょうか。2点目として、今後の我が町として、ふるさと納税を着実に歳入の一部として期待できるための方策、これはどのようにお考えになられているのか。

もう1回質問を繰り返しますと、1点目がですね、ふるさと納税の減少、これは3億円が高過ぎたというのがあるのかもしれませんが、いずれにしても、次は3分の1以下になるんですよね。ですから、その原因。それから、2点目が、ふるさと納税を着実に歳入の一部と

して町が期待できるための方策、これについてお伺いをしたいと思います。2回目の質問、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の御質問にお答えします。

まず、ふるさと納税ですね。自分が選んだ自治体に寄附をするということで、2,000円を超える部分の住民税、それから所得税などが全額控除ということで、たくさん今、各企業体が行っているところです。

ただ、問題もありまして、高額納税者ほど有利になるとかですね、それから大都市の税収が減少するとか、それから高額な返礼品、ある自治体によっては海がないのに100万寄附された方にはマグロ1匹とかですね、こういったこともあって問題が出てたということで、ただ、熊本地震では、そういった問題もあったんですが、やはり熊本地震の際は、返礼品は不要と、で、こちらのほうは寄附をということで、そういったことが多かったのかなということで思っております。制度があったからこそ、こういった問題点もあったんですが、プラス面があったなということで思っております。

ただ、増やす方法としましては、私も町長になったすぐですね、ふるさと納税が非常に目をつけてですね、もっと増やす方法がないかということで担当のほうと話したんですが、なかなか返礼品も充実してなかったということで、今は、こういったふうに肉であったりとかですね、54品目、こういったパンフレットも使って頑張ってくれております。こういったところをやっぱりしっかりPRしなければと。

そして、もう一方で、企業版ふるさと納税というのがありまして、こちらのほうについても、再三今話をしているんですが、やはりトップセールスで出向いて、こういった益城のふるさと納税もお願いし、企業版ふるさと納税あたりもお願いしていくということで、やはりトップとしてのセールスがこれから必要になってくるかなということで思っております。

やはり、少しやっぱ風化しているかなということがありますので、中身についてもですね、物だけでなく、これからは返礼品を、きのう出ましたように、見守りサービスとかですね、今やっているのがセスナ機もありますが、体験型あたりをやっていくといいのかなと。セスナ機の搭乗とか体験とか、益城に農業体験もあります。益城に来ていただいて、いろんな波及効果を上げるという返礼品も、これから知恵を出すときかなということで、これは議員の皆さん方にも、こういうのがあるぞということで、物ではなくて、そういった体験型もですね、非常にこれから効果があるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長から答弁をいただきました。

私の質問は、ふるさと納税額の減少の原因と、それから、ふるさと納税を歳入の一部として期待できる方策ということで町長に答弁をお願いしたんですが、2点目のふるさと納税を高める方策、これについては町長から十分、今いろんな方策をですね、お聞きしました。ただ、納税額の減少の原因についてですね、もし何かありましたらですね、次の答弁のとき、よろしくお願いします。

ます。

先月私は、上益城郡内の監査員の研修で、大分県の臼杵市を研修させていただきました。その中で、臼杵市も多分に漏れず、ふるさと納税について力を入れておられるようで、年平均約3億円の税収があり、その3分の1を返礼品購入に充てているとのことでした。

我が町は、熊本地震から復旧・復興するため、国や県から多大な支援を受けておりますが、最初に申しましたように、平成32年度から、歳入不足に陥ると見込まれております。このような状況にあって、町挙げて歳入増加策を考えなければなりません。その中でも、ふるさと納税により毎年一定の税収が確実に見込める状態になれば、町の財政運営上、本当にありがたいことだと思います。

そこで、今町長にいろいろ説明していただいたんですが、再度もう1回、町長にお答えしていただきたいと思います。

ふるさと納税により、毎年ある程度の税収を確実に獲得していく上で、町長は何が一番必要だと、こういうふうに思われますか。何がというか、いろんなことが必要だろうと思うんですが、ぜひ町長の思いつきで結構でございますので、よろしくお願いします。

もう1回質問を繰り返します。ふるさと納税により、毎年ある程度の税収を確実に獲得していく上で、町長は何が最も必要だと考えられますか。考えられる範囲で結構でございますので、突然質問しましたからなかなか出てこないとは思いますが、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の御質問にお答えをします。

まず、減少した原因というのが、やはり他の、やっぱり西日本であったり、厚真町であったりとか、いろいろ大規模災害が出ておりまして、そちらのほうへの支援というのがかなり多かったのかなと。その証拠に、やっぱり益城のときも、返礼品は要らないということで集まったような状況でありますので、これから増やす方策としましては、先ほど申しましたように、このリスト、非常に担当が頑張ってくれて、中身のメニューも考えてもらっております。返礼品としては、なかなかこれ以上出てくるのかなというの、知恵を出しながら、スイカを贈るとかですね、いろいろまた出てくると思うんですが、その中でも、一方で、制約も今、返礼品の高価なものはというのが出ておりますので、そこのできる範囲内でできるやつをということで、やはり先ほど言いましたように、体験型とかですね、いろいろ知恵を出すことが、増やすための方策としましては、やはり皆さん方、そこら若い世代ですね、いろんな方々の、それと商業、農業をされている方、商売をされている方、いろいろな方の知恵もいただきながら、町民総がかりで取り組んでいくことが一番大事なかなということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。突然の質問だったものですから、なかなか町長、お答えづらかったかと思いますが、やっぱりですね、何か熊本地震でぱっと益城町の名前が出てですね、益城町にいろいろふるさと納税をしてやろうというお気持ちの方が、その人たちのおかげで3億円集まったと思いますしね、だけど、時間の経過、もしくはほかのところで災害が

起きると、ぱっと減ってしまう。だから、そこのところをよく分析して、なるべく減らないように、ここをやっていないと、一過性で全部終わってしまう、こういう感じがいたします。その原因をですね、ここはきちっと突き詰めとかなきゃいかんなど、そういうことでございます。

そのほか、町長が言われたことについては、私も多分そういうことだろうと、こういうふうに思います。

私はですね、ふるさと納税増加策を考えるに当たって、3点ほど考えなきゃいかんと。まず、第1点目にですね、やっぱ我が町はですね、名前が売れてるのは、全国的に熊本地震で震度7を2回受けたと、大きな被害を受けてると、ここがやっぱ一番の売りどころちゃうかですね、これがやっぱメーンになるんじゃないかと思うんです。で、その被害からどうやって町がですね、皆さんの御協力、ふるさと納税で立ち直っていくか、ここをアピールするのがやっぱ一番大きいのかなと、こういうふうに思います。基本かなと。

次に、やっぱ納税者一人一人に、やっぱ感謝の気持ちが何とか届く、こういう体制をつくらないと、これはですね一過性で終わってしまいますので、リピート、もう1回やってやろうという気持ちが全然が湧かない、こういう感じになろうかと思うんです。

それから、3番目はですね、感謝の気持ちをあらわす手段として、いろいろ特産品、その他もろもろのことを今町長もおっしゃいました、体験型と、こういうやつがあろうかと思うんですけども、それなるべくそのときの状況によって知恵を絞ってやっていただく、こういうことが必要かなと思います。

何よりもやっぱ大事なのはですね、納税していただく人と町とのつながり、これを持つこと、これがやっぱどうしてもやっぱ一番必要になってくるんじゃないかというふうに思います。これがためには、僭越でありますけども、職員が片手間でやったり、仲介業者を入れる方法、これはなかなか私は望ましくないと思います。たとえ非常勤の人であっても、適格者を専門に二、三名配置して、納税者の開拓、特産品の選定、納税者との緊密な連絡、これができる体制を、腰を落ちつけて二、三年やって、成果をどんどん出していく、こういうのがやっぱ一番必要かなと思います。

特に、この中でですね、やっぱうちの職員の人もですね、町以外の。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） はい。

○議長（稲田忠則君） あのですね、ふるさと納税増加策については3回質問されました。

○9番（宮崎金次君） ああ、そうですか。

○議長（稲田忠則君） それにつきまして答弁もあっております。次の質問に行ってください。

○9番（宮崎金次君） はい。分かりました。

最後にまとめようと思ったんですが、議長からの御指導でありますので、やっぱですね、ふるさと納税については、今いろいろ出たようなことをですね、御配慮いただいて、町としてやっていただければありがたいなど、こういうふうに思います。

では、2問目の質問のほうに移らせていただきます。

益城台地の区画整理西地区からの道路網について質問します。

今、この広崎の区画整理内には、公営災害住宅が2カ所、その他住宅の開発が計画されていると聞いておりますが、現在同地区に住んでおられる住民の人たちから、同地区から第2空港線や県道小池竜田線への大きな連接道路がなく、このまま人口だけが增加すれば、本地域はウナギの寝床状態になってしまうと心配されている声をしばしば耳にします。

そこで、2点伺います。

本地域での今後の人口増加予想について、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

それから、2点目は、本地域から第2空港線や県道小池竜田線へのアクセス道路について、今後町はどのように考えられているのか、以上2点について、1回目の質問としてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、本地域で今後の人口の増加予想について、分かる範囲で教えてほしいについてお答えをいたします。

益城台地西土地区画整理事業は、区域内の宅地の造成と公共施設の整備、改善を組合施工で行うものです。事業計画書によりますと、事業に伴う災害公営住宅や一般住宅の建設によりまして、増加予想人口は約1,000人から1,500人、世帯数は約300世帯から450世帯です。また、集合住宅などの建設が増えますと、人口及び世帯もさらに増加するものと予想をされます。

御質問の2点目です。本地域から第2空港線や小池竜田線へのアクセス道路について、今後町はどのように考えているのかについてお答えをいたします。

1点目で答弁のとおり、1,000人規模での人口の増加が予想されますので、第2空港線などへのアクセスなどの交通処理は重要な課題と認識しています。この課題への対応は、土地区画整理事業で区画内の道路を整備いたしますので、まずは区画整理地内の交通解析を行い、将来交通量を算出する必要があります。その上で対策を関係機関と協議していく必要がありますので、まずは町道西原線と第2空港線交差点の信号時間延長や、第2空港線グランメッセ出口へのアクセスにつきまして、誘導案内看板などの設置による適切な誘導措置などの協議を進めているところです。

また、小池竜田線へのアクセス道路につきましては、道路管理者であります熊本市との協議が必要ですが、熊本市におきましては、小池竜田線への交通負荷が増大することから、現在のところ協力が得られておりません。

町としましては、引き続き小池竜田線へのアクセス手法を検討しますとともに、県道熊本高森線が4車線化に拡幅され、交通容量が増大しますことから、熊本高森線への誘導も視野に入れ、広崎地区の交通緩和を図ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。町長からですね、本地域の今後の人口増については、大体1,000人ぐらいは増えるだろうと、それ以上に今後増えていくだろう、こういうお話でございました。

それから、アクセスについては、特にですね小池竜田線、これは熊本市からの協力がなかなか得られてない、こういうことでございます。

今回質問で取り上げました区画整理の西地区からの道路網については、皆さんも御承知のように、これ今始まったことではなく、もうかなり前から懸案事項でありました。しかしながら、なぜ西地区にはこんなに大きな問題といたしますかですね、解決していかなくやいかん事項がありながら、これが解決できないのか、問題が先送りになってしまうのか。どうしても当面の利益追求のような感じがしてしまいます。現在そこにお住まいの皆さんが本当に心配するのがですね、痛いほどよく理解できるわけであります。

そこで、2回目の質問なんですが、もう1回、広崎の住民も心配し、多分町も懸案事項として認識されておられる、同地域から第2空港線や県道小池竜田線へのアクセス道路の問題をなぜ解決できないのか、これ先ほど町長が中のところでは言われましたけども、これをもう1回ちょっとお聞きしたい。

さらに、この道路の問題が解決されていないのに、なぜその同地域に人口をですね増やすのか、その考え方も、もしありましたらお知らせしていただきたい。再度お伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の二つ目の御質問の2回目にお答えをいたします。

同地域から第2空港線や小池竜田線へのアクセス道路の問題を解決しようとししないのか、解決されていないのに人口を増やすのかについての御質問ですが、1回目の答弁でお答えしましたとおり、アクセス道路の問題は、町としましても重要な課題と受けとめており、警察、熊本県、熊本市との協議につきましてはスピード感を持って進めてまいります。また、小池竜田線からのアクセスですが、広崎地区は、熊本市東消防署管内管轄となるため、緊急車両の進入路についての必要性を熊本市と一緒に検証することで、小池竜田線からのアクセス検討へつなげてまいりたいと考えております。

もう1点の、道路問題が解決されないのに人口を増やすのかにつきましては、警察をはじめとします関係団体と引き続き協議の場を設け、人口増加に対応する必要を伝えていくとともに、4車線化に拡幅され交通容量が増大する熊本高森線への誘導も視野に入れることで、道路問題の解決を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。町長、答弁ありがとうございました。

今、町長からお答えいただきましたようにですね、熊本県、それから熊本県警ですね、県、それから熊本市、ここらあたりとの調整がですねなかなか難しいところがあるかとは思いますが、ここは。ですから、今までずっとこうやって引っ張ってこられたんだろうと思うんですが、何とかですね、ここをやっぱり益城町の開発の大きいところとするのであれば、この問題をですね、やっぱり放ったとくわけにはいかんと思うんです。もう代替案をいろいろ考えて、例えば、グランメッセの東側からでも道路をですね第2空港線に通すとか、それから、小池竜田線につい

ては、町長が申されましたように、これ人道的な問題で、東町の消防署から緊急車が広崎の市街地に入ってくるのにですね、きちんとした道路をつくっていただく、もしくは、その進入ルート、進出路を一方通行にするとか、いろんな方策を、それからトンネルもあるでしょうけど、それから暗渠、いろんなやつがあると思うんですけど、何とかですねいろんな方策を考えて、その交通を確保していただくようお願いして、次の質問に入らせていただきます。

次は、3番目の質問でございます。来年度以降の町の業務及び組織についてであります。

質問に入る前にお断りをしておきますが、これから質問する内容は、当然町の執行部が主体に考え、対応すべき事項でございまして、議員からとやかく言う話ではないかとは思いますが、我々としましても、町の復旧・復興を清々として行ってもらう以上、大きな関心と心配をすることで、今回質問させてもらうことにしました。

前置きはそれくらいにして質問に入らせてもらいますが、来年度、つまり平成31年度は、熊本地震から3年が経過し、熊本地震で膨らんだ町の行政事務や組織を見直す時期だと思います。もちろんまだまだ復旧・復興の真っ最中で、とても見直しどころではないという業務もあるとは思いますが、全般的には、熊本地震の復旧・復興の方向性がおおむね確定しつつある今、来年度以降の体制を先行的に考えておくことが必要であると思います。

そこで、3点伺います。まず1点目は、来年度における町の業務の重点をどのように捉えておられるのかであります。2点目は、来年度の業務は、全般的には復旧から復興へ移ることになると思いますが、復旧業務として残るものに、どのような業務があると思われますか。3点目は、熊本地震発生以降、我が町は熊本県等の御配慮により、人、物、金等の面で多大な援助を受け、本当に感謝をしているところです。とはいえ、いつまでも今のような状態では困るのではないかと思いますし、熊本地震から3年が経過するこの際、支援が必要な分野と自前で何とかしなければならぬ分野に区分し、本来の益城町役場の姿に逐次戻していくべきだと思いますが、町長の考えをお伺いします。以上、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の三つ目の御質問の1点目、来年度における町の業務の重点をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

平成28年、熊本地震発生以降、通常業務に加え、避難所運営などの災害救助業務、被害認定調査や罹災証明発行業務、仮設住宅整備・運営や災害公営住宅整備業務、倒壊家屋の撤去や公費解体などの瓦れき処理事務、道路や下水道などインフラの復旧業務、避難所となりました総合体育館や役場庁舎など公共施設の復旧業務、さらには土地区画整理事業や街路事業などまちづくりに関連する復興事業など、さまざまな業務が大きく増加しています。これと連動し、予算規模も通常時の100億円規模から500億円程度まで膨らんでいる状況にあります。

これらの事業を実施するためには、地震前の職員定数では対応が困難なため、全国の自治体から中長期派遣職員の派遣、任期つき職員の採用及び非常勤職員などの増員で業務を実施しているところです。

災害救助業務や瓦れき処理業務におきましては、おおむね収束をしておりますが、その他の業

務では、来年度大きく業務量が減少することは見込めないと考えております。熊本地震からの復旧・復興事業で、現在予定しています事業におきましては、どの事業も優先度が高く、重要であり、今やらなければならないもので、先送りできない事業ばかりだと思っております。特に、被災者の見守りや災害公営住宅整備、大規模盛土滑動崩落防止事業など、被災者の方々の生活再建に資する事業を最優先に事業を進めているところです。

いずれにしましても、公共工事の遅れが原因で生活再建、自宅再建が大きく遅れ、仮設住宅でも生活が長くなってしまうよう、引き続きスピード感を持ってそれぞれの業務に取り組んでまいります。

御質問の２点目、来年度の業務は全般的に復旧から復興へと移ることになると思うが、復旧事業として残るものにはどのような業務があるのかについてお答えをいたします。

復旧業務につきましては、鋭意進めているところでありますが、復旧事業課が担当しております農業関係につきましては、農地・農業用施設の復旧とあわせ、この事業に伴います受益者負担金徴収業務が継続されます。また、道路、橋梁等の公共土木施設災害復旧工事、宅地復旧に係る大規模盛土造成地滑動崩落防止事業と役場庁舎複合施設、益城中学校など施設の復旧工事があります。

下水道課としましては、下水道管の工事が一部残りますが、平成31年度内には復旧工事完了予定です。また、水道課としましては、橋梁に添架する必要がある水道管につきまして、橋梁の災害復旧後の工事着手となりますことから、その工事が残ります。

また、町民の皆様方の復旧・復興を支援する農地の自力復旧、宅地復旧など基金事業などにつきましては、現在もその相談や申請が続いている状況であり、平成31年も継続の予定で、いずれにしましても、町民の方々が安心して暮らせるよう、１日でも早い復旧を目指してまいります。

御質問の３点目、支援を受ける必要がある分野と自前で行う分野に区分し、本来の益城町役場の姿に戻していくべきではないかについてお答えをいたします。

熊本地震以降、全国の皆様、国、県、自治体などより多くの御支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。おかげをもちまして、復旧・復興への事業を着実に推進しているところでございます。しかし、本町の熊本地震からの復旧・復興には1,271億円という膨大な事業費が必要でありますことから、復旧・復興を推進する上では、今後も多くの人的支援や財政面での支援が必要となっております。

このような中、震災後、多くの部署で業務量が増加し、個々の職への負担も増大しており、複数の職員が心の不調を訴え、病気休暇などを取得する事態となっております。また、東北での災害におきましては、震災後５年を経過しましたころから、多くの職員が心的不調により退職する事態となっていると聞いております。

本町では、次年度におきましても、74名の派遣要請を全国の自治体に行っておりますが、東日本大震災や各地で発生しました自然災害により、その充足はかなり厳しい状況にあると判断をしております。事実、東日本大震災から７年を過ぎた現在におきましても、100人を超える派遣職員の支援を受けている自治体もあるようです。そのような中、今後、復旧・復興が進んでいく上

では、支援の規模も縮小していくことが想定されますが、1日も早い復旧・復興には、今後も多くの支援が欠かせない状況となっております。

また、支援を受ける分野と自前で行う分野との区別との質問でございますが、これまでも通常業務につきましては益城職員のみで業務を行っており、全ての業務へ支援を受けている状況ではございません。そのため、区分を行うとすれば、復旧・復興の事業となるものが支援を受ける分野、それ以外が自前で行う分野と考えております。

いずれにしても、本来の益城町役場の姿に戻していくべきとの議員御指摘につきましては、今後の業務の進行状況、業務量などの状況を踏まえながら、将来的にはもとの姿に戻していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。私の質問に対して的確にですねお答えいただきまして、町は今どういう状況であるのか、そして今後どういう体制で臨むのか、これがよくよく分かりました。

特に1点目のですね、業務の重点なんですけど、一応復興期に入るんだけど、まだ復旧が随分残っていると、こういうことだろうと思うんですね。だけど、いつまでも復旧というわけにもいかんでしょうから、まあ少しずつ切りかえていかれるのかなと、こういうふうに思います。

それから、2点目のですね、来年度の業務の中で復旧業務として残るものについては、それぞれの課ごとの業務でですね、だいぶん教えていただきました。農業、それから公共事業ですね、公共施設、下水道、水道、それから農地、こういうのがまだ本格的に残っているんでしょうね。ですから、そこらあたりを一生懸命やっていただかなきゃいかん。だけど、これも補助金等の出ぐあい、何年まで、こういう制約等がだんだん出てくるやつもありますから、少し優先順位をつけてやらなきゃいかんとも出てくるかもしれませんですね。

それから、3点目の熊本地震から、支援を受ける分野と自前と、こういうお話の中で、今いろいろ各全国から支援をいただいているのは、引き続いて受けなきゃいかん。ただ、自前のやつについてはですね、通常業務、益城町がやる業務についてはですね、あんまりそういうふうな支援を受けないで自前でやってきたと、これからはやっていく、こういう町長の答弁でございました。よく分かりました。

まだまだですね、来年の4月からはいよいよ復興期、計画上は復興期に入りますけども、なかなかすぐ切りかえられるもんじゃないかと思えますけども、やっぱり、後でまた申しますけれども、計画的に徐々に業務を移していくというのは必要かなと、こういうふうに思います。

先ほどもちょっと申し上げましたが、執行部のことに口出しするのはいかなものかと思うんですけども、業務の渦中にですね私たちはないもんですから、外目から見て、おか目八目でですね執行部のほうを見まして、日ごろちょっと気になることをですね、ちょっと質問をさせていただきます。

現在の町の組織は、復旧業務と復興業務、大きく区分され、あとは恒常業務ですね、に区分され、さらに平素の業務の将来施策を混在して、なかなかちょっと分かりにくい業務区分になって

おるように感じます。特に、復旧事業課、復興整備課、都市建設課の三つの課の業務がちょっと複雑に入り乱れているなど、そういうふうな感じを持ちます。ですから、今後のまちづくりの観点から、少しこれを整理していかなきゃいかなのじゃないかなと、私はおか目八目でそういうふうに思いますが、町長はいかがな御所見をお持ちでしょうか。

もう1回繰り返します。特にですね、復旧事業課、復興事業課、都市建設課、この三つがですね、復旧、復興は意外と分かれるんですけども、まちづくりの中で、特に復興整備課と都市建設課が特に入り乱れて分かりづらいというところがあるんですが、これについてはどういうふうな所見をお持ちになっておられますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の御質問の一つ目、お答えをさせていただきます。

復旧事業課、復興整備課、都市建設課の業務について、もう少し整理する必要があるのではないについてお答えします。

現在の組織につきましては、震災後、大きく3度、28年6月、29年4月、30年4月の組織変更を行っておりますが、その都度、復旧・復興の状況を見ながら組織の再編を行ってまいりました。議員お尋ねの3課につきましては、平成29年4月の組織再編によりまして、復旧・復興、通常業務を明確に区別した組織として設置をしております。また、この3課を含め、事業課におきましては、原則毎週1回、事業課連絡調整会議を開催し、各課の事業の調整などを行っています。今回の組織体制につきましては、復旧・復興事業の進捗により事業内容も変遷をしておりますので、これまで同様、時勢に即した組織体制となるよう、見直しを図ってまいります。

また、事業課連絡調整会議、これにつきましても、以前からやっぱり各課、水道課、下水道課、現場系がですね、無駄工事がならないようにというのも一つ提案して、担当係長のときからまたやってたんですが、それともう一つ、組織については、自分自身が人事も長年やっておりましたので、やっぱりいかに効率的で、町民の皆さん方に分かりやすい組織にするかということで編成を行っています。

今回の組織については、その3課については、これはほかの課も一緒なんですけど、復旧・復興を最優先に対応できる組織、そして厳しい財政状況に対応できる組織ということで考えておりますが、議員提案がありましたように、組織についても、もう役目を終わったところはまた再編とかですね、ここあたりはどんどんやっていくべきであると考えております。組織についても、中身について、やはりまずいとか、これはちょっと機能してないとかというのは、係の再編も含めて、これは組織としては責任持ってやっていくべきだと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。今、町長から答弁いただきましたように、今後検討されるということで、進めていただければいいかなと思うんですが、特に私は、都市建設課というのがですね、やっぱり大きいところがあって、その最大の復旧・復興のために、復旧課と復興整備課、これがですねそこに入り込んだような形になっているので、これがだんだん状況が変わったら、一つにまとまっていくのかな、何かそんな感じがしております。これは私の感じ

です。

また、今我が町は、熊本県から人員の増強を受けまして、町として本当に感謝をしております。この業務は本当に今まで順調にこの体制で参ったと思っております。しかし、いつまでもこの状態で行くちゅうわけにもいかないと思いますので、町の従来の業務は町の従来の組織で、県との連絡調整業務は連絡調整業務として切り離したような形で組織していくのも一つの方法かなと、こういうふうに思います。そういうのを参考に今後検討していただければと思います。

さて、最後の質問になりますが、私の経験から、これまでの熊本地震からの大量の業務を短期間で処理しなければならなかった一種の非常事態的な復旧期の3年間とこれからの復興期とでは、状況がやや異なると思います。つまり、これまでの3年間は、国や県に我が町の要望を聞いてもらいやすい環境であったと思いますが、今後は人、物、金に制約を受け、なかなかそうもいかなくなる場面も多くなると思いますし、膨らんだ町の行政事務や組織も少しずつ本来の益城町役場の姿に戻していく必要があろうかと思います。

そこで、最後の質問なんですが、町長は、熊本地震から復旧期の3年が経過し、いよいよ本格的な復興期に入っていく我が町が、人、物、金の制約を受けながら、膨らんだ町の行政事務や組織を見直し、着実にまちづくりを進めていくために、何が最も必要だと思われますか。私は、数年先を見越した先行的、一貫した業務計画を立てて、それに基づいて行うというのが必要じゃないかと思いますが、町長はいかが考えられますでしょうか。

もう1回質問だけ繰り返します。町長は、熊本地震から復旧期の3年が経過し、いよいよ本格的な復興期に入っていく我が町が、人、物、金の制約を受けながら、膨らんだ町の行政事務及び組織を見直し、着実にまちづくりを進めていくために、何が最も必要なことだと思われますか。私は先行的一貫した、先行的な業務計画を立てて、それに基づいてというのは私の考えです。町長の御所見をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の御質問にお答えをします。

復興期において何が一番大事かということで御質問がありましたが、ちょうど地震から2週間ぐらいしたとき、この復旧の1年も大変だが、これからが2年目、3年目というのが大変になるなというのが確かに私自身もなぜか感じたところです。そのとおりで、1年間は必死に必死に復旧に当たってきました。ただ、職員も、ほとんどの職員がやっぱり疲弊して、涙目になって、ぼろぼろ流しながらやった状況を今でも忘れません。ただ、その職員も、一人でも潰したら、やはり町の大きな財産です。家庭の柱でもあります。そのような中に、100億円の事業規模が500億円に増えているということで、やっぱり職員についても心身の限界に来ているかなと、先ほど話しましたように、2年目、3年目、これから頑張ってきている職員にもつげが来るんじゃないかということで思っております。

また、熊本県のほうからも職員がたくさん来ていただいて、非常に感謝したいと思っております。いろんな意味で、職員も刺激受けて、本当に助かっているというのが、仕事のやり方、考え方、非常に勉強させてもらっております。ただ、来ている職員についても、町のやり方、今の

現状というのが分かって、県のほうとも本当に泡飛ばしながらやり取りをしてもらってます。県のほうに帰ったとき大丈夫かなというのは非常に心配しているところでもあります、本当にありがたいなと。

それから、野村総研、オオバさん、民間の方も来られています。職員のスキルアップは本当にこれで伸びているかなということで思っています。

ただ、そんな中に、これから何が大事かということで今宮崎議員おっしゃられています、やはり私も一緒に、やはり計画、それとやはりビジョンづくりも今上げていますが、これはまさに5年後、10年後、そこに向けてどういった町を描くか、デザインするか、そこあたりはやっぱりトップが示していくべきだと思っております。

ただ、その中でも、人、物、金が足りない状況と、その一方では、やはりお金を150億、数億、今借金が残っていますが、これを減らさないことにはなかなか計画どおりいかない。人につきましても、もうしばらくはやっぱり求めていかなければということで、これはもうトップの責任でもあります。トップセールスでまた取り組んでいくということで思っております。

その一方で、人というのが、私たち職員も覚悟を持たなければいけません、意識改革も図っていかなければなりません、やはり復興計画、益城の総合計画にもありましたように、町の主体は、まちづくりの主体は、町民の皆さん方、議会の皆さん方、民間の企業の皆さん方、これも総がかりでやっていくという姿勢が、町民の皆さん方にも意識改革が求められていくのかなということで思っております。

それともう一つ、スピード感です。どんなにいい政策をつくっても、スピード感、これがないと時間がたてば普通の政策になっていくということで、これについても、やはり私たちはスピード感というのを頭の中に入れて考えていかなければならないということで思っております。

議員おっしゃったように、そういったしっかりした5年後、10年後、50年後、100年後に向けての政策、計画をつくって、また取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。3次20分から再開いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

本日は、傍聴席には大変遅い時間までお聞きいただきまして、まことにありがとうございます。お礼申し上げます。

きょうの一般質問は、本日で2日目、一般質問11人目になります。答弁者の町長も大変お疲れではなかろうかと思しますので、端的な質問で行ってまいりたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

質問内容については、地域再生道路、グランメッセ木山線沿線周辺の市街化区域への変更と開発についてということで質問させていただきます。

それでは、質問席へ移らせていただきます。

益城町は、熊本地震においてかつてない程の被害を受け、町民の不自由ははかり知れないものとなりました。震災で命を落とされた方、命の危険にさらされながら一瞬にして住む家をなくされた方、食料も飲み水も確保できず、震災直後は苦難に耐え忍ぶばかりでございました。これを打開すべく、町では町長を頭に、町の職員、議会、そして各種団体の皆様と、また自衛隊やボランティア、各地方や県外の各自治体などから御支援をいただき、復旧に努め、大変な御苦勞をなさってまいったわけでございます。

何とか乗り切り、本日を迎えておりますが、益城町の道路は余りにも狭過ぎで、県道高森線が防災の観点から27メートル道路へと県主導により拡幅し、かつてない変革を遂げようとしております。また、木山地区では、商店街が区画整理事業により刷新なまちへと変化を遂げてまいろうというところでございます。

そういうふうに今回の地震で変わり果てた町を再建し、人々が集う、安住できる町へまちづくりを目指すことも忍耐の大変要る作業ではございますけれども、皆様方と一緒に考え、努力してまいらなければいけないのではないかと考えております。

そして、今、町が本当に必要としている自主財源を少しでも多く確保できるよう努めていただきたい。そんな中の一環として、今回は市街化調整区域の街区づくり、まちづくりについて質問させていただきます。前置き長くなって申しわけございません。

それでは、さきに通告しておきました事項を質問させていただきます。

地域再生道路周辺の市街化区域への変更と開発について、益城町の地域再生道路沿線の市街化調整区域を撤廃し、市街化区域へと変更すべき県への申し入れを継続的に行い、今後の益城町の経済的、文化的な発展へと導いていく必要があると考え、そのためには、まず断層の上に建てる予定の本庁舎を仮設庁舎の跡地周辺に建設し、随時公共施設を地域再生道路周辺へと移していく方向で基本計画を立てていくことが必要となり、学校、病院等を設置していくことにより、外部からの人口受け入れができるよう、市街化区域へと変更するよう要請していく。そして、木山地区商店街と一体化を図り、それぞれの生活基盤が安定できる政策を考えていくことによって、大きな町へと変貌させていくことが、今後のまちづくりの課題となると考える。

そこで町長にお尋ねいたします。

(1) 建設検討委員会で決定された本庁の建設予定地は、熊本地震断層の真上に建設されるようですが、不安は残らないのでしょうか。

(2) 今後の10カ年益城町の基本計画に、再生道路周辺の調整区域から市街化区域への変更要請を長期的になれども、県へ要請していくと基本計画に入れるべきではないか。

(3) 地域再生道路周辺に公共用施設（自動車ターミナル、公園、水道、学校、病院、図書館など）の必要な建物等を設置することは考えていただけないのか。まずは公共の建物などを建てて市街化を進めながら、長期にわたるかも分かりませんが、市街化区域へと変更していき、用途地域に合わせながら、住宅、店舗等を誘致し、町の活性化を促していくことが求められると思います。どのようにお考えなのでしょうか。

3問について御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の一つ目の御質問、地域再生道路沿線周辺の市街化区域への変更と開発についての1点目、新庁舎建設検討委員会で決定されました本庁の建設予定地は、熊本地震断層の真上に建設されるようですが、不安は残らないでしょうかについてお答えをいたします。

新庁舎の建設予定地につきましては、平成29年1月に開催されました、第2回益城町新庁舎建設検討委員会におきまして、実現性、安全性、利便性、拠点性、経済性などの観点から建設位置についての検討が行われ、国が地震直後に調査しました地盤調査の中間報告を受けて、断層の真上を避けるため、役場北側敷地に地震に対して免振構造などの耐震構造を備えた庁舎を建設するなどの対応策を講じることで建設は可能であるとの検討結果から、旧庁舎周辺地域を建設位置とすることに決定をしております。

また、本年3月に策定しました、益城町新庁舎建設基本構想、基本計画の新庁舎の配置計画におきましても、敷地南側道路上にある断層の影響を考慮し、庁舎建物はできるだけ敷地北側に配置する計画としています。

そのような状況を踏まえ、町では、新庁舎建設地の地盤などの安全性を確認するため、本年7月から9月にかけて、旧中央公民館駐車場におきましてボーリング調査を実施しました。その調査結果によりますと、震災後、国土交通省が行いました旧庁舎玄関前のボーリング調査と今回行いました旧中央公民館駐車場のボーリング調査の地質断面などを比較しますと、庁舎敷地北側の地盤に関しましては、特に問題がある地質構造ではないことが判明しましたため、町としましては、新庁舎の建設が可能な場所であると考えております。

今後、新庁舎の基本実施設計策定作業を進めてまいります。免振構造の採用などにより、耐震安全性を確保し、災害に強く、安全・安心の拠点となる庁舎を建設してまいります。

続きまして、2点目、今後の10カ年益城町の基本計画に、再生道路周辺の調整区域から市街化区域への変更申請を長期になれども県へ要請していくと基本計画に入れるべきではについてお答えいたします。

復興計画を組み込んだ第6次益城町総合計画の策定につきましては、7月31日から6回の総合計画審議会及びパブリックコメントを実施し、12月3日、総合計画審議会、鈴木会長から町長へ答申がなされております。また、本定例町議会に基本構想を議案としまして提案をさせていただいております。

この第6次益城町総合計画の土地利用の方向性としましては、地域再生道路の町道グランメッ

セ木山線沿いを新住宅エリアとして示しており、基本計画の分野別施策第4章におきまして、計画的な土地利用の推進を掲げ、無秩序な農地の開発が起こらないよう、計画的な民間活力による新住宅エリアの整備を推進しますとしております。

また、市街化調整区域地区計画策定基本方針計画基準の土地利用方針におきましても、町道グランメッセ木山線沿いを震災により被災しました住宅地の移転地としての宅地分譲、生活利便施設や防災公園などを計画的に設置し、秩序ある土地利用を図る災害復興ゾーンと定めています。

さらに、農地法施行規則第38条に基づく熊本地震からの復興に係る益城町農業振興地域を作成することで、土地利用の規制が緩和をされています。あわせて、下水道処理区域の見直しも今後検討することとしております。

県におきましても、地域再生道路周辺地域のこのような特性につきましては、既に認識をされているところであり、県への要請につきましても、地区計画を活用し開発を進めていくことになるため、具体的な事案が発生したとき、個別に相談、要請をしていきたいと考えております。

3点目にお答えいたします。地域再生道路周辺を含めたまちづくりにつきましては、復興計画に掲げる土地利用構想図におきまして、木山交差点付近を、行政、商業、サービス、交通結節等、高次の都市機能誘導を図る都市拠点として定めています。また、惣領交差点付近を、都市拠点を補完し多様なサービスの提供により生活の利便性の向上を図る地域拠点、益城熊本空港インターチェンジ付近を、復興に寄与する住宅や商業、サービス機能を配置する新都市拠点と定め、それぞれの特徴を生かしながら、都市拠点では、先日の復興特別委員会で説明させていただきました、都市拠点におけるにぎわいづくりビジョンをもとに、地域住民や地域で活動されている民間団体の方々と一緒になってにぎわいづくりに取り組んでいくこととしております。

地域再生道路沿線につきましては、災害復興ゾーンとして、農地法施行規則に基づき土地利用の規制が緩和をされておりますので、既存住宅からのしみ出しによる市街化調整区域の市区計画で民間活力を活用しながら開発していきたいと考えています。

人口減少社会の中、地域再生道路周辺のみ公共施設を集約し開発を進めた場合、既存集落が空洞化するようなことにもなりかねません。都市拠点や地域拠点などのにぎわいの創出が県道熊本高森線拡幅整備に伴い、沿道を活用した新たな町並みや店舗などの立地にもつながっていくものと考えております。町の活性化を促していくためには、復興計画に掲げるそれぞれの地域拠点の特徴を生かし、都市拠点や地域拠点を中心に、町外からも人を呼び込むとともに、集落部も含め、バランスのとれたにぎわいのある町、魅力ある町をつくり上げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） どうもありがとうございました。

2回目の質問にまいります。（1）について、いわゆる建物の場所はそこでいいのか、心配はないのかということでお尋ねしましたんですが、いろいろ調査、ボーリング調査やら何やらで、敷地内の北側へ持っていくということでございますが、とりあえず10キロ下の部分で断層が動いているということでございますので、ボーリングしたら何メートル調べないかんかという話にな

りますが、とにかく中はどういうふうになっているかよく分からない、そういう中での御決断だということでございます。

(1) については、実を言うと私も、当初災害復興特別委員会の折に、本庁の建物はどこに再建した方がいいかという質問がございました。私もそのときのことを思い出しますが、もとの場所がよいのではと思うんだが、活断層の上であつたらほかのところへ移すべきだと答えたことが思い出します。どこの町でも中心市街地というのは長年の試行錯誤によって形成されていったものであると思えば、中心街区をほかへ移すということになれば、よほどの計画と経済力が必要となり、それはたやすいものではないと考えたからです。だけど、庁舎はその市街地中心部の核となり得るものでございますので、その庁舎が活断層の真上となれば話は別と思うわけでございます。

地中深くはどうなっているのか誰にも分かりません。断層が動くということは、またいつの日か地震が起きるのではないかと不安は拭い切れません。しかしながら、庁舎建設検討委員会で元の位置に建設すると決定されたわけでございます。そういう中で、10キロ下のマグマというんですかね、地震の＜聞き取り不能＞が動くということでございますから、かなり動いた上の、10キロ上の庁舎というのは、敷地の北側に、何メートル移したからどうのこうのという部類のもんじゃないんじゃないかなろうかというふうな気がいたします。そこのところ調査して、どうだったのか。こうだったので大丈夫だろうというのは人間の浅はかではなかろうかというふうな気がしますが、とりあえずもう決まったことでございますので、とやかく言うわけではございませんが、福島県原発事故があったことに加えて、大きなニュースになってきました福井県若狭湾の中央に位置する大飯原発では敷地内の中央にF-6という断層が走っているということで、原子力規制委員会によって調査が始まったわけでございます。

東洋大の渡辺教授という方がその断層を発見し、これは極めて危険であるというふうな判断をしたわけでございますが、立命館大の岡田教授に言わせると、それは断層ではなく地すべりだろうということになり、両方の意見が食い違い、総意で一致できず、また関西電力としてはその部分をまた調査し直すという事態になりますということになります。

そうこうしておるうちに、もめているうちに、産業技術研究所の構造地質学者である重松氏の取りまとめによって、活断層を否定し、大飯原発の再起動に向けて最大の障害が取り除かれたということでございますが、しかしながら、地元の住民とはまだまだ決着がつかない状況ということでございますし、東洋大の渡辺教授にしても、とんでもない、そんな勝手に自分たちだけで決めてどうするんだという、やはり思いを持っておられるということでございますので、どれだけ長引くのかちょっと分かりませんが、そういうことで原発にとっては地下に断層があるだけで、上の建物は建ててはだめだということになっているということでございますので、もし、現在通っているとするならば、大規模改修も辞さないということになっているらしいです。しかしながら、そういうことで問題は決着しているような話でございますが、実際はどうやら本当に不可解な部分が多いのではなかろうかというふうな気がしております。

そこで、一つお尋ねしますが、先ほど町長は、もうそちらのほうでさまざまな検討をした結果、大丈夫であると、だから北側のほうへ持っていったんだとおっしゃいましたけれども、また、こ

の新庁舎の建設問題について再調査というか再検討してみるという気持ちはございませんでしょうか。2回目の質問と1番目の質問とさせていただきます。

それから（２）についてでございますが、第6次計画の中でもいろいろ表現盛り込まれている土地利用計画、新住宅エリアとしてそこをやっているんだということでございます。そこについては、いろいろと土地利用の規制緩和されているということでございますが、どういう規制緩和なのかよく分かりません。調整区域に規制緩和というのがあるのか、場所が調整区域だから、いわゆる地区計画をもってやっていけるという規制緩和のことなのか、ちょっと私には理解できなかったんですが、この地域は再生道路が開通して、道路沿線の開発については本議会で一般質問でもたびたび取り上げられました。私もちょうど10年前、道路が建設中のころだと思いますが、一般質問させてもらいましたが、この道路はいまだに通行車両のための道路としての利用状態が多く、我が町としては、道路の名前のごとく、地域再生として町のため、まだまだ生きた道路として活躍していない。

そこで、益城町の総合基本計画の中に、この道路沿線の市街化区域への変更をすべく、計画立案を行い、根気強く実現に向けて県へ要請していく。以前にも1度御紹介したことがございますけれども、テレビでも放映されました、熊本県知事を経て天草の大矢野町長になられました森慈秀さんという方、これは「やすひで」と読むらしいですけど「じしゅう、じしゅう」で通っていますので「じしゅうさん」とお呼びしたいと思います。

戦前の生まれなんですけど1936年です、昭和11年に県議会本会議で、天草の島の産業を振興し、文化を促進し、国際観光客の誘致を全うするには、大矢野島と三角港に橋梁を架設し、九州本土の一部をたらしむにあるという行動を起こされたということでございます。日本の架橋技術が当時はそこまではなく、実現が不可能だということで、夢物語を言ってんじゃないと一笑された始末であると言います。

そして、大矢野町長になられた昭和33年でございますので、それから22年ぐらいたっていますね。天草五橋実現に向け関係方面へと働きかけ、天草に橋を、橋をと言いつけ、長い時間をかけた昭和41年の9月に天草に5橋が完成したということでございます。それから約8年ぐらい、総合すれば30年ぐらいになるんですかね。何もなかった離島の天草に橋ができ、今では九州屈指の広域観光ルートとして、また、生活道路、産業道路、命の道路など、地域のさまざまな活動を支える生命線として大車輪の活躍をしてきていると記されております。

森慈秀さんの執念が、やっと実を結んだというお話でございますけれども、私たちの町においても、地域再生道路を辛抱強く市街化区域にすることによって県へ要請していく必要がございます。

この地域は優良農地として指定されておりますけれども、ほかの部分は守っていくことになります。広安・木山地区においては、都市化とともに農業従事者の高齢化や後継者問題などで休耕地が目立ちます。農振法では、都道府県知事は、農業整備基本方針の変更により、また経済事情の変動、その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なくその指定した農業振興地域を変更し、又はその指定を解除するものとするというふうになっております。

決して調整区域が変更できないということではなく、難しいということではなく、きちっとした形で県のほうへ申請し、常に言い続けるということが一番大切ではなかろうか。前の森慈秀さんではございませんけども、何年たとうが、とにかくやってくれよ、やってくれよと言うことが大切ではなかろうかという気がいたします。

まずは、益城町総合基本方針の中で、きちんとしたですね、その意思を示していただく、そして、その中にうたい込んでいくこと、益城町はこうやって全体で、みんなで頑張ってお願ひしているんだ、どうかよろしくお願ひしますよと県にお願ひしていく、そういうアピールをすることもですね、やはり必要ではなかろうかというふうに思います。そういうことで、いわゆる基本計画の中へ盛り込んでいただけないだろうか。そうすると、これがインパクトとして向こうに届き、県に届き、県のほうでも本腰入れて考えてくれるのではなかろうかというふうな気がいたします。ただ単に口先だけでお願ひしますよ、お願ひしますよと幾ら言っても、計画もないのにそんなこと言ってもだめだよと追いつ返されるのがもう関の山。そういうことでなくてね、やはり辛抱強く、根気強く戦っていくということが今求められているんじゃないかなと思いますので、どうか町長の御見解を、またよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、（３）について質問いたします。都市計画法において市街化区域の位置づけは、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域としております。現在行われております広安校区の区画整理事業、先ほど町長のほうからもおっしゃってございましたけれども、早急に完成させ、新たな市街化区域として誕生させることが必要になります。もちろん区画整理事業が始まって、調整区域で始まるわけですが、完成した後は市街化区域として用途地域が設定されます。

そういうことで、広安校区のほうでは、西地区、中地区、北地区と三つに分かれてやっておりますが、まだまだ区画整理も完成できないというふうに思っております。そういうことで、早急に完成させ、新たな市街化区域として誕生させることによって、そうすることにより、その中央部を通り抜ける地域再生道路の東側、木山校区まで市街化区域の延長路線として市街化を図るべき区域として申請していく。そのためにも、前に話したとおり、公共施設である自動車ターミナルや公園、学校、病院、図書館など公共の建物を計画的に建設していき、市街化に拍車をかけるということも大切なことではなかろうかと考えております。

幸いにして、益城町の土地利用構想図では、先ほど町長がおっしゃってございました災害復興ゾーン、新住宅エリアとしても位置づけされております。復興に寄与する住宅や商業、サービス、防災、公共機能を配置することとなっておりますが、それはあくまでも復興に寄与する益城町民を対象とした、ある一定の場所を地区計画により転居、移転してもらうというものではないのでしょうか。いわゆるあそこのゾーンの新住宅エリアというのは98.3ヘクタールございますが、どこにでも何つくっていいよ、ここ全体が地区計画だから、そういうわけにはいかないですね、地区計画は。ある一定のゾーン決まっておりますんで、その場所でやらなきゃいけない。何カ所もやればいいのか、何十箇所も地区計画やればいいのかという、そういうわけでもないの、ですから、幾らそのゾーンが決まっているからゾーンの全体を計画で図るんだと言われても、

それは大変な話でございまして、ですから、そういうことではなくて、本来そのつもりがあるならば、実際そこ全体を市街化区域とするだけで、全体が用途地域が決まりますから、第一種低層住居専用、それから第二種住宅専用とか、商業区域とかができたり、いろいろ決まりますから、そちらの方向でやったほうがですね、完全に誘致もしやすいということになります。

用途地域合わせて他町村からですね、企業や住宅、商店、スーパーなどを誘致することにより、生活環境を整備し、安心して住めるまちづくり等を目指していく、そして自主財源の確保に努めていくということが本当に大切なことではなかろうかというふうに考えております。

ほかの周りの町村ではですね、最近よく耳にしますが、周りの町村に負けている、益城町はどうかっているんだというふうなことをよく耳にします。見てみますと、やはりね、菊陽、大津、そして御船、嘉島、その辺に完全にもう負けちゃっているんじゃないかなというような地区計画の中ではですね。こんなにいい場所にいながら、なかなかそこが決まらないんじゃないかどうかと、本当に情けないような気がいたします。

これは町長に、あなたが悪いんだと言っているわけじゃございません。昔からもうずっと引き継いだことでございますのでね、川口町長からの似たような話で、そのときに、ならずっと道も広くしときゃよかったんじゃないかねえか、今だと思えるんですけど、当時はそうもいかんだったんでしょうね。よく分かりませんが、そういうことで、とにかくですね、あの部分については早急に県に相談しながら、調整しながら、地区計画じゃなくて市街化区域ということをお願いできればなというふうな気持ちでいます。そうすることによって、さまざまなですね、ものが建設されて、場合によってはホテルまでつくれる、そして物産館、何でも持ってこいやと、どこでも何でもいんだよというようなことで地区割りしながら計画的にきれいなまちづくりをつくっていくことができるんじゃないかなろうかと思います。向井副町長もおられますので、相談しながらそちらのほうで頑張っていただきたいというふうな気がします。よろしくお願いいたします。2回目の質問としてお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、2回目の質問にお答えをします。

まず、庁舎です。庁舎の位置を再調査する必要はということで、まずボーリング調査をやってありまして、この調査が旧中央公民館の駐車場と国が熊本地震直後に旧庁舎の玄関前のボーリングを行われております。この南北2本のボーリング調査資料によりまして、鍵層と言われますが、地層の年代を比較し、特定するために用いられる特徴的な地層なんですが、その標高差の有無を確認されております。その標高差の有無により活断層の存在を判断するというので、この地盤調査で標高差はごくわずかでありまして、この標高差は断層が要因と解釈するよりも傾斜、傾動によるものという解釈が科学的に妥当であるとの意見書をいただいたということで、それに踏まえて庁舎建設検討委員会、場所についても委員会のほうから答申をいただいたということで行ったところです。

地盤、断層については、神戸についてもそもそもがなかったというような場所で断層があったということで、なかなか解明はされてないんですが、調べた結果によりますと、そういったこと

で、再調査というのは今現在のところ考えておりません。

それから、土地の利用規制ですね。そもそも市街化調整区域の連絡協議会というのを今つくってありまして、地震前までは活発に動いていました。市街化調整区域が図っているところがなかなか規制が入っているということで、益城、合志市、菊陽町、それから嘉島町、その辺が一緒になって熊本県のほうに要望ということで行っておりました。なかなか市街化調整区域ということで、菊陽あたりも開発されているところとそうではないところが非常に格差があったということで、私が会長になって進めておりましたが、なかなか進まないような状況だったということで、どうしても土木サイドとか建築サイドは通っても、やっぱり農振除外とかですね、農地転用とか、そこあたりの農地との絡みもあったということで、非常に厳しい状況だったということで、そのような状況の中に、今度こういったふうにゾーニングが示されております。非常にこれは県としても思い切ってゾーニングされたということで、グランメッセ線沿線についても、もともとは全然これは図ってなかったんですが、新住宅エリアということで思い切った見直しがされております。これは蒲島知事が前線に立って益城の復興を進めなさいということでやられております。

ただ、やっぱり情熱と熱意、天草五橋の話も、森慈秀さんですか、話を聞いてですね、やはりそういった信念、熱意を持っていくというのも非常に大切なことであるということで、これからやっぱりやるためには、町としての、先ほど出ましたように、ビジョンをつくったり、それから計画ですね、しっかりした、やっぱり5年後、10年後を見据えた計画づくりで持っていかないと、ただお願いしますではなかなか厳しいかなということがありますので、ただ、以前の、前から比べると非常にそこは配慮してあるなというのは思っております。

それから、市街化調整区域の西地区ですね。本当に早期に実現ということでやっていかなければ、先ほど話がありましたように、スピード感が一番要るかなということで、長いこと動いてなかったんですが、西地区が動き出したということで、これが中、東地区に波及すると、非常にいいのかなということで思っております。

ただ、市街化調整区域、やっぱりいろんなことで、西原、遠くは福岡市あたりでも、やはりこの開発あたりが、やっぱりめったやたらにやっていると、福岡あたりでも、皆さん方お気づきと思いますが、やっぱり狭隘道路とかですね、やはり行きどまりとか、そこあたりが秩序ある地区計画あたりも、きちっとした道路計画あたりもやっていかないと、やはりいざ安心・安全なまちづくりのためにも非常に困った状況になるということで、そこあたりも含めて、非常に計画を考えていくべきであるということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございました。

（1）についてはですね、まず再調査はするつもりはないということでございました。断層ではなく傾斜だとおっしゃいましたね。大飯原発と同じような感じですね。あそこも活断層ではなくて地すべりだとおっしゃいます。それで、いろいろ問題が起きたわけでございますけれども、誰しものが何であるという決定はですね、本来はできないんじゃないかと。それはボーリングするなら10キロぐらいしないと、本来は分からない。結局あれだけ動いているということは、どこか

で空洞ができたり、土地の段差ができたり、地すべりができたり、そういう部分が必ずあると思うので、それがどこでどういうふうに大きくなっているかよく分かりませんが、上のほうはさほど問題なくても、また何かあった拍子に動く可能性がある。どんな杭を打つのか、じゃあ地盤まで何十メートルの杭を打つのか知りませんが、直線杭と、今いろいろ鉢巻杭みたいなものもありますし、現場杭といって、穴を掘って、鉄筋を埋め込んで、生コンを詰め込む、いろいろなやり方はありますから、その折にはですね、建設の折には、そういう形で、壊れない建物をつくってくれよということをお願いしておきます。決まったことにとにかく僕たちが言うわけじゃございませんから、とにかくしっかりした建物を建設していただくということをお願いしておきたいと思います。

それから、2番目のですね部分については、今回の第6次地区計画が出てるということでございますが、次の年の見直しでもですね、いいから入れていただいて、5年おきに地区計画をつくって、土地の見直しがございますよね。その折には、ちゃんとした形で、こうやって益城町も計画に盛り込んでやってるんだ、どうかお願いしますということで、やはり少しでもですね、県に届くような方向でやっていっていただきたい、そういうふうに思います。でないと、いつまでたっても、調整区域は調整区域と。その中でやる方向ということは、いわゆる地区計画はやるということになっておりますけれども、地区計画で、例えば上通りのように全体をやって本当に人が集まるようにやり直そうとか、そういう部分でありまして、いわゆるこういう調整区域は野っばらでありますので、やはり広崎校区とか安永校区とか、そうやってある程度は絞られた、その規定はないんですが、街区で言えば1街区から2街区ぐらいを固まりとした部分を地区計画としてやるというふうになっておりますので、全体をやろうとしても、それはできるわけがない。基準が90何ヘクタールありますからですね。そこをやるというのは無理な話ということになりますので、何もできない、そうすると何もできない、この部分だけがぼんぼんぼん残ってしまう。そこに例えば移住してもですね、それは毎日毎日不安と何ですかね、心配でしょうがない、そこに移された住民たちも。そうじゃなくて、周り全体をやはり街区として商店があり、何があり、何がありとしていて、いわゆる生活環境というのを築いていかない限りは、それはやはり無理な話ではなかろうかというふうに思いますので、ぜひそちらの方向でやっていただけるように御検討をいただきたい。

それから（3）の部分については、いわゆる公共施設というのは、いわゆる市街化区域の大前提となってまいりますので、そこには何にもない、ただお願いしますじゃなくて、計画図はつくっても、一つか二つぐらい公共施設をつくってあげとくと。公共施設だったら町営でいくらかでも建ちますから、そういうことでお願いできればというふうに考えております。

まずもって益城町が財政が大変厳しい折でございますのでね、一つでも、二つでも、自主財源をつくって、確保できるような立場から、やはり求めていくと、やれることはやっていくということが大切ではなかろうかと思います。

きょうは要望やらお願いばかりで一般質問は終わりますが、どうか今後ともよろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございました。終わります。

○議長（稲田忠則君） 竹上公成議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。4時10分から再開いたします。済いません、15分です。4時15分からです、再開します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は午後5時を超過することも予想されますので、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。お待たせしました。5番榮です。今後ろで議長がにらんじやおらんですか。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

今、益城町は復旧から復興へ移行している状況下にあります。県道の4車線化、益城中央部の区画整理事業、給食センター、今年度完成し、今現在熊本市や御船町の給食センターを借りて配食を行っているものですが、いよいよ来期、新給食センターから全ての町内の学校へ配食できるようです。また、第五保育所も今年度完成して、今の年長さん組は新しい保育園から卒園式を挙げて送り出したいと急ピッチで工事が進められています。さらに、災害復興住宅も、津森、福田、飯野の各地で工事が進められて、来年2月入居ができるようにと早期完成を目指して進められています。

また、仮設住宅も空き部屋が目立つようになってまいりました。仮設住宅の統合など考えなければならぬ時期を迎え、このような中、今年は大阪地震、西日本豪雨被害、数々の台風被害、そして震度7を記録した北海道東部地震など、さまざまな甚大な災害が起きました。

この影響により、本町の災害復興に遅延が起きるんじゃないかと、早期完工ができるように、大変な中ではありますが、一步ずつ、一步ずつ、着実に執行部の皆さんとともに協力して、復興に向かって歩いていきたいと思います。

特に、町長には、町長、永田町に益城復興事務所でも開設して、いつでも県出身の代議士さん、先生たちとコンタクトがとれるような体制をとっていただき、益城再興のために、さらなる尽力をお願いしたいと思います。

さて、本日は12月議会一般質問2日目、12人のうち11人の同僚議員の質問が終わりました。12人も質問すれば、質問内容に重複するところがあると思いますが、辛抱して、答弁のほうは省略しないで、よろしく願いいたします。私も、執行部の皆さんの眠気が覚めるように大きな声で質問させていただきます。

本日の質問内容は、通告していました四つの項目を取り上げました。

一つ目は、人材の確保、長期派遣の要請について、二つ目は、入札制度について、三つ目は橋

梁整備と通学路対策について、四つ目は、災害時の命を守る避難路、避難地について、以上四つの項目について質問させていただきます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・。
・・・・・・・・・・。

さて、昨日より12月の忙しい中、たくさんの方に入れかわり傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。きょうは前議員さんも来ていただいています。日ごろから町政に御理解を持っていただき、心より感謝いたします。また、各報道の皆さんと言おうと思いましたが、もう帰ってしまうとります。私の番になったらもう用はない、どっか行ったようです。

また、本日は県議長会の事務局長さんも視察に来られていますので、私も議員必携を思い出し、一般質問事項に沿って、なるべく沿って質問したいと思います。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

人材確保、長期派遣の要請、来年度以降の派遣見込みについて伺いたい。熊本地震からの復旧・復興を進めるに当たっての人材確保への取り組み、今後の見通しはどうなっているのかということ質問します。

本町では、地震からの復旧3年目に入り、町全体で多くの事業が急ピッチで進められています。熊本地震からの復旧・復興に係る所要見込み予算額は、当初1,400億円が見込まれておりました。約1,271億5,000万円に集約されたようですが、復旧・復興の分野も多岐にわたっております。

この復旧・復興事業を行うに当たっては、国や県から一刻も早い整備を目指すようにと補助金の前倒しとともに、早期の完成に向けて強い指導もあつているとのことですが、一方で、事業の進行管理を担う職員不足も当然大きな課題となつてまいります。

益城町には、これまで全国から多くの自治体から応援に入つていただいておりますが、県外からも九州内の自治体が大部分であります。遠くは北海道、東京都からの派遣もいただいているとのことあります。また、随時、任期つき職員も採用して、人材不足を補っているとのことあります。しかし、今年に入つて大阪地震や西日本豪雨、台風災害、北海道地震等々、大規模災害が連続して発生しており、これらの地域の自治体も当然ながら多くの人材の派遣を求めていることと思われまふ。

益城町は復旧3年目で、復興事業のほとんどが、これから5年、10年かかることだと思われまふが、そのような中で、まだまだ人は、人材は必ず必要とされるはずでふ。このような状況のもとにあつて、人材確保にどのように取り組んでいくのか、また、今後の見通しはどのような状況なのか、お考えを伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番衆議員の一つ目の質問、人材確保、長期派遣の要請についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、熊本地震からの復旧3年目に入り、復旧事業が山場を迎える中、復興事業につきましては、これからさらに多くの業務が発生していくことが見込まれ、その業務に

従事する職員も多くの人員が必要となっています。

これまで復旧・復興に従事する職員を確保するため、熊本県を通じ全国の自治体などへ派遣の要請を行っておりますが、東日本への復興支援も継続されている中、派遣要請を充足することは極めて困難な状況となっております。そのため、増大する復旧・復興の業務に従事する職員を確保するため、任期つき職員や非常勤職員の採用に加え、民間委託なども行いながら事業を行っているところですが、依然として各種業務に人員が不足している状況です。

次年度におきましても、74名の派遣要請を全国に対し行っておりますが、今年度各地で発生しました自然災害によりまして、かなり厳しい状況にあると判断しております。実際これまでの派遣要請におきましても、要請人員の全てを確保することはできておらず、約半数の派遣となっているのが実情でございます。そのため、取り組みとして、現在支援をいただいている自治体への継続支援のお願いや、過去に御支援をいただいた自治体への訪問を行い、人員の確保に努めているところです。

復旧・復興への歩みを中断することなく、着実に推進をするためには、各種業務に従事する職員の確保が最優先となります。現在御支援をいただいている自治体はもとより、新たな御支援をいただけるよう、各自治体などへの働きかけを強化してまいります。また、派遣要請を充足できない人員につきましては、今年度中に任期つき職員の募集などを行い、新年度の人員確保などに努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 2回目の質問をさせていただきます。

人材確保、これは非常に難しい状況下であるということはどうしようもないことです。ただし、現在74名の派遣の要請を行っているということではありますが、なかなか難しい状況であるということは否めない事実であると思います。この人材確保は、ただ単に誰でもいい、人員を増やせばいいという問題ではなく、各分野の各専門職の補充が必要である、そういうことからますます難しくなる、逼迫している問題であると思います。

今、益城町には、各自治体から派遣職員の皆さんが多数来ておられます。この内訳といいますか、各自治体から何人といったリストはありますか。派遣職員の皆さんは全員で何人か、この点について伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

今年度非常に大きな災害が、西日本の豪雨であつたりとか、北海道の地震が起きております。それに比べて、益城町はもう終わっているんじゃないかと、たくさんの自治体も考えられているところもありますので、実際私自身が各自治体にお願ひに行つて状況を話すと、あ、終わっていないということがたくさんありましたので、先ほども申しましたように、やはりトップセールスでまた話をしに行きたいということを考えております。それが一番大事かなということだと思います。

それでは、今年度全国からの中長期派遣職員の総数です。39団体52人で、その内訳は、関東地

区から5団体6人、中部・近畿地区から6団体6人、中国・四国地区より3団体3人、県内を除く九州地区より15団体23人、県内より10団体14人となっております。また、職種ごとの人数は、事務職30人、社会福祉士1人、土木技師18人、学芸員3人となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 3回目の質問。町長、今の答弁ですが、私の質問は、各自治体から何人か、全員でトータルで何人かと質問しました。この点、再度伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員、3回目、確認です。市町村名を報告するというのでいいですか。

○5番（榮 正敏君） うん。各自治体、派遣した職員がどこから来とるか。

○町長（西村博則君） 分かりました。まず、福岡県、福岡市が4名、北九州市が4名、久留米市が1名、筑後市が1名、大牟田市が1名、長崎県は、長崎県が3名、大分県、大分県が1名、宮崎県は、都城市1名、延岡市1名、日南市1名、小林市1名、串間市1名、鹿児島県が、鹿児島市1名、鹿児島県より1名、沖縄県が、那覇市1名、東京都、国立市が1名、新宿区が2名、文京区が1名、埼玉県、さいたま市1名、神奈川県、横浜市が1名、愛知県、みよし市が1名、大阪府、堺市1名、和歌山県、かつらぎ町1名、京都府、亀岡市1名、続いて、兵庫県、芦屋市1名、神戸市1名、鳥取県が、鳥取県1名、高知県は、高知市1名、香川県が、高松市1名、熊本県が、熊本県4名、荒尾市1名、玉名市1名、和水町1名、人吉市1名、あさぎり町1名、相良村1名、多良木町1名、錦町1名、八代市2名ということで、熊本県においては球磨郡の小さい50人、60人の町村から来てもらっているということで、非常に感謝しております。以上でございます。

○5番（榮 正敏君） トータルで何人。

○町長（西村博則君） 52名。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） チコちゃんに怒られないように、ちゃんとお願ひします。

分かりました。各自治体より大変な数の職員の皆さんに当町は助けていただいているわけです。非常に難しい状況です。しかし、諦めることなく、各自治体に継続してお願いし、また、本町の3年以内の退職職員の皆さんにも声をかけていただき、この難局を乗り切っていかななくては、復旧・復興の早期実現の歩みをとめることになります。大変だとは重々分かっていますが、頑張っていたきたいと思ひます。

続いて、二つ目の質問に入らせていただきます。ちょっと早口になります。時間内に終わらせてろて相当なプレッシャーをいただきましたので。

入札制度について、現在の入札状況、落札率の指名競争入札あるいは一般競争入札の現況、災害復旧・復興に伴う工事発注に係る入札制度について伺ひたい。

町では、地震からの復旧・復興に関して多くの工事に取り組んでおられるが、道路、橋梁、河川はもとより、農地、農業用施設、公園、上下水道、公営住宅、そして役場庁舎や益城中学校な

どの建物の復旧工事、さらに災害公営住宅整備、避難路、避難地整備、内水氾濫対策等復興工事など、全ての分野において県と連携した迅速な対応が見えています。非常に感謝している次第です。

復旧工事については、災害査定を受け、国の高度な補助を受けての事業で、約1,400件を超える件数になっていると聞いています。これは町民の皆さんの社会生活基盤を支える上で必要不可欠な工事物件で急を要するものばかりです。

その工事発注に当たり、一定額の工事については地元経済の発展のため、また、地元建設業者育成ということもあり、多くの工事を地元建設業界へ発注されているところではありますが、しかしながら、業者さんの受注規模、管理資格取得者不足、従業員の不足、こういうことから不調・不落工事が発生していることも事実です。皆さん御承知のことと思います。しかも、その不調・不落が発生した工事は、農地の復旧、下水道事業の復旧と技術的に難しい工事の不調・不落が多かったと聞いていますが、この状況を打破するためには、どうしたら工事の不調・不落をなくして、迅速な工事着工にこぎつけるか否か見きわめたい。

県内の市町村では、工事の発注、落札の状況を広報紙で知らせる市町村もあります。不調・不落の状況、落札率の状況を広く町民の皆さんと共有しておくことは非常に重要なことであると思われまます。

また、町内業者への指名件数が発生件数のほとんどを占め、その結果として、町内業者の受注状況が不調・不落の一因となっていることも事実、否めないことでもあります。あの地震直後の町内業者の皆さんの献身的な応急工事対応は非常にありがたいことでした。

しかしながら、復興事業が本格化し、1,400件の物件の中で、今後も多くが事業が発注される状況にあることから、町外の業者による指名発注を増やすことなどの取り組みも視野に入れて、町民の皆さんが待ち望む復旧・復興事業の早期完成を図っていくことが必要になってきたのではないかと。

また、県、市、町外、町内業者の工事落札率の比較など分かれば、あわせて町長の見解を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の二つ目の御質問、通告によりますと、入札制度についての現在の入札状況、そして落札率の状況、指名競争入札、あるいは一般競争入札の現況、災害復旧・復興に伴う工事発注に係る入札制度につきまして伺いたいについてお答えをいたします。

災害関連工事につきましては、土木工事、建築工事の復旧工事と災害公営住宅、避難路、避難地整備などの復興工事に現在も取り組んでおります。

さて、現在の土木工事に関しましては、5,000万円未満の工事は指名競争入札で行っており、地元業者育成という観点から、クラスを分けて発注している状況です。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、業者の手持ち工事や技術者などの不足から、不調・不落が出てきている状況です。本年度の11月までの不調・不落は、全ての一般競争入札、指名競争入札、95件中15件と15.8%の不調・不落率で、その中で土木工事は61件中12件の19.7%と高くなっております。

議員御指摘のとおり、工事の発注、落札の状況を広報紙などで広く町民に周知し、共有してい

また、土木工事に関しましては、町内業者への指名が多くなり、その結果が不調・不落の一因になっていると考えられます。町建設業協会も地震直後は町の要請に対し迅速に応急工事に対応していただいたことは大変感謝いたしております。復旧・復興工事も、まずは町内業者を指名し、状況次第では、全社辞退のケースもありますが、町建設業協会も復旧・復興には全力で取り組んでいくという言葉をいただいておりますので、今後の指名競争入札は、町内業者の手持ち工事の状況などを見ながら、状況次第では町外業者だけのメンバーでの指名も含めて実施してまいりたいと考えております。

落札率に関しましては、熊本市が低く、91.65%、熊本県と地震被害がひどかった市町村、御船町、西原村、南阿蘇村、阿蘇市は、やはり落札率が高く98%超えで、高いところは平均でも99.5%を超えている自治体もあります。本町の町内業者の土木工事の平均落札率は99.12%で、被災市町村同様、高い落札率になっております。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

この不調・不落の続く中で、落札率が高どまり傾向にあるのは、先ほども言いましたが、業者不足、管理者不足が起因していると思われますが、県、市ともども、他県からの業者が多数入っている状況の中では、益城町も他の町外業者だけのメンバーの指名もやむを得ないかとも思いますが、極力町内業者の皆さんに入っていただきたいと思います。

また、私が常々言っていますが、通常、箱物と言いますが、建築物の分離発注の件では、今のところグラウンド整備工事と給食センター工事の電気工事が残念ながら一括発注となったのが私の記憶が確かならばですが、市内の他の業者から相当笑われました。何億、何十億の物件が何で一括発注かと、益城はばかじゃなかかと。俺がばかにされて怒られよごたっでした。

管理ができないと、たしか6月議会の私の質問に答弁で言われましたが、管理はできます。私たちはさんざん下請けでしっかりこなされてますから。また、専門の委託業者もあります。市も

県工事も管理してます。それからE R I、建築確認検査機構に委託することもできます。

私は、過去に防衛庁の工事を分離発注で2億2,000万の物件の工事を受けたときも、このE R Iの管理でした。もう嫌で嫌で、しかし、このE R Iに委託されると、私は非常につらいものがあります。このE R Iというのは高規格集団です。もう1級建築士以上の技術士集団です。このほかに電気技術士、日本空調学会の技術士と、私たちの頭とはレベルが全く違います。工事士じゃなくて技術士です。もう何か問われても何も言えません、「はい」としか。重箱の隅をつつくように、「あれはどうだろう、こうだろう」と小さいことの積み重ねで、もう逃げようごたったです、書類がですね。もう大嫌いです。もう二度としたくありません。

今後、町は大規模物件に関して一括発注をするのか、町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、議員御指摘のとおり、熊本地震で被害が大きかった自治体、業者の手持ち工事や技術者の不足などで不調・不落や落札率が高どまり傾向にあるのは確かです。震災後の町の土木一式の復旧工事の指名競争入札は、町内ランクで指名しておりますが、工期の延長や入札での全社辞退などが徐々に発生をしております。

このような状況を踏まえ、今後の指名競争入札におきましては、町外業者への指名も含め、業者選定を行ってまいりたいと考えております。

次に、工事の分離発注につきましては、建築工事におきまして、状況に応じて一括発注や分離発注を行っておりますが、竣工までの期限がなく、分離発注で一般競争入札を行った場合、本体工事が不調の場合、電気設備工事と機械設備工事の入札を取りやめなければなりません。また、分離発注の場合は、その分経費増にもなりますので、一括で発注している工事もあります。

今後、益城中学校、役場庁舎、複合施設の大型箱物工事の入札も控えておりますので、建築竣工期限などの問題も含め、総合的に判断して、一括または分離で工事発注を行うかを検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の質問なんですが。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○5番（榮 正敏君） 3回目の質問です。

状況に応じてと逃げられたようでありますが、この町外業者の指名選考ということにおいては本町の規定があると思いますが、緩和することなく、今までの実績や書面だけでなく、本当に管理者がいるのか、管理者を雇っているところもあります。ちゃんと調べてから選考してほしいと思います。

また、分離発注の場合は経費がかかるというのは、これはどういうことなのか。一括発注は電気設備、機械設備、建築、その合算、積み上げの合算が一括発注になってくると思います。ただ、管理を、現場管理をどこがするかということになれば、一括発注の場合は建築。ただ、分離発注でも、安全面とかそういう面では、全部建築が母体となって、その下に分離発注でつく、我々機

械設備、電気は、その下について仕事をやっております。どうして一括発注は経費がかかるか、この2点を再度伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の3回目の質問にお答えをします。

入札におきましては、指名願をもとに技術者の有無を確認しておりまして、また、指名競争、一般競争入札も、契約前には技術者などの届け出を確認し、契約を行っております。ただし、指名競争入札におきましては、指名前に技術者の有無については直接確認は行っておりません。

続きまして、分離発注の場合、各々の業務に応じて経費がかかることになり、直接工事費が低くなれば経費率が高くなることとなっており、分離発注の場合が一括発注より工事費の割高となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 安くなる方法を考慮して頑張れば、できる。

この辺で町長をいじめるのはやめて、優しく、続いて三つ目の質問に移らせていただきます。

橋梁整備と通学路対策について伺いたい。

熊本地震により多くの公共施設が被災しました。役場庁舎をはじめとして体育館、文化会館等の建物、道路や橋梁、河川堤防、上下水道施設、ありとあらゆる施設が損壊しました。

2年8カ月が過ぎ、波を打っていた道路も、一部を除き大部分が補修も終わり、地震の跡が次第に薄れてきたように思われますが、そのような中で、秋津川や木山川にかかる橋梁については、地震により20本の橋が落橋や損壊を受け、いまだに通れないところもあります。常日ごろ利用していた町民の皆さんにとっては大変不便な状態が続いていると思われます。

河川にかかる橋は、生活をする上で移動に欠かせないものであり、全ての人が恩恵を受けております。特に、毎日通学や通勤に使っていた町民の皆さんにとっては、非常に不便を感じているのではないかと思います。通勤で通っていた方々にとっては、移動手段が車であれば少し遠回りしてでも通えばいいのですが、通学で、特に歩いていた子どもたちにとっては、時間をかけて遠回りをして学校に行かなければならないという状況になります。大変な不便と苦痛を感じていることと思われます。さらに、復旧工事に入って通行ができなくなることも出てくることから、長期にわたって負担を強いられるのではないかと思います。

そのような状況を考えるに当たって、橋梁の復旧工事は、道路の復旧工事に比べて遅くなっているのではないかと思います。確かに河川堤防の復旧が終わらないと工事にかかれないうところもあるとは思いますが、長期間の通学への影響は、子どもたちへの負担が多くて、かわいそうで、何とかしてやりたいと思うものであります。

そこで、橋梁の整備状況と今後の見通し、そして、子どもたちの通学対策について、どのように考えているのか、伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の三つ目の御質問、秋津川、木山川にかかる橋梁の今後の整備状況と子どもたちの通学路対策について、どう考えているのかについてお答えをします。

町が管理します橋梁につきましては、熊本地震により落橋しました橋梁を含め、20橋が被災しております。中でも、秋津川、木山川にかかる橋梁については、秋津川が6橋、木山川が7橋の13橋が被災しております。

13橋の災害復旧につきましては、熊本県が管理する木山川と秋津川の河川災害復旧とあわせ、一体的な復旧事業を行うことを目的に、熊本県に橋梁災害復旧の事業委託申請を行い、昨年8月に、益城町災害復旧事業の施工に関する基本協定書を締結し、熊本県において復旧事業を行っていただいているところです。

復旧工事の進捗状況としましては、平成29年度に木山川にかかる第一平田橋、第二宮園橋、五楽橋の3橋を発注し、第一平田橋につきましては復旧を完了しているところでございます。

平成30年度につきましては、木山川にかかる第二平田橋、田中橋下部工、第一畑中橋下部工と秋津川にかかる広崎橋、馬水橋、宮園橋の計6橋を発注し、工事契約を締結しております。

平成31年度では、木山川にかかる三竹橋と秋津川にかかる安永橋、福富橋の3橋を予定しております。

続きまして、通学路対策につきましては、児童生徒の安全な通学路を確保するため、隣接する橋梁を同じ年度に施工することがないよう、委託先である熊本県と協議を行い、復旧工事を進めているところでございます。

しかしながら、今年度施工の第二平田橋につきましては、隣接する田中橋が熊本地震の際に落橋しており、復旧工事を実施することで、益城中央小学校に通う平田地区内の児童の通学距離が長距離になってしまうことから、小学校及び教育委員会と協議を行い、町所有のマイクロバスにより送迎をすることで対応を行っているところでございます。

今後も、復旧事業につきましては、児童生徒の通学に対する安全確保に努め、事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 2回目の質問です。

木山川、秋津川やそのほかにかかる20橋の橋梁工事は、31年度で全部工事が完了するということですか。非常にありがたいことです。橋は住民にとって非常に重要な交通手段です。生活基盤を揺るがすものです。子どもたちの通学対策に、町所有のマイクロバス等による通学対策を行い、子どもたちの負担軽減、安全対策に万全の施策をとっていただきたい。

町長、31年度で橋梁工事は完成ですか。町長に伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の2回目の御質問にお答えします。

橋梁の災害復旧工事の進捗状況でございますが、20橋の内訳としまして、町が復旧工事を行う7橋のうち、6橋につきましては既に工事を完了しております。残り1橋につきましては、現在施工中の第一畑中橋の復旧工事に影響する箇所となっていることから、第一畑中橋の復旧工事が完了する平成31年度に工事を予定しております。

また、熊本県に事業委託を行っている13橋のうち、発注済みが9橋ありますが、既に第一平田

橋は工事が完了しております。発注済みの残り8橋のうち、田中橋と都市計画街路事業により工事を予定している木山橋を除き、平成31年度に工事が完了予定です。平成31年度には、残る3橋の復旧工事の発注を予定しており、今後も熊本県と一丸となって、1日も早い完成を目指し、復旧工事を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 県工事との絡みで3橋残るちゅうことですね。橋梁の不備は町民の皆さんの生活環境に非常に影響を及ぼします。1日も早く復興完了を目指し、頑張ってください、子どもたちにとって安全な通学路の確保をあわせてお願いします。

続いて、四つ目の質問に入らせていただきます。

災害時の命を守る避難路、避難地としての道路、公園の整備状況について伺います。

さきの4.16地震直後の状況は、今でも鮮明に思い出すものです。家々が押し潰され、塀も倒れ、電線もぶら下がり、橋は落橋か通れない、道路は舗装が波打ち寸断されて、本当に地獄のような光景でありました。町民の皆さんは、避難できるところに着のみ着のままやっとの思いで逃げてこられて、必死で我が命を守っておられました。地震から必死で逃れるために、倒れた家屋や塀を乗り越えて、さらに学校や役場などを目指していかなければならなかったのです。道路が広くて、塀が倒れても歩いていけるぐらいの余地があったら、近くに避難する公園があったらとか、当時は誰もが思ったことでした。

その反省から、安全に避難できる道路づくり、一時的に避難できる公園等の避難所づくりに取り組まなければならないと誰でも思ったことでした。

ある調査によると、益城町は、市街地の面積の割合からすると、公園の比率が非常に他の町村に比べて少ないということです。

町の中心部は、今度の区画整理事業により、道路、公園等もちろんと県の青写真の中に組み込まれているでしょう。しかし、それ以外の町内の各地域では、まちづくり協議会が設置され、自分の地域のことをみずから考え、地域の未来を姿をどのように描いてまちづくり、村づくりを進めていくかを皆さんで議論を重ねております。

あのときの反省を生かし、避難の中心となる地域道路を拡幅したり、一時避難所となる地域の公園を整備しようという皆さんの思いに応えるため、避難路となる道路の整備、避難地となる公園の整備、あるいは空き地、空き家を利用した避難地の整備等々がなされようとしていますが、しっかりと町として応えていただけるのでしょうか。

現時点での整備状況と今後の整備計画及び整備期間はどの程度を予定しているか、伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の四つ目の御質問、避難路、避難地としての道路、公園の整備状況と今後の整備計画、工事予定はどの程度を予定しているのか伺うについてお答えをいたします。

熊本地震では、町内のほぼ全ての住宅が被害を受けるとともに、これら住宅や電柱などが狭い道を塞ぐなどして、住民の方々の避難に大変な困難が生じました。

このことから、復興計画に掲げる「災害に強いまちづくり」には、まずは議員御指摘の、災害時に命を守る、避難地、避難路の整備が急務であると認識をしております。そして、この避難地、避難路は、実際に被災された地域の方々の思いを踏まえて整備する必要があります。

現在、町内に24のまちづくり協議会が設立されており、各協議会から、避難路、避難地などの整備の提案がなされております。これを受けて、町では優先順位などを検証し、あわせて整備箇所などについても各協議会に説明して事業化に取り組んでいます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 2回目の質問です。短くいきます。

現在の具体的な工事予定等について、分かる範囲でいいですから、伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の四つ目の2回目の御質問、現在の具体的な工事予定などについて、分かる範囲で伺いについてお答えをいたします。

整備計画におきましては、まちづくりの提案書をもとに、益城町まちづくり計画に位置づけ、必要性などを検証し、避難路、避難地整備の測量設計業務委託を発注をしております。

避難地、避難路の整備には用地買収が伴い、分筆登記を必要とします。買収の筆数も多く、また、相続の手続や抵当権の解除など、解決に時間のかかる箇所もございます。買収が終わり次第ではありますが、年度内の工事発注と31年度工事完成を目指しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 全て、すぐに、何もかもというのは無理があるのは重々承知の上です。しかし、今必要なのは、農山村地域では過疎化が進み、災害時に緊急避難できない避難弱者がおられます。この人たちにとっての命のつては、避難路、避難地です。まちづくり、あるいは村づくり協議会から上がってくる要望を取り上げていただき、今後の災害対策に万全を期していただくように要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

早口で済みませんでした。ずっと住み続けたい益城町を目指して、終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員、議長権限によりですね、発言の取り消しを申し上げます。

榮正敏議員が冒頭発言の、・・・・・・・・・・・・・・は、不穏当と認めますので、発言の取り消しを命じます。それでございますか。

○5番（榮 正敏君） はい。

○議長（稲田忠則君） はい。分かりました。

榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後5時05分

平成30年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年12月11日午前10時00分招集
2. 平成30年12月18日午前10時00分開議
3. 平成30年12月18日午前11時52分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第122号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第123号 工事請負契約の変更について
- 日程第4 議案第124号 工事請負契約の変更について
- 日程第5 議案第125号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第126号 公有財産の取得について
- 日程第7 議案第127号 公有財産の取得について
- 日程第8 議案第128号 公有財産の取得予定価格の変更について
- 日程第9 議案第129号 公有財産の取得予定価格の変更について
- 日程第10 議案第130号 益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 議案第131号 監査委員の選任同意について
- 日程第12 議案第132号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 18番 稲田忠則君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 17番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
総務課審議員	塘 田 仁 君	総務課審議員	富 永 清 徳 君
企画財政課長	山 内 裕 文 君	生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	坂 本 祐 二 君	住民保険課長	森 部 博 美 君
こども未来課長	木 下 宗 徳 君	健康づくり推進課長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	深 江 健 一 君	産業振興課長	安 田 弘 人 君
都市建設課長	荒 木 栄 一 君	公営住宅課長	河 内 正 明 君
復旧事業課長	増 田 充 浩 君	復興整備課長	坂 本 忠 一 君
復興整備課審議員	米 満 博 海 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	吉 川 博 文 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君	下水道課長	水 上 眞 一 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、17番荒牧昭博議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員長報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。総務常任委員長坂田でございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成30年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第110号、益城町四

賢婦人記念館条例の制定について。議案第111号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第112号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第113号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第114号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第115号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第116号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第117号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第118号、第6次益城町総合計画基本構想について。議案第119号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年12月11日。②審査状況。平成30年12月14日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月17日午前10時から、全委員出席のもと、益城町学校給食センター新築工事現場、大辻遺跡発掘調査現場及び益城町四賢婦人記念館新築工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第104号ほか10件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第104号、議案第110号、議案第118号及び議案第119号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。議案第111号、議案第112号、議案第116号及び議案第117号については、原案のとおり賛成多数で可決することに決定した。議案第113号、議案第114号及び議案第115号については、賛成少数で否決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第104号について、歳入では、住宅使用料について質疑があり、担当課長から、惣領団地の災害復旧工事に係る減免措置に伴う減額補正であるとの説明を受けた。また、土木費国庫補助金及び土木費県補助金のコンクリートブロック塀撤去費等について質疑があり、担当課長から、国及び県からの補助率等の説明を受けた。

次に、歳出では、人件費全般にわたる時間外勤務手当について、増額となった要因と平成28年度からの推移等について質疑があり、担当課長から、増額となった主要因や時間外勤務手当に係る額の推移について説明を受けた。2款総務費6目防災費の災害備蓄用消耗品費について質疑があり、担当課長から、備蓄米として米3トンを購入し、それを通常の給食に使用し、使用した分を給食センターで補充することにより、常時3トンの備蓄米を保有した状態にしておくとの説明を受けた。また、10款教育費2項小学校費の施設器具費について質疑があり、担当課長から、小学校4校で6学級分の特別支援学級の児童用机、椅子などの費用であるとの説明を受けた。

議案第110号については、四賢婦人記念館の完成開館時期について質疑があり、担当課長から、来年の3月中には開館する予定であるとの説明を受けた。

議案第111号については、町の財政見通しについて質疑があり、担当課長から、9月の説明と同様で、平成32年度から約10億円の財源不足が発生する見通しであるとの説明を受けた。

議案第113号については、一部委員から、町長給与及び議員報酬は郡内で一番高く、震災後で

もあることとあわせ、今後の財政見通しにおいて新たな増収策がない状況での増額の改定には反対であるとの意見があった。

議案第116号については、使用料の額決定に係る経緯等について質疑があり、担当課長から、使用料手数料等の適正化に関する基本方針に基づき計算したものを益城町使用料等審議会に諮り提案したもので、あわせて、今回は新たに区分を設け、利用促進も図ったものであるとの説明を受けた。また、委員から、使用料については、震災前の平成27年度と完成後の平成31年度の利用者数等を検証し、使用料の見直しも含め早い段階で検討するよう意見があった。

議案第112号、議案第114号、議案第115号、議案第117号、議案第118号及び議案第119号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した益城町学校給食センター新築工事現場については、現地において、担当課長から、1月中には建築工事が完了予定であること、3月から飯野小学校及び津森小学校への給食を開始する予定であることなどの説明を受けた。

大辻遺跡発掘現場については、現地において、担当学芸員から現在の発掘状況の説明を受けるとともに、災害公営住宅の建設予定地であるため、少しでも早く作業が完了するように、通常より多くの人員を配置していることを確認した。

益城町四賢婦人記念館新築現場については、現地において、担当係長から館内施設の説明を受けるとともに、工事の進捗状況を確認した。また、委員から、現地までのアクセス道路の改良と案内板の設置が必要ではないかとの意見があった。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年12月18日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、総務常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員長の松本です。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成30年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第105号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第106号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。議案第109号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第120号、指定管理者の指定について。議案第121号、益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年12月11日。②審査状況。平成30年12月14日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月17日午前10時から、全委員出席のもと、益城町町民憩の家、田原第2

団地、益城町四賢婦人記念館新築工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第104号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。104号については、応急仮設団地内商業店舗等維持管理支援事業補助金について質疑があり、担当課長より、復興基金を活用するもので、テクノ仮設団地内の復興商店街は中小機構事業用仮設施設整備支援事業による助成が終われば対象となる。また、今後リースによる商業店舗の出店があれば助成の対象となるとの説明を受けた。また、障害児施設給付金について質疑があり、担当課長より、町内だけでなく上益城郡内の施設を利用する対象児童が増えたことによる通所給付費の増額に伴うものであるとの説明を受けた。

議案第120号については、益城町町民憩の家指定管理者の指定業者について質疑があり、担当課長より、公募で1業者の応募があり選定されたこと。また、この業者は現指定管理者でもあり、収支状況については毎年度末に実績報告を受けているとの説明を受けた。

議案第105号、議案第106号、議案第109号、議案第121号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。現地視察では、益城町町民憩の家において、施設管理者から今後の運営方針について説明を受け、災害復旧事業で改修したポンプ小屋の基礎等を確認した。町民の皆様が親しまれ、健康づくりの推進に努めていただきたいと要望した。

田原第2団地においては、全体配置図等により現地で進捗状況を確認した。

益城町四賢婦人記念館新築工事現場においては、担当課職員から施設の概要について説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年12月18日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧委員長欠席のため、石田秀敏副委員長。石田副委員長の報告につきましては、自席からの報告を許します。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君） 副委員長の石田です。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。平成30年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（建設経済委員会関係）。議案第107号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。議案第108号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年12月11日。②審査状況。平成30年12月14日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員中4名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月17日午前10時から、全委員中3名出席のもと、災害公営住

宅砥川工事現場、国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場整備予定地、益城町陸上競技場災害復旧工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第104号ほか2件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第104号、議案第107号、議案第108号については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第104号については、国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場整備について質疑があり、教育旅行での利用をするのであれば、トイレ設置も必要ではないかとの意見が出された。また、コンクリートブロック塀撤去費等について、地震後、壊れたブロックを先に撤去した方に対する遡及はないのかとの意見が出された。

議案第107号については、益城町浄化センター長寿命化更新事業に合わせ、4車線化、区画整理事業で人口が増加した場合、処理場の拡張が行われるのかとの意見が出された。また、震災に伴う公共汚水ます設置工事について、予定箇所数とその発注方法に対する質疑が行われた。

議案第108号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、災害公営住宅砥川工事現場、益城町陸上競技場災害復旧工事現場については、現地において担当課より説明を受けるとともに、進捗状況を確認した。

また、国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場整備予定地については、現地を確認し、担当課より説明を受けた。

災害公営住宅砥川工事現場、益城町陸上競技場災害復旧工事現場については、現場の安全性に留意し、早期完成を目指すよう意見があった。

国天然記念物布田川断層帯谷川地区駐車場整備予定地については、地域住民に配慮した工事を行うようにとの意見があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年12月18日、建設経済常任副委員長石田秀敏。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任副委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員会の委員長及び副委員長の報告を終わります。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明にお願いいたします。

それでは、これより各常任委員長及び副委員長の報告に対する質疑を許します。各常任委員長及び副委員長の報告に対する質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上です。

総務委員会報告書に対する、委員長にちょっとお尋ねしたいと思います。

報告書の中で、議案第113号、議案第114号、議案第115号については、賛成少数で否決することになったととなっておりますが、どういうことでそういうふうになったのか、理由を教えてください。

もう一つ聞きたいと思います。2枚目に、平成32年度から10億円の財源不足が発生する見通しであるとの説明を受けたということになっておりますが、説明を受けたことはよく分かります。それに対する、財源不足に対応する今後の対応処置はどうしていくかというような説明、または委員会での検討はあったのか、なかったのか、あったとすればどういうことがあったのか説明してください。

以上2点、お伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員の質問にお答えいたします。

まず、議案第113号、議案第114号、議案第115号の否決になった理由については、どのようなことでの結果であるかという御質問だったかと思いますが、今回は、委員さんの中で3名の方から意見をいただいておりますけれども、その給与についての県内の市町村を調べてみた結果、報告の中にもありましたけれども、益城町のほうがちょっと高目にあったということで、あったというようなことを申し上げられましたので、そういったところが御納得がいかなかった点ということになるかと思えます。特別職等の給与について、一般職に当たる給与などについては、それぞれの自治体独自で決めているものであるという執行部からの額の説明、差があるということなどの説明はなされましたけれども、そちらのほうが納得いかないというような状況だったかと思っております。

それから、先ほどのもう一つ、10億円の不足についての御説明がどのように詳しくあったかということでございましたけれども、中期財政見通しについて9月定例会で説明もあっておりましたけれども、30年度から財源不足が発生していくということの説明がありました。平成32年度では単年度で約10億円のこの財源不足がどうしても発生する見通しであるということと含め、財源のこの不足に対しては、使用料の見直し、未収金等対策、ふるさと納税、企業誘致、定住促進等による増収での対応を図り、今後、国との補正予算の活用などを見越していきたいということでの説明を受けております。

それから、財源不足の状況について、県のほうも承知をなさっておられるということで、県と一緒に国に要望していただいているところでもあるということ述べられました。ただ、その補正予算の活用や特別交付税の支援について、今後見込まれると考えてはおられるんですけれども、あわせて、補助率のかさ上げ等の要望についても、町長を先頭に、県と一緒にっていくという説明などもありました。

それとあわせて、先ほど竹上議員がお聞きになりました、10億円の財源不足が解消する手当のことをおっしゃったかと思うんですけれども、これがすぐに手当があるとは言えないので、これに対して、国に対し説明しなければならない部分で、一緒に努力をしていくというような執行部からの詳しい御説明がありました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 2回目の質問をいたします。

委員長、給与ではなく報酬でございます。給与とおっしゃいましたけど。

○総務常任委員長（坂田みはる君） あ、すいません。

○15番（竹上公也君） 確かにですね、民間から比べれば、非常に地方自治体の皆様方の給与は低いと思います。全体的に高いということであれば、高いかも分かりません。だけど、どこかの町が一番高いと、どこかに出てきよった、益城町が一番高いと、いうことも必要なのかも分からないし、またね、ならして平均的な費用にしたいということも考えられるというふうに思います。どちらがどうという話ではなくて、そういう気持ちを持った方がいらっしゃるんだったら、やはりみんなで考えていかないかなだろうというふうに考えます。

それから、10億円の財源不足については、企業誘致とか、いろいろ国へお願いする、県にお願いする、使用料をちゃんと入れていただくと、いろんな方策はあるかと思いますが、企業誘致がね、一番本当は手っ取り早いんでしょうけども、なかなかね、誘致する場所がないということで、先日の一般質問で行いました、いわゆる調整区域を市街化区域へしたほうがいいんじゃないかなろうかというような話もしましたが、いずれにしてもですね、財源不足について、大変これから厳しくなってますので、何とかして自主財源を確保するということに努めていただきたい。そのためには、やはりみんなで考えて、特に執行部の皆さん方には御苦勞をかけますけれども、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

福祉常任委員長に2点ほどお聞きいたします。

視察の結果と意見のところで、益城町町民憩の家について、施設管理者から今後の運営方針について説明があったと。どういう説明があったのか、お聞かせ願いたい。

それから、田原団地ですね、おいて、全体の配置図とか、現地に進捗状況等を確認したということで、どういう説明があったのか、そして、入居は大体いつごろだったのか、それをちょっとお尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の1回目の質問にお答えします。

町民憩の家のいろいろな説明があったということでございますが、どんな説明かということは、これからの運営方針といいますか、会社ですね、経営理念とか経営指針、経営目標、また、あとは、これからですね、町民の皆様に寄り添って、いろいろと利用していただきたいということで、またともに頑張っていきますということを話されました。

それと、田原団地の、担当もいらっしゃらなかったのが、役場のほうですね、いろいろ現地を見ましたが、なかなか、私が感じたことは、まだ、2月いっぱいに入居ということだったと思います。それまで工事のほうを頑張っていたきたいということを申し上げました。以上でこ

ざいます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。憩の家については、経営理念とか運営について、いろいろこう、お話があったと言われましたが、この指定管理者制度になって五、六年ですかね、たつのが、もうそういう間になっていると思いますが、それについてですね、恐らく、銭湯が100円か、町内は100円、町外は200円ということでしたかね、そういうことで、例えば、それで経営が成り立っていくか、成り立たんのを、どう町が補給していくか。その町の補給について、大体今どのぐらい金額的に、その金額を教えてください。

それから、田原団地においては、2月入居の予定ということでございまして、担当の説明がいらっしゃらなかったということでございますので、憩の家について、もう一度その点について伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、今ですね、憩の家に対して、町がどれだけのですね、金額をですね、出しているかということにつきましてはですね、委員会のほうでは、そういう質疑はあっておりませんので、はい。

○16番（渡辺誠男君） それは、なかなかで、委員長が言わないかんね。

○議長（稲田忠則君） はい、分かりました。

○16番（渡辺誠男君） 委員長が言うことやなかね。

○議長（稲田忠則君） はい。

松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

町からの補填はあっておりません。収支は0ということです、プラスマイナス0ということでございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） ありがとうございます。200円で経営が成り立っているわけで、町外が200円、町内が100円ということで、それで成り立っているということですかね。指定管理者はそれで、一定成り立っていますね。成り立っていますか。

（自席より発言する者あり）

（「町から補填があると」と呼ぶ者あり）

町から支援のあるでしょう、年間、その分をちょっと。

○議長（稲田忠則君） ここでですね、ちょっと暫時休憩いたします。それではですね、10時50分からですね、再開いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

渡辺議員の3回目の質問に対しまして、再度、松本委員長、答弁をお願いいたします。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 渡辺議員、3回目の質問にお答えします。

審議はありませんでしたが、いただいた資料の中に、町が指定管理料として委託料を払っております。その金額のことですかね。

（自席より発言する者あり）

それで運営をしているということです。

（「金額は幾らですか」と呼ぶ者あり）

金額は、消費税込みの1,808万3,000円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長並びに副委員長に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案第104号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）から議案第112号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでに対する委員長報告に反対の方、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。宮崎でございます。

私は、議案第111号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第112号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定の2案について、総務常任委員長の報告に反対する立場から意見を述べます。

本議案を含むベースアップ5議案について、総括質疑、委員会での審議、担当者との協議の場を通じ、周りの市町村の状況、町のこれまでの状況、さらにベースアップのための必要経費等について懇切丁寧な説明を聞き、なぜ今回ベースアップが必要なのかについて十分に理解することができました。特に職員の初任給については、町長や議員とは違い、熊本県下で最低の額とのことです。私も若い人たちのためにベースアップをすべきではないかと、何回も何回も自問自答いたしましたが、どうしても近々町が当面するであろう平成32年度、33年度の約10億円規模の財源不足のことが頭から離れませんでした。

これから町としても、経費節約や新たな歳入増に努力されると思いますが、この10億円の財源不足への手当が明確にならないままでは、今後、町の行政に大きな支障を来すと思います。さらに、この10億円という額は、到底町だけでは解決できる額ではなく、国や県に支援をお願いせざるを得ないことになると思います。その際、問題になるのが、町としてどれだけ辛抱し、どれだけ努力してきたのかということが問われることになると思います。

私は、2年後に町が直面する財源不足を乗り越えるため、今しばらくの間、町として職員や特別職、議員等のベースアップは我慢すべきだとの思いから、本議案に反対いたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

6 番中川公則議員。

○6 番（中川公則君） 6 番中川でございます。

私は、議案第111号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第112号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回、提案されました議案第111号及び議案第112号は、人事院勧告に基づき実施されたもので、仮に今回、給与改訂を見送ることになれば、民間はもとより、他自治体との給与格差が出ることになります。それは、みずからも被災した職員も多い中、他自治体との給与格差が広がることにより、復旧・復興に全力で当たっている職員のモチベーションを下げる結果になることが懸念されます。また、今回の給与水準の引き上げは、特に若手職員の給与の引き上げ額が多くなるように、初任給について1,500円、若年層については1,000円程度の引き上げがされていることを踏まえると、町政運営を担っていく若手職員のやる気をそぐことになるとともに、今後の職員採用にも影響を及ぼす結果になりかねません。

よって、私は議案第111号及び議案第112号に賛成するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論ないようですので、これで議案第104号から議案第112号までに対する討論を終わります。

次に、議案第113号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第115号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでに対する委員長報告に反対の方、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第113号から議案第115号までに対する討論を終わります。

次に、議案第116号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第121号、益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議についてまでに対する委員長報告に反対の方、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

7 番吉村建文議員。

○7 番（吉村建文君） 7 番吉村でございます。

議案第116号及び議案第117号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を申し述べます。

まず、議案116号ですが、益城町陸上競技場の使用料を変更するものでありますが、平成31年4月に利用を開始するに当たり、その利用料金を変更しようとするものです。

そもそも陸上競技場は、平成28年4月の震災により利用することができなくなり、やっと3年が経過して、利用再開できるようになったものです。その間、町民の皆さんに迷惑をおかけしたわけです。町民の皆さんも利用再開できることを心待ちにしておられると思います。そのときに、料金を上げた形で再開することは、いかがなものかと思われまふ。その上げ幅も、今回は競技場全体を利用する場合、50%の値上げをしているわけですが、これまた異常な上げ幅というよりはかはありません。ただ、今回は区分を細かく分けたという点では意味があると思われまふが、平成22年に料金体制を整えられ、今回の改正になったというわけですが、それにしても上げ幅が大き過ぎると言わざるを得ません。聞くところによると、料金の改訂は3年に1度ということで、平成22年から2回は改訂する機会があったと思われまふが、その間は全く改訂なされなかつたわけです。今回、改訂するに当たり、もっと町民の皆さんのことを考えてやるべきではなかつたかと思ひます。

益城町陸上競技場は、町民の皆さんにとって、健康増進、健康管理の上でも大事な施設であり、また、町外の方にとっては、料金は倍額支払わなければならないわけですから、もう少し考え直さなければならないのではないのでしょうか。議員各位の公正な判断を仰ぐところであります。

議案第117号についても、テニスコートの使用料を変更しようとするものでありますが、同様の考え方から反対意見を申し上げます。ちなみに上げ幅は、テニスコート利用の場合、約17%、照明施設の場合は20%、陸上競技場の場合、上げ幅は全体で50%、照明施設は25%のアップになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

3番 富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） 3番富田でございます。

私は、議案第116号、益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第117号、益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

今回、提案されました、陸上競技場の使用区分と使用料金、テニスコートの使用料金につきましては、益城町使用料金等審議会の答申に基づき改正されるものであり、私は次の三つの理由により賛成いたします。

一つ目は、今回提示された使用料金は、施設維持経費、使用時間と一定の受益者負担割合などから算出されたものであります。また、熊本地震からの復興に多額の予算も必要となり、町の中長期財政見通しは厳しい状況にあります。そのような中、受益者である施設利用者に一定割合の負担をしていただくことは必要であると思ひます。

二つ目は、陸上競技場につきましては、使用区分の変更により、これまでよりも安価に使用できる場合もあります。震災前の陸上競技場の利用状況は、サッカーの練習がほとんどであったと聞いております。サッカーの練習に使用します人工芝グラウンドにつきましては、新たに区分を

設けたことで、変更前と変更後でも同額となります。また、キッズや小学生のサッカー練習では、人工芝グラウンド半面利用で十分な場合もあり、この場合は、これまでの半額程度で利用が可能となります。

三つ目は、個人利用が追加されたことにより、利用が促進されると予想されます。これまでは、サッカーの練習として全面が貸し出されると、トラックを使つての陸上練習ができませんでした。が、今後は可能となります。短距離のスタート練習など、本番を想定したトレーニングが可能になり、特に中学校の陸上部の生徒には喜んでいただけるものと思います。

以上のことから、私は議案第116号及び議案第117号につきましては、賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第116号から議案第121号までに対する討論を終わります。

これより、議案第104号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から議案第121号「益城町と熊本県との間の平成28年熊本地震による災害により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を廃止することの協議について」までの提出18議案について採決いたします。

議案第104号から議案第110号までの7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第104号から議案第110号までの7議案については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第111号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第112号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号について、本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第113号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号について、本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案につ

いて採決します。議案第114号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号について、本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第115号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第116号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第117号については委員長報告のとおり可決されました。

議案第118号から議案第121号までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第118号から議案第121号までの4議案については委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第122号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、議案第122号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第122号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

広崎第2汚水幹線管渠築造(1工区)工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施

し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、施工場所が益城熊本インターチェンジ南側の町道部分の施工となり、区画整理西地区の取り込みに伴う管渠築造工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、施工延長が223メートルで、工法は300ミリ管の小口径推進工法となります。

契約金額は4,880万880円で、契約の相手方は、熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第122号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第122号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第123号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第123号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第123号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第1回益城町議会臨時会におきまして議決された、第3号、崎久保川（1工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額1億7,060万1,842円を、1億8,395万1,416円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、河川復旧工事に伴う数量変更増によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました崎久保川のコンクリート三面水路を復旧するものでございます。

水路に接する道路及び民地への乗り入れ部につきまして、災害査定ではコンクリート製のボックスカルバートによる復旧となっておりますが、工事に際し地盤の支持力を調査しました結果、基礎に必要な支持力が得られなかったことにより、基礎部分の対策が必要となりました。また、

コンクリート三面水路背面の埋め戻しにつきましては、床掘の際に発生しました土を再利用する計画となっており、こちらも土質を調査しました結果、埋め戻し材に必要な数値が得られなかったため、土質を改良する対策が必要となりました。このことについて、事業を所管する国土交通省に対し協議を行った結果、必要な措置が変更として認められたことにより、請負金額を1,334万9,574円増額するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 議案第123号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第123号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第123号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第123号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第124号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第124号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第124号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成30年第1回益城町議会臨時会において議決された、第4号、崎久保川（2工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額8,660万1,239円を、1億80万739円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、河川復旧工事に伴う数量変更増によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました崎久保川のコンクリート三面水路を復旧するものでございます。

災害査定では、当該区間は地震による災害が大きく、災害査定では、被災後の現地状況に合わせて復旧高を決定をしていました。工事において、官民境界の確認などを行いました結果、復旧高を上げる必要が判明したため、事業を所管する国土交通省に対し協議を行った結果、変更が認められましたことにより、復旧工事数量変更増加に伴い、請負金額を1,419万9,500円増額するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第124号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第124号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第124号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第124号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第125号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第125号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第125号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、平成29年第1回益城町議会定例会において議決された、平成28年度、災補河、第2776号、九尺掘川（1工区）河川災害復旧工事請負契約のうち、契約金額7,306万2,000円を、7,814万265円に変更するものでございます。

変更の理由としまして、河川復旧護岸の復旧延長増加によるものでございます。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました九尺掘川のコンクリートブロック積み護岸を復旧するものでございます。

復旧対象護岸の背後地に家屋が隣接している区間があり、復旧工事に際し家屋及び宅地擁壁に影響を及ぼす恐れがあることが判明いたしました。このため、事業を所管する国土交通省に対し協議を行った結果、変更が認められましたことにより、復旧工事の数量変更増加に伴い、請負金額を507万8,265円増額するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第125号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第125号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第125号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第126号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第126号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第126号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、広安西A工区に建設予定の鉄筋コンクリートづくり5階建てになります。別紙参考図のとおり、建設戸数は北棟34戸、南棟44戸の78戸を計画しており、北棟はペットを飼うことが可能としております。なお、別棟で木造平屋の集会所建設も予定しております。

現在、基本設計を終え、実施設計書作成中であり、平成31年度末の建物完成を予定しております。

取得予定価格は23億9,876万1,000円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目2番4号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第126号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第126号「公有財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第127号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第 7、議案第127号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第127号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、広安西 B 工区に建設予定の鉄筋コンクリートづくり 5 階建てになります。別紙参考図のとおり、建設戸数は 1 棟43戸を計画しております。なお、建物の 1 階部分の一部を集会所として計画をしております。

現在、基本設計を終え、実施設計書作成中であり、平成31年度末の建物完成を予定しております。

取得予定価格は14億3,330万3,640円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜 2 丁目 2 番 4 号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第127号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第127号「公有財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第128号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第 8、議案第128号「公有財産の取得予定価格の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第128号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅整備計画に係る財産取得で、馬水地区に建設予定の鉄筋コンクリートづくり 5 階建てになります。さきの 9 月議会におきまして、整備宅地の譲渡契約を御承認いた

だきましたが、今回は建物本体を追加するため、取得予定価格の変更をお願いするものです。別紙参考図のとおり、建設戸数は北棟59戸、南棟49戸の108戸を計画しております。なお、別棟で木造平屋の集会所建設も予定しております。

現在、都市再生機構におきまして建築施工業者の公募中であり、平成31年度末の完成を目指しております。

当初契約額を含めた取得予定価格は36億7,417万800円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目2番4号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第128号「公有財産の取得予定価格の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第128号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第128号「公有財産の取得予定価格の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第129号 公有財産の取得予定価格の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第129号「公有財産の取得予定価格の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第129号、公有財産の取得予定価格の変更について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設に係る財産取得で、安永地区に建設予定の鉄筋コンクリートづくり5階建てになります。さきの9月議会におきまして、整備宅地の譲渡契約を御承認いただきましたが、今回は建物本体を追加するため、取得予定価格の変更をお願いするものです。別紙参考図のとおり、建設戸数は北棟49戸、南棟44戸の93戸を計画しており、南棟はペットを飼うことが可能としております。なお、別棟で木造平屋の集会所建設も予定しております。

現在、都市再生機構におきまして建築施工業者の公募中であり、平成31年度末の完成を目指しております。

当初契約額を含めた取得予定価格は33億6,507万4,800円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目2番4号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） ちょっとお尋ねいたします。

先ほどの前のやつにもちょっと関係が出てくるんですけど、この公有財産の取得の予定価格ですね、今回は建物の部分も追加されると思いますけど、この価格の出し方ですね、数字の、これはどういうふうな流れで金額が出てくるわけですか。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。13番石田議員の御質問にお答えさせていただきます。

取得予定価格の算出の仕方ということでのお尋ねですけども、この議案につきましては、UR都市再生機構に業務を委託するものでございまして、UR都市再生機構さんのほうで基本設計をされた上で、この取得予定価格の算出をしていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） URさんから出された、提示された金額をそっくりそのままということですね。何も調整なんかは出てこんわけですか。

（「そうですね、はい」と呼ぶ者あり）

分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号「公有財産の取得予定価格の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第129号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第129号「公有財産の取得予定価格の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第130号 益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託 に関する協定の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第130号「益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第130号、工事委託に関する協定の締結について説明します。

益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託につきましては、随意契約により実施し、お手元の議案の内容で協定の締結を行おうとするものでございます。

本工事委託の概要ですが、本町の浄化センターが共用開始から約24年を経過しているため、施設の老朽化や機能低下に対し、改築及び電気機械設備などを計画的に更新していくものです。既に平成28年度から工事委託に着手しており、今回は、30年度、31年度の2カ年の工事委託の協定を日本下水道事業団と締結するものです。

事業費につきましては、30年度が3,300万円、31年度が1億6,000万円、合計1億9,300万円で、31年度の事業費につきましては、既に債務負担行為にて対応をしております。

工事の主な内容としましては、水処理施設の工事が最終沈殿地施設の汚泥かき寄せ機の改築、水処理に伴う除湿器排水ポンプの改修などで、また、汚泥処理施設につきましては、注入ポンプ、貯留タンクの改築などとなっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第130号「益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第129号は原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第130号「益城町公共下水道益城町浄化センターの改築（長寿命化）工事委託に関する協定の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第131号 監査委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第131号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第131号、監査委員の選任同意について御説明申し上げます。

平成30年12月22日に現行委員の任期が満了することに伴い、新たに後任の委員を選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。

今回、任期を迎えられます濱田義紀氏の後任としまして、益城町大字辻の城347番地の戸塚誠司氏を任命したいと考えております。

戸塚氏は、昭和50年に熊本県に入庁され、平成24年の定年退職まで、37年間にわたり熊本県職員として勤務されており、その御経験から行政事務に精通をしておられ、監査委員として最適任者であると考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第131号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第131号「監査委員の選任同意について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第131号「監査委員の選任同意について」の件については、同意することに決定しました。

日程第12 議案第132号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第132号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第132号、教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

平成31年1月3日に益城町教育委員会委員の任期が満了しますので、新たに後任の委員を任命する必要があります。そのためには議会の同意を得る必要があるため、今回提案いたしました。

今回、現委員の安尾氏が任期を迎えられますが、教育委員として適任でございますので、再任をお願いしたいと考えております。

安尾氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。安尾氏は、教育委員としての2年の実績と、これまでの男女共同参画懇話会委員の経験もあり、人格高潔で、教育に関し深い識見を有しており、最適任者と思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第132号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第132号「教育委員会委員の任命同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第132号「教育委員会委員の任命同意について」は、同意することに決定しました。

日程第13 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（稲田忠則君） 日程第13、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって指名推薦にすることに決しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に益城町長西村博則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました益城町長西村博則君を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員と定めることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました益城町長西村博則君を当選人と決定しました。

ただいま当選されました西村町長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

西村町長、承諾の意思表示をお願いいたします。

○町長（西村博則君） それでは、御指名いただきまして、ありがとうございます。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員となることを承諾いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

日程第14 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第14、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査の一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よつて各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月11日から本日まで8日間にわたりまして御協力をいただきまして、ありがとうございました。

これで平成30年第4回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員